

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2020年12月25日
【事業年度】	第6期（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）
【会社名】	株式会社スシローグローバルホールディングス
【英訳名】	Sushiro Global Holdings Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水留 浩一
【本店の所在の場所】	大阪府吹田市江坂町一丁目22番2号
【電話番号】	06（6368）1001
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 清水 敬太
【最寄りの連絡場所】	大阪府吹田市江坂町一丁目22番2号
【電話番号】	06（6368）1001
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 清水 敬太
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

(はじめに)

当社は、1984年10月23日に設立された株式会社すし太郎(以下「旧株式会社あきんどスシロー」という。)を前身としております。旧株式会社あきんどスシローは、すしを通して人々の暮らしを豊かにすることを経営理念に掲げ、より多くのお客様に良質かつ低価格なすしを味わっていただくために積極的に店舗展開を行うことで、日本の伝統食すしの発展に寄与することを目標としてまいりました。2003年9月18日には、東京証券取引所市場第二部に株式上場いたしました。

ユニゾン・キャピタル・グループに属する投資ファンドにより設立されたエーエスホールディングス株式会社は、2008年9月に旧株式会社あきんどスシローのマネジメント・バイ・アウト(以下「MBO」という。)を発表し、株式の公開買付け(以下「本公開買付け」という。)を実施いたしました。本公開買付けは、2008年11月10日に成立し、これにより旧株式会社あきんどスシローは、エーエスホールディングス株式会社の子会社となり、2009年4月1日に東京証券取引所市場第二部の株式上場を廃止いたしました。エーエスホールディングス株式会社は、2009年5月31日を効力発生日として旧株式会社あきんどスシローを消滅会社とする合併を行い、同日付でエーエスホールディングス株式会社の商号を株式会社あきんどスシロー(以下「前株式会社あきんどスシロー」という。)に変更いたしました。

その後、主要株主がユニゾン・キャピタル・グループ等からベルミラ・アドバイザーズ・グループが助言を提供するベルミラ・ファンドに異動するにあたり、ベルミラ・ファンドにより2012年7月31日に設立されたCEILジャパン株式会社は、2012年9月28日に前株式会社あきんどスシローの全株を取得し、同社を子会社といたしました。CEILジャパン株式会社は、2013年1月1日に前株式会社あきんどスシローを消滅会社とする合併を行い、同日付でCEILジャパン株式会社の商号を株式会社あきんどスシローに変更しております。

株式会社あきんどスシローは、2015年3月31日に単独株式移転により、株式会社あきんどスシローホールディングスを設立、持株会社体制に移行し、同社は2015年10月1日付で商号を株式会社スシローグローバルホールディングスに変更し、現在に至っております。

さらに2015年10月1日に新業態の開発を行う目的で、株式会社あきんどスシローから新設分割により株式会社スシロークリエイティブダイニングを設立し、同日に株式会社スシロークリエイティブダイニングが発行する全株式を株式会社あきんどスシローから当社に株式譲渡しております。

なお、2017年3月30日の東京証券取引所市場第一部への上場に伴う当社株式売出しにより、CEILは当社の親会社以外の支配株主に該当しないこととなり、2017年9月末現在における当社株式の保有比率は28.91%となりました。また、2017年9月29日締結の資本業務提携契約に基づくCEILによる株式会社神明に対する当社株式の譲渡により、CEILはその全株式を売却しました。

1 ベルミラ・ファンドはベルミラ・アドバイザーズ株式会社又はその関係会社(ベルミラ・アドバイザーズ・グループ)が助言を提供するファンドであり、ベルミラ・ファンドが全株式を保有するSardilux S.à r.l.を通じ、Consumer Equity Investments Limited(以下「CEIL」という。)の株式の過半を間接的に保有。

2 株式会社神明は、2018年10月1日付で商号を株式会社神明ホールディングスに変更しております。

#### (1) 株式会社すし太郎の設立と株式会社あきんどスシロー(旧株式会社あきんどスシロー)への商号変更

旧株式会社あきんどスシローは、創業者の清水義雄氏が1975年7月に大阪市阿倍野区において、個人ですし店(回転寿司ではなく、職人が客の注文に応じてすしを握るスタイルの店舗)を開業したことに始まります。その後、大阪市内においてテイクアウト専門店を開業する等の変遷を経て、1984年10月23日、回転すし店の店舗展開を目的とする株式会社すし太郎が大阪府豊中市に設立されました。その後、1999年8月1日に、株式会社すし太郎(代表取締役：清水義雄)を存続会社、清水義雄氏の実弟である清水豊氏が代表取締役を務めていた株式会社すし太郎(本社：大阪府吹田市)を消滅会社とする合併が行われ、2000年12月に商号を株式会社すし太郎から株式会社あきんどスシローに変更し、「すしを通して人々の暮らしを豊かにしたい」という経営理念の下、お客様には高品質で付加価値の高いサービスを継続的に提供するとともに、「回転すし総合管理システム」の導入などによる効率性の追求を併せて行うことで、お客様満足度の向上に日々努め、2003年9月18日に東京証券取引所市場第二部に株式上場いたしました。

#### (2) エーエスホールディングス株式会社によるMBOの実施

エーエスホールディングス株式会社は、旧株式会社あきんどスシロー(実質上の存続会社)株式の取得等を目的として、ユニゾン・キャピタル・グループに属する投資ファンドにより2008年8月8日に設立されました。

旧株式会社あきんどスシローの取締役会は、ユニゾン・キャピタル・グループからの戦略的非公開化の提案内容について、慎重に検討・協議した結果、当提案が従来の提携関係を越えた強固な資本関係を構築することで旧株式会社あきんどスシローの企業価値向上を企図したものであり、旧株式会社あきんどスシローが掲げる中期経営計画と整合するものであったことから、旧株式会社あきんどスシローの成長にとって極めて有意義であり、また本公開買付けの買付価格及び諸条件は旧株式会社あきんどスシローの株主にとって妥当なものであると判断し、本公開買付けについて、2008年9月24日開催の取締役会で決議し、賛同の意見表明をいたしました。

エーエスホールディングス株式会社は、2008年9月25日に旧株式会社あきんどスシロー株式等への公開買付けを実施し、2008年11月10日に成立しました。これにより旧株式会社あきんどスシローは、エーエスホールディングス株式会社の子会社となり、2009年4月1日に東京証券取引所市場第二部の株式上場を廃止いたしました。その後、エーエスホールディングス株式会社は、2009年5月31日を効力発生日として旧株式会社あきんどスシローを消滅会社とする合併を行い、同日付でエーエスホールディングス株式会社の商号を株式会社あきんどスシロー（以下「前株式会社あきんどスシロー」という。）に変更いたしました。

### (3) ユニゾン・キャピタル・グループ等からペルミラ・ファンドへの主要株主の異動

CEILジャパン株式会社は、ユニゾン・キャピタル・グループに属する投資ファンド等が保有する前株式会社あきんどスシロー株式の全株を取得する目的で、ペルミラ・ファンドにより2012年7月31日に設立されました。

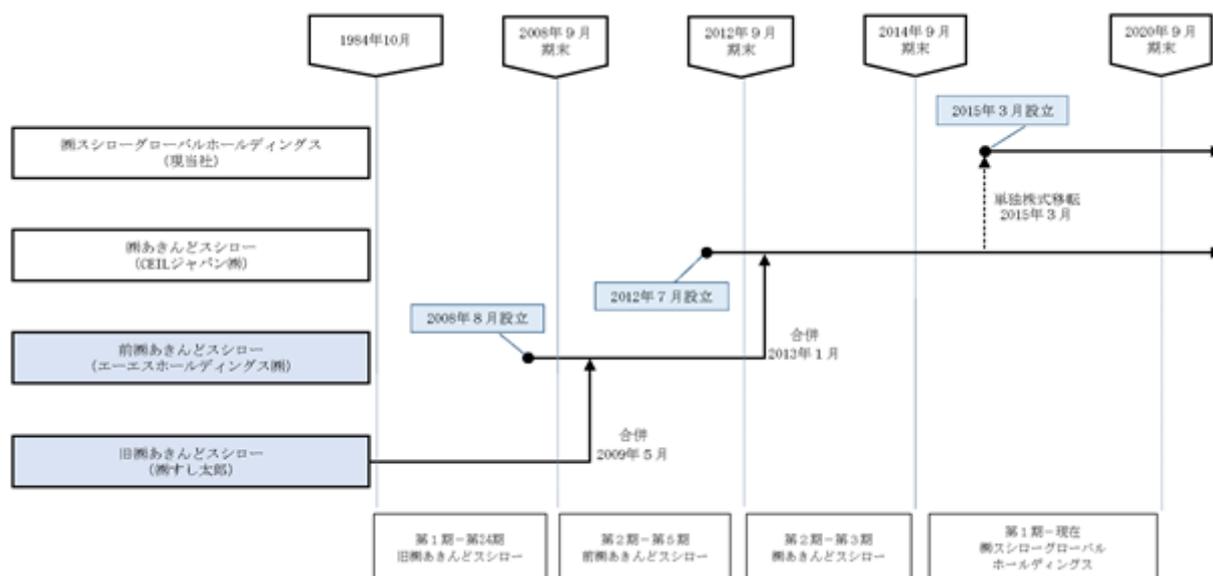
CEILジャパン株式会社は、LBO(Leveraged Buyout)を実施し、自己資金のほか金融機関からの借入約400億円の外部資金調達を実施することで、ユニゾン・キャピタル・グループに属する投資ファンド等から前株式会社あきんどスシロー株式の全株を2012年9月28日に取得しました。連結財政状態計算書に計上されている借入金の一部、ブランド53,596百万円及びのれん30,371百万円は当該子会社化により認識されたものであります。その後、CEILジャパン株式会社は2013年1月1日を効力発生日として前株式会社あきんどスシローを消滅会社とする合併を行い、同日付でCEILジャパン株式会社の商号を株式会社あきんどスシローに変更しております。なお、2015年12月に資本政策上の観点から自己株式250億株を総額250億円で取得しており、取得に要する資金を新規に借り入れております。当該自己株式は、2016年12月にそのすべてを消却しております。

のれんの減損については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク (21) 減損会計の適用に伴うリスク」及び「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 12. 非金融資産の減損」をご参照ください。借入金については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク (22) 多額の借入金及び財務制限条項への抵触に伴うリスク」及び「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 16. 社債及び借入金」をご参照ください。

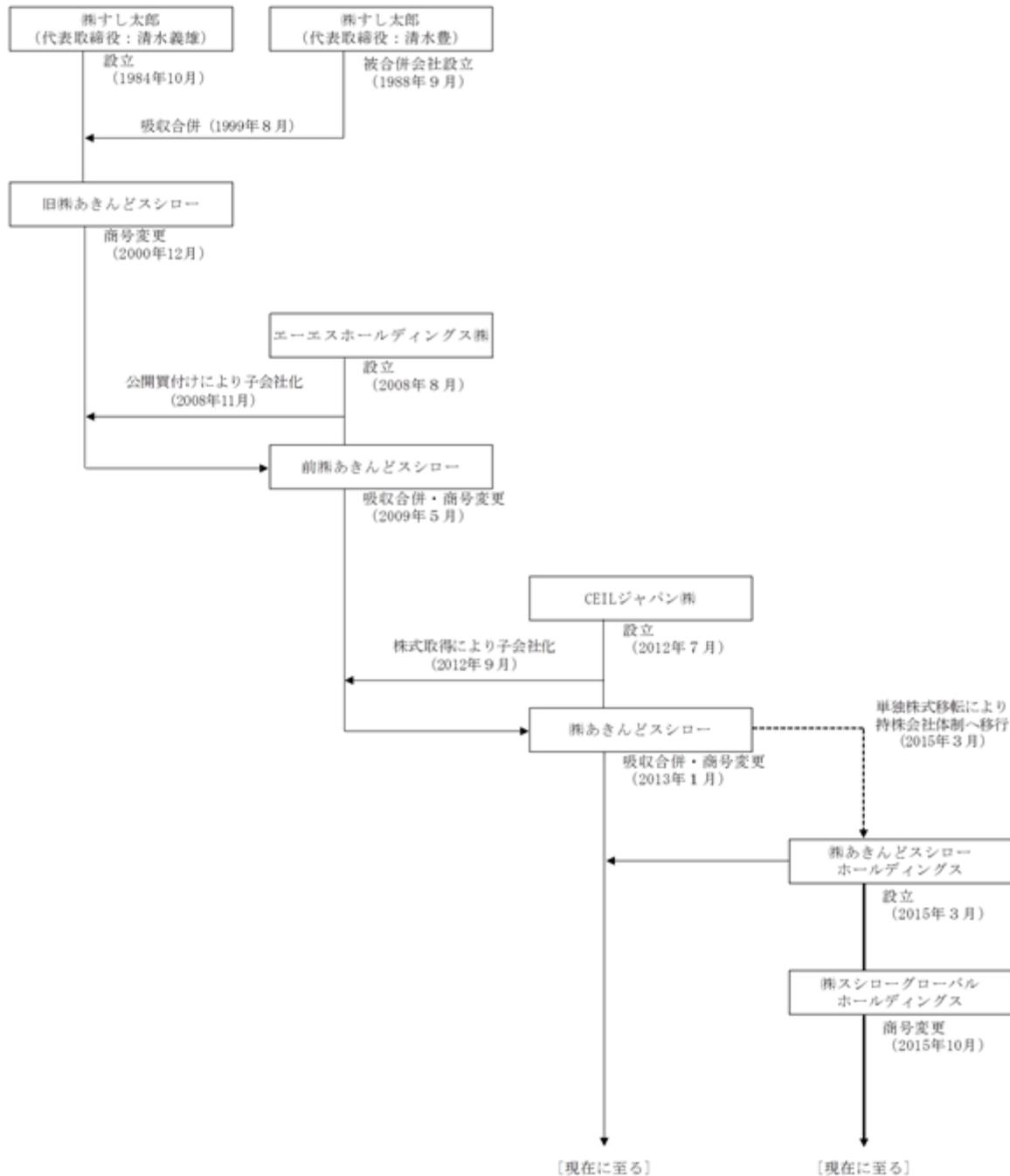
### (4) 株式会社スシローグローバルホールディングスの設立

株式会社あきんどスシローは、2015年3月31日に単独株式移転により、株式会社あきんどスシローホールディングスを設立し、持株会社体制に移行しました。また、株式会社あきんどスシローホールディングスは、2015年10月1日付で商号を株式会社スシローグローバルホールディングスに変更し、現在に至っております。

以上の当社の事業運営主体の変遷を図示いたしますと次のとおりであります。



< 当社の変遷 >



なお、本書に関しましては、株式会社あきんどシロが旧株式会社あきんどシロ及び前株式会社あきんどシロの業務を主たる業務として継続して行っているため、一連の継続企業として記載しております。また、必要に応じて、旧株式会社あきんどシロ、前株式会社あきんどシロの表記を分けて記載しております。

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準				
	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	2016年9月	2017年9月	2018年9月	2019年9月	2020年9月
売上収益 (百万円)	147,702	156,402	174,883	199,088	204,957
営業利益 (百万円)	7,509	9,204	11,718	14,546	12,061
税引前利益 (百万円)	4,692	8,995	11,508	14,363	10,536
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	3,184	6,952	7,991	9,959	6,457
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (百万円)	3,248	6,951	7,979	9,523	6,524
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	24,922	31,853	40,835	47,367	50,908
資産合計 (百万円)	122,356	125,562	132,062	136,349	237,265
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	223.11	286.34	359.00	407.63	436.63
基本的1株当たり当期利益 (円)	22.53	63.29	69.23	85.81	55.64
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	21.47	61.77	68.39	85.65	55.48
親会社所有者帰属持分比率 (%)	20.0	25.0	31.5	34.7	21.4
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	9.0	24.8	21.9	22.4	13.2
株価収益率 (倍)	-	14.26	24.30	21.18	47.59
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	15,215	11,574	14,744	17,309	23,923
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,581	5,533	6,398	10,682	14,879
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	5,854	5,663	4,516	8,578	6,724
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	8,149	8,538	12,386	10,341	12,665
従業員数 (人)	1,459	1,397	1,632	2,220	2,863
(外、平均臨時雇用者数)	(15,439)	(16,371)	(17,523)	(18,848)	(18,857)

(注) 1. 上記指標は、国際会計基準(以下「IFRS」という。)により作成しております。

2. 売上収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 第2期の株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。

4. 百万円未満を四捨五入して記載しております。

5. 臨時雇用者数は、パートタイマー及びアルバイトの人数であり、1日8時間で換算した年間の平均人員を( )内に外数で記載しております。

6. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。1株当たり親会社所有者帰属持分、基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益については、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、当該株式分割後の発行済株式数により算定しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	日本基準				
	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	2016年9月	2017年9月	2018年9月	2019年9月	2020年9月
営業収益 (百万円)	506	375	4,987	9,858	5,909
経常利益又は経常損失 (百万円)	1,856	685	3,779	7,169	1,907
当期純利益又は当期純損失 (百万円)	2,492	660	3,036	5,747	415
資本金 (百万円)	100	100	100	100	100
発行済株式総数 (株)	41,200,762,837	27,458,920	29,012,496	29,012,496	116,049,984
純資産額 (百万円)	10,157	9,581	13,681	17,785	14,936
総資産額 (百万円)	64,797	60,459	59,975	74,283	78,510
1株当たり純資産額 (円)	89.84	84.72	125.20	152.73	126.65
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	45.00 (-)	85.00 (-)	90.00 (-)	15.00 (-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	17.63	6.01	26.30	49.52	3.57
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	25.98	49.43	-
自己資本比率 (%)	15.2	15.4	24.2	23.9	18.7
自己資本利益率 (%)	-	-	25.5	35.6	-
株価収益率 (倍)	-	-	63.96	36.70	-
配当性向 (%)	-	-	80.8	45.4	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	27 (1)	48 (3)	52 (5)	169 (15)	190 (13)
株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX)	- (-)	- (-)	188.8 (110.8)	206.2 (99.3)	299.9 (104.2)
最高株価 (円)	-	3,715	7,010	7,880	2,800 (10,310)
最低株価 (円)	-	3,245	3,475	5,530	1,250 (5,190)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 第2期、第3期及び第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

3. 第2期、第3期及び第6期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

4. 第2期の株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。第3期及び第6期の株価収益率については、当期純損失のため、記載しておりません。

5. 第2期の配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。第3期及び第6期の配当性向については、当期純損失のため記載しておりません。

6. 百万円未満を四捨五入して記載しております。

7. 臨時雇用者数は、パートタイマー及びアルバイトの人数であり、1日8時間で換算した年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
8. 当社株式は2017年3月30日に東京証券取引所（市場第一部）に上場したため、株主総利回り及び比較指標については、2017年9月末を基準として算出しており、第3期以前については記載しておりません。
9. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。なお、当社株式は2017年3月30日に同取引所に上場したため、それ以前の株価については記載しておりません。  
また、当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。第6期の株価については、株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、（ ）内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。
10. 第4期において、「営業外収益」の「受取配当金」に含めていた子会社からの配当金については、第5期より「営業収益」として表示することとしました。この表示方法の変更を反映するため、「提出会社の経営指標等」の第4期の金額についても組替を行っております。
11. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、当該株式分割後の発行済株式数により算定しております。

## 2【沿革】

前述の「はじめに」に記載のとおり、当社の前身は株式会社すし太郎（旧株式会社あきんどスシロー）であります。CEILジャパン株式会社（現株式会社あきんどスシロー）は、2012年7月31日に設立され、株式会社すし太郎（旧株式会社あきんどスシロー）の事業を承継した形式上の存続会社である前株式会社あきんどスシローを2012年9月28日に子会社化しました。その後、CEILジャパン株式会社を存続会社、同社を消滅会社とする合併を2013年1月1日に行い、同日付で当社の商号を株式会社あきんどスシローに変更しております。その後、株式会社あきんどスシローは、2015年3月31日に単独株式移転により、株式会社あきんどスシローホールディングスを設立し、持株会社体制に移行、2015年10月1日付で商号を株式会社スシローグローバルホールディングスに変更し、現在に至っております。

そこで、以下では、株式会社すし太郎の設立から、CEILジャパン株式会社（現株式会社あきんどスシロー）による前株式会社あきんどスシローの吸収合併、持株会社体制移行を経た現在に至る沿革を記載しております。また、株式会社すし太郎の設立から東京証券取引所市場第二部の上場廃止までと、当該上場廃止から現在に至るまでの2つに表を分けております。

（株式会社すし太郎（旧株式会社あきんどスシロー）の設立から公開買付けによる上場廃止まで）

年月	事項
1984年10月	株式会社すし太郎(本社：大阪府豊中市、代表取締役：清水義雄)を設立。店名を「すし太郎」として豊中市に1号店を出店。
1991年10月	株式会社すし太郎の出店方針を直営店主体に切り替え、神戸市須磨区落合に往復ベルトコンベア方式の第1号店となる落合店を出店。
1995年12月	株式会社すし太郎の加工場を宝塚安倉店隣接地に併設。
1996年9月	株式会社すし太郎が、1皿100円均一の第1号店となる高司店を兵庫県宝塚市に出店。
1999年8月	株式会社すし太郎を存続会社とし、株式会社すし太郎(清水義雄氏の実弟である清水豊氏が代表取締役である会社)と合併。
2000年12月	商号を株式会社あきんどスシロー（旧株式会社あきんどスシロー）に変更。大阪府摂津市鶴野に本社を移転し、新加工場及び倉庫を本社内に統合併設。
2001年9月	東京都葛飾区及び福生市に出店し、関東エリアに進出。
2002年7月	名古屋市熱田区に出店し、中部エリアに進出。
2003年9月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場。
2003年11月	関東エリアの配送業務を外部へ委託。
2004年2月	本社内の加工場を全面廃止。
2005年2月	大阪府吹田市に本社機能移転。
2006年4月	大阪府吹田市に本店登記移転。
2006年9月	岡山県岡山市に出店し、中国エリアに進出。
2007年8月	株式会社極洋及びユニゾン・キャピタル・グループと戦略的業務提携。
2008年1月	徳島県徳島市に出店し、四国エリアに進出。
2008年4月	宮城県石巻市に出店し、東北エリアに進出。
2008年4月	熊本県菊池郡菊陽町に出店し、九州エリアに進出。
2008年7月	札幌市手稲区に出店し、北海道エリアに進出。
2008年9月	エーエスホールディングス株式会社による旧株式会社あきんどスシロー株券等に対する公開買付けを開始。
2008年11月	エーエスホールディングス株式会社による旧株式会社あきんどスシロー株券等に対する公開買付けを完了。（発行済普通株式の65.19%及びすべての新株予約権を保有し、これにより旧株式会社あきんどスシローを子会社化。）
2009年2月	エーエスホールディングス株式会社を存続会社、旧株式会社あきんどスシローを消滅会社とする吸収合併契約を臨時株主総会で決議。
2009年4月	東京証券取引所市場第二部の上場を廃止。

(旧株式会社株式会社あきんどスシローの公開買付けによる上場廃止以降、現在に至るまで)

年月	事項
2009年5月	エーエスホールディングス株式会社が旧株式会社あきんどスシローを吸収合併し、株式会社あきんどスシロー(前株式会社あきんどスシロー)に商号を変更。
2011年4月	韓国ソウル市に子会社、Sushiro Korea, Inc.を設立。
2012年9月	CEILジャパン株式会社がユニゾン・キャピタル・グループ等の保有する前株式会社あきんどスシロー株式全株を取得し、子会社化。
2013年1月	CEILジャパン株式会社が前株式会社あきんどスシローを吸収合併し、株式会社あきんどスシローに商号を変更。
2015年3月	株式会社あきんどスシローホールディングスを株式移転により設立、持株会社体制へ移行。
2015年9月	沖縄県浦添市に出店し、沖縄エリアに進出。
2015年10月	株式会社あきんどスシローホールディングスの商号を株式会社スシローグローバルホールディングスに変更。
2015年10月	大阪府吹田市に株式会社スシロークリエイティブダイニングを株式会社あきんどスシローから新設分割により設立。株式会社スシロークリエイティブダイニングが発行する全株式を株式会社あきんどスシローから株式会社スシローグローバルホールディングスに株式譲渡。
2016年4月	米国で寿司関連の和食レストランを展開するCEI US Holdings Corporation(現Sushiro U.S. Holdings Inc.)の全株式を取得し、子会社化。
2016年9月	都心型店舗の1号店となるSUSHIRO南池袋店を開店。
2016年10月	米国事業を展開するSushiro U.S. Holdings Inc.が運営する2店舗を閉店。
2017年3月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場。
2017年8月	台湾台北市に子会社、Sushiro Taiwan Co., Ltd.を設立。
2017年9月	株式会社神明、元気寿司株式会社と資本業務提携(2019年6月解消)。
2018年10月	シンガポールに子会社、Sushiro GH Singapore Pte. Ltd.を設立。
2019年1月	香港に子会社、Sushiro HongKong Limitedを設立。
2020年2月	タイ王国に子会社、Sushiro GH(Thailand) Ltd.を設立。
2020年5月	聯發國際餐飲事業股份有限公司との間で合弁会社、株式会社Sharetea Japanを設立。

### 3【事業の内容】

当社は、持株会社として当社グループの経営方針策定・経営管理を担当しており、当社グループは、当社及び連結子会社9社で構成され、直営方式による回転すし店のチェーン展開を主たる事業としております。

また、当社グループは、すし事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

当社グループは、「うまいすしを、腹一杯。うまいすしで、心も一杯。」を使命として、国内では「スシロー」ブランドにて直営方式による回転すし店を中心に展開し、海外では韓国、台湾、シンガポール、香港で直営方式による回転すし店を展開しております。

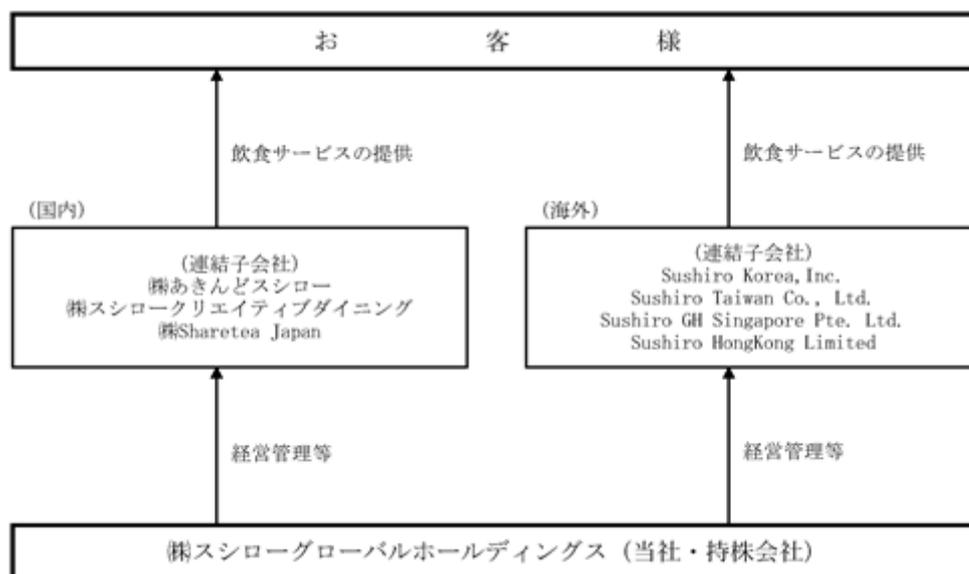
「スシロー」の競争力の源泉は、仕入、店内調理、そしてITシステムの活用であります。仕入においては、コストをかけ、より良い食材を使用し、鮮魚仕入のノウハウ・スキルや規模を活かした価格交渉力を用いながら、供給業者との直接取引関係を用いて実施しております。また、セントラルキッチンを経由しない店内調理を実施しており、研鑽を積んだ従業員（パートタイマー及びアルバイトを含みます。）が店内調理を担当、体系化された研修制度や従業員の定着により、店内調理ノウハウを蓄積しております。さらに、ITシステムを活用した接客・サービスに寄与する効率的な店舗運営を実施しており、ICチップ内蔵の皿を用いたビッグデータ分析のほか、タッチパネル注文システムにより、注文を受けてから出来立ての寿司を提供する仕組みなどを導入しております。

これらの競争力を活かすことで、スシローは食材の質へこだわりつつ店内調理を行いながら、食の安全に徹底したうまいすしを提供し、原則1皿100円＋税のお手頃価格とITシステムを活用した効率的なオペレーションでお客様に腹一杯になっていただくこと、また、店舗や接客・サービス等で顧客満足度を高めることにより心も一杯になっていただくことで当社の使命を果たしております。

当社グループの事業の系統図は以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度末現在、連結子会社であるSushiro U.S. Holdings Inc.は店舗営業を行っておりません。

（事業系統図）



## 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社あきんどスシロー (注)1、2	大阪府吹田市	100百万円	すし事業	(所有) 100.0	当社からの役務提供 資金の貸付 役員の兼任 5名
株式会社スシロークリエイティブダイニング(注)2	大阪府吹田市	10百万円	すし事業	(所有) 100.0	当社からの役務提供 資金の貸付 役員の兼任 2名
Sushiro Korea, Inc. (注)2	韓国ソウル市	28,460百万ウォン	すし事業	(所有) 100.0	当社からの役務提供 役員の兼任 1名
Sushiro Taiwan Co., Ltd. (注)2	台湾台北市	1,160百万台湾ドル	すし事業	(所有) 100.0	当社からの役務提供 役員の兼任 1名
Sushiro GH Singapore Pte. Ltd.(注)2	シンガポール	24百万シンガポールドル	すし事業	(所有) 100.0	当社からの役務提供 役員の兼任 1名
Sushiro HongKong Limited (注)2	中国香港	87百万香港ドル	すし事業	(所有) 100.0	当社からの役務提供 役員の兼任 1名
Sushiro GH (Thailand) Ltd.(注)2、5	タイ王国	8百万タイバーツ	すし事業	(所有) 49.0	当社からの役務提供 役員の兼任 1名
株式会社Sharetea Japan (注)2、6、7	東京都千代田区	50百万円	カフェ事業	(所有) 0.0 (65.0)	当社からの役務提供 役員の兼任 1名
その他1社(注)3					
(持分法適用関連会社) Wasabi Participations Limited(注)4	英国王室属領 ジャージー島	29百万ポンド	持株会社	(所有) 0.0	役員の兼任 1名

(注)1. 株式会社あきんどスシローについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上収益に占める割合が10%を超えておりますが、セグメントの売上高に占める当該連結子会社の売上高の割合が90%を超えるため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. Sushiro U.S. Holdings Inc.は、2016年10月に全店舗を閉鎖したため、その他に含めております。

4. 議決権は100分の20未満ではありますが、財務及び経営方針の決定に重要な影響力を有しているため関連会社としたものであります。

5. 持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

6. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

7. 株式会社Sharetea Japanは、当連結会計年度において聯發國際餐飲事業股份有限公司との合併会社として設立しております。

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2020年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
すし事業	2,863 (18,857)
合計	2,863 (18,857)

- (注) 1. 当社グループはすし事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。  
 2. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー及びアルバイト)は、年間の平均人員を1日8時間換算で( )内に外数で記載しております。  
 3. 従業員数が前連結会計年度末と比べて643名増加しておりますが、主として海外事業の拡大に伴う新規採用によるものであります。

### (2) 提出会社の状況

2020年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
190 (13)	40.3	2.1	8,121,770

- (注) 1. 当社はすし事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。  
 2. 従業員数は、就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー及びアルバイト)は、年間の平均人員を1日8時間換算で( )内に外数で記載しております。  
 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は安定しており特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「うまいすしを、腹一杯。うまいすしで、心も一杯。」という経営理念のもと、回転寿司レストランチェーンを中核事業に、現在、624店舗（国内586店舗（うち、FC3店舗）、海外38店舗）を展開し、年間約1億5千万人のお客様にご来店いただいております。

今後も、それぞれの地域で皆様に喜ばれ、なお一層必要とされる店作りを目指してまいります。

当社グループは、このような経営の基本方針に基づいて事業を展開し、株主の皆様に対する利益の最大化を図ってまいります。

#### (2) 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

当社グループは、「うまいすしを、腹一杯。うまいすしで、心も一杯。」という使命の下に、高品質な食材の仕入れ、鮮度管理の徹底、店内調理へのこだわり、きめ細やかな清掃・接客により、地域に喜ばれる店舗を作ってまいりました。今後、国内のみならず海外も含めたお客様に、一層喜ばれ必要とされる店舗づくりのため、顧客ニーズへの柔軟な対応、より強固な組織体制の整備、市場競争力の向上が必要であると認識しており、以下の重点施策に取り組んでいく所存であります。

##### 国内スシロー業態の拡大継続

###### イ．新規出店

当社グループは、これまで西日本を中心として「スシロー」を郊外のロードサイドを中心に新店を出店してきましたが、将来的に国内の人口減少や出店余地の減少が予測されることから、西日本に加え出店余地の大きい首都圏を含む東日本や、既に展開している地域における都市部への出店もより本格化してまいります。さらに、駅中・駅前ビルにおけるテイクアウト専門店など、お客様のニーズに合わせた多様なエリアでスシローを展開することで、国内新規出店の拡大を継続いたします。

###### ロ．既存店の収益力強化

当社グループは、他社とのサービスの一層の差別化を図り、既存店の収益力を強化することが重要であると認識しております。

###### ．来店客数の増加

当社グループの優位性は、創業以来「うまさ」にこだわり、それを維持してきたことにあります。店舗数を拡大していくにつれ、各店舗における高い満足度を提供するためにサービスの均一化を図ってきた一方で、今後はより地域特性に応じたサービスの提供、キャンペーンやオリジナル商品の投入、PR戦略を推進することで既存店舗の来店客数の増加を図ってまいります。

また、カフェ利用など、利用シーンを拡大していくことで顧客の再来店を促していくほか、アイドルタイムにおける稼働率の向上やスマートフォンアプリを活用した「まいどポイント」等の顧客満足度・顧客ロイヤリティ向上施策を実施することで来店客数の更なる増加を図ってまいります。

###### ．定番商品への取り組み

当社グループでは、競合他社との差別化、効率化を求めてきましたが、改めて「うまさ」に対するこだわりを見つめ直すことが重要であると考えております。特に強みである店内調理に着目し、あえて手間をかけること、当社グループの調達力を活かしてうまい部位を使用すること等により商品に磨きをかけ、お客様の期待する本格的なすしの味を提供することで差別化することに注力してまいります。また、これらを実行するために体系化された研修制度や従業員の定着率向上によって店内調理ノウハウを蓄積し、研鑽を積んだ従業員が店内調理を担当することで高品質な商品の提供に取り組んでまいります。

・顧客ニーズへの対応

アプリの登録者情報、店舗での発券等の顧客情報に基づき、お客様の特性に応じたサービスの提供、客単価の向上、オリジナルメニューの強化を推進してまいります。

また、オンライン注文システムの改善やテイクアウト専用メニュー、デリバリー、自動土産ロッカーの導入を実施することでテイクアウトニーズへの対応をさらに推進していくほか、ICチップ内蔵の皿を用いたビッグデータ分析やタッチパネル注文システムの改善などITシステムを活用することで、高品質な接客・サービスで顧客ニーズに対応してまいります。

このほか、お客様等からのアンケートや外部業者を活用した店舗サービスの評価を利用し、店舗ごとの課題を特定、改善することでオペレーションの改善を図ってまいります。

・コストの最適化

中長期的に原材料費、人件費等の市況推移によるコスト上昇が想定されております。当社グループにおいては、食材調達にあたって本社一括調達によるスケールメリットを図る、取引先様との協体制・長期的な関係構築を図るなどして調達コストの削減や価格の安定化に努めてまいります。また、人件費については、機材による自動化を含む店舗オペレーションの効率化や従業員の教育、標準化による生産性の向上、社員業務のパートタイマー及びアルバイトへの移管等により、人件費の最適化に取り組んでまいります。

新業態・新領域の開拓

当社グループはスシロー業態を中心とするすし事業において成長を続けておりますが、当社グループが培ってきた調達力、オペレーション力はスシロー業態以外の飲食事業においても事業創出機会を生み出せるものであり、国内における新しい成長軸として寿司居酒屋である「杉玉」を始めとした、新業態・新領域での事業展開強化を積極的に図ってまいります。

海外事業展開の本格化

当社グループは、韓国、台湾、シンガポール、香港に店舗を展開しており、海外事業の拡大は今後当社グループの重要な成長要素であります。スシローの「うまいすし」をより一層海外に広げていくために海外事業展開を本格化させ、東アジア、東南アジア、北米等を始めとする市場規模・成長性のある市場に対して事業拡大の機会を積極的に図ってまいります。

(3) 目標とする経営指標

当社グループは、調整後当期利益を重要な経営指標として位置づけております。

調整後当期利益はIFRSにより規定された指標ではなく、当社グループが、投資家にとって当社グループの業績を評価するために有用であると考えられる財務指標であります。当該財務指標は、非経常的な費用項目（通常の営業活動の結果を示していると考えられない項目、又は競合他社に対する当社グループの業績を適切に示さない項目）の影響を除外しております。

なお、調整後当期利益は、当期利益に影響を及ぼす項目の一部を除外しており、分析手段としては重要な制限があることから、IFRSに準拠して表示された他の指標の代替的指標として考慮されるべきではありません。当社グループにおける調整後当期利益は、同業他社の同指標又は類似の指標とは算定方法が異なるために、他社における指標とは比較可能でない場合があります、その結果、有用性が減少する可能性があります。

調整後当期利益を以下の算式により算出しております。

調整後当期利益 = 当期利益 + その他

(4) 経営環境

当社グループを取り巻く外食業界の経営環境におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は大きく、消費マインドが回復するには相応に時間を要する状況にあり、先行き不透明かつ厳しい経営環境が続いております。

## 2【事業等のリスク】

当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性のあるリスクのうち、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクは以下のようなものがあります。また、必ずしも、そのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

### (1) 経済情勢の変化に伴うリスク

当社グループの店舗の大部分が日本国内に所在しているため、日本国内の景気変動や、消費税率引上げを含む政府の経済政策により、当社グループの事業、業績及び財政状態が影響を受ける可能性があります。特に、雇用水準等の変化による消費者の可処分所得の減少、回転寿司を含む外食又はテイクアウトへの支出の減少、為替相場の変動（主に円安）による鮮魚類の仕入コストの増加は、当社グループの事業、財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 回転寿司業界及び外食産業全体における競合に関するリスク

当社グループは、すし事業に特化して、直営の低価格回転寿司店を多店舗展開しておりますが、近年においては低価格回転寿司が全国的に普及する中で、業界内における寡占化の傾向が強まってきております。さらに、寿司業界には、低価格回転寿司の大手チェーン店の他にも、伝統的な寿司店や、大手チェーン以外の低価格の回転寿司店又は高価格の回転寿司店が存在しており、当社グループは、これらの店舗とも競合関係にあります。当社グループはまた、ファミリーレストラン、ファストフード店等の飲食店、個人経営及び家族経営の飲食店、また、コンビニエンスストア、テイクアウト及び宅配サービス、スーパーマーケット等とも競合関係にあります。

当社グループの事業における最も重要な競争要因は、品質、味及び価格であると考えておりますが、立地、利便性及びアクセスのしやすさ、メニューの幅、当社グループのブランド認知度といった他の要因も重要であると考えております。当社グループは、寿司の品質及び味において競合他社との差別化を図ることに努めており、厳選した素材を調達し、新鮮で高品質な寿司を提供するために競合他社よりも若干高い売上原価率の維持に努めております。価格に基づく競争は、低価格回転寿司業界においては特に熾烈であり、当社グループは、寿司及びサイドメニューの質及び品数の豊富さの確保にも重点を置きつつ、競合他社の価格に対抗することが求められる可能性があります。

さらに、日本の人口減少により、日本のレストラン及び飲食業界の全体的な規模の成長が鈍化する可能性があり、それにより競争が激化する可能性があります。これに加えて、低価格回転寿司業界における寿司店数の増加は、1店舗当たりの来店客数の減少につながる可能性があり、当社グループは、低価格回転寿司業界の主要な競合他社とのみでなく、当社グループの店舗同士でも競合が生じる可能性があります。当社グループは、メニューの改善により、顧客に提供する価値及び平均客単価を上げることが、競争力を維持するために重要であると考えておりますが、競争力を維持することができなかった場合、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

競争において優位に立つためには、とりわけ、顧客を惹き付けるために広告宣伝費をかけ、マーケティングに経営資源を投入する必要があります。しかしながら、かかるマーケティング戦略は成功しない可能性があります。例えば、来店客数増加を目的とした新しい種類のメニューの導入や、季節限定、地域限定又は販促目的のキャンペーンは成功しない可能性があり、その場合、収益が減少する可能性があります。加えて、当社グループの競合他社の中には、当社グループに比べ、マーケティング及び広告宣伝活動により多くの資源を投入できる企業が存在する可能性があります。また、レストラン業界全体の統合又は当社グループの主要な競合他社がより大きなレストラン・チェーンに買収されることにより、かかる競合他社が当社グループよりも大きな購買力及びマーケティング力を得る可能性もあります。もし当社グループの競合他社がマーケティング及び広告宣伝活動への支出を当社グループに比べて増加させた場合、当社グループの来店客数の減少及び店舗当たり売上高の減少を招く可能性があり、当社グループの財務状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 消費者の嗜好の変化に伴うリスク

当社グループが事業を展開するレストラン及び飲食サービス業界は、急速に変化する消費者の嗜好の影響を受けます。当社グループは、清潔で快適な回転寿司の形式により、質の高い接客とともに、新鮮で高品質な寿司を、魅力的な価格で提供することを使命としております。当社グループとしては、低価格回転寿司は幅広い顧客に支えられた安定的な市場であると考えておりますが、消費者の嗜好が当社グループの核となるスシローの店舗コンセプト又は当社グループが主に提供するメニューから乖離した場合、当社グループの事業及び当社グループの店舗の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、近時、当社グループは、顧客により多くの選択肢を提供すべく、寿司及び寿司以外のメニューをそれぞれ拡張しており、また、ピーク以外の時間帯における来店客数を増やすための方策を講じております。しかしながら、これらの取組みが、当社グループの業績に期待どおりの影響をもたらす保証はありません。

当社グループが消費者の嗜好を正確に予測若しくは把握できない場合、又はそれに応えていくことができない場合、当社グループはマーケット・シェアを失う可能性があります、その結果、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 食品の衛生管理に関するリスク

当社グループの基本メニューは、鮮魚その他の海産物によって構成されており、それらが適切に調達、保管、輸送、調理又は提供されなかった場合には、汚染等により食の安全の問題が発生する可能性があります。食の安全は、当社グループの最重要事項であり、当社グループは、調達、保管、輸送、調理及び提供の全過程において、食品衛生法等の食の安全に関する適用法令を遵守し、食の安全に関連する事故のリスクを減少させるために多大な資源を投じております。また、当社グループの成長戦略による新たな取り組み、具体的な事例としてはフランチャイズ店舗の増加やテイクアウト等販売形態の多様化によるリスクの変化に合わせて、管理体制の刷新を行っております。しかしながら、当社グループの努力にかかわらず、ノロウイルス、病原性大腸菌、黄色ブドウ球菌、その他の食の安全の問題等の食中毒事故が発生する可能性を完全に排除することは困難です。さらに、当社グループが鮮魚等の原材料について第三者である供給業者に依存していることに伴い、当社グループがコントロールできない要因によって食中毒事故が発生するリスクがあり、その場合には当社グループの多数の店舗が影響を受ける可能性があります。また、予防策に対する耐性を持つ新たな若しくは異なる系統の疾病又は潜伏期間の長い疾病が発生する可能性があります、これによって、原因を迅速に特定し、改善措置をとることが困難となる可能性があります。

さらに、当社グループ又は飲食業界全体の食の安全性（食中毒、異物混入又は汚染の事故を含みます。）に関連する報道、風評又は苦情（根拠の有無を問いません。）により、当社グループに対する信用に悪影響が及び可能性があり、その場合、当社グループの評判並びに事業、財政状態及び経営成績が重大な悪影響を受ける可能性があります。また、当社グループはノロウイルス等の食中毒による事故を対象とする保険に加入しておりますが、当社グループの在庫の食品のうち一部に汚染があった場合には、当社グループは汚染されていることが確認されていない部分についても在庫を処分することが必要となる可能性があります、その結果、一時的に膨大なコストがかかる可能性があります。

さらに、当社グループは食品衛生法をはじめとする数多くの健康及び食の安全に関する法的規制に服しております。当社グループが健康又は食の安全に関する法規制を遵守しなかった場合には、店舗の営業許可の取消しや営業停止を含む行政処分や、罰金その他制裁を受ける可能性があります。また、健康及び食の安全に関連する法律、規則又は規制が新たに導入されることにより、当社グループ全体の運営コストが増加する可能性があります。

### (5) 食材等の調達困難・価格高騰に伴うリスク

当社グループの事業の採算性を維持するためには、鮮魚類等の食材及び店舗用品の価格変化を正しく予測し、適切に対応することが重要となります。鮮魚類等の食材及び店舗用品の価格は、例えば、国内外のインフレーションの進行、天候不順・異常気象・自然災害の発生、新興国の継続的な成長による急激な需要の増加及び価格の高騰、物流上の障害、政府による輸入制限処置の発動、国際的な漁獲制限、取引先の倒産又は事故・災害による供給停止、食品衛生上の問題又は放射能汚染等による出荷制限・風評被害、為替の変動、増税等の影響を受けます。これらを当社グループがコントロールできず、予測の困難な要因により原材料等の調達不安や価格高騰が発生した場合には、売上原価率の上昇等により、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの使用する鮮魚、米その他の生鮮食材の価格が将来的に高騰し、当社グループがかかる価格の高騰を顧客に転嫁することができない場合には、当社グループの営業利益は減少します。さらに、日本におけるインフレーション又は為替相場の変動により、生鮮食材の調達コストがさらに上昇する可能性があります。これらのコスト上昇を効果的に調整することができない場合には、売上及び顧客基盤に影響を与えない方法により調達業務の効率化又はコスト上昇分の価格転嫁を行うとしても、当社グループの事業に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

店舗の水道光熱費（主に電気、水道及びガスの費用）の増加についても、増加費用を顧客に転嫁することができない場合又は転嫁しないことを選択した場合には、当社グループの営業利益に悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、2011年3月の東日本大震災及び福島原子力発電所の事故の後には、日本全国で電気料金が上昇し、当社グループのコストを上昇させる要因となりました。

### (6) 中期経営計画に関するリスク

当社グループは2018年11月に「2019年9月期 - 2021年9月期 中期経営計画」（以下「中期経営計画」という。）を公表しており、国内スシロー業態の拡大継続、新業態によるすし周辺市場の開拓及び海外事業展開の本格化を成長軸とした成長戦略を掲げています。

しかしながら、当社グループがかかる目標を達成することができるか否かは、本項に記載された事項を含む多くのリスクや課題の影響を受けます。

中期経営計画を策定する中で、当社グループは様々な前提を置いております。このような前提は必ずしも正しいという保証はなく、仮にかかる前提が誤っていた場合であっても、当社グループはこれに対応して成長戦略又は事業運営を適時に変更することができない可能性があります。

#### (7) 新規出店計画に関するリスク

当社グループは、中期経営計画のもと、着実な新規出店の継続を通じた成長を目指しております。当社グループは、店舗開発チームを強化し、売上予測並びに店舗賃貸借及び立地の選択に係るシミュレーションを改善すること等により、店舗開発能力の向上に努めております。現時点において、当社グループの中心事業である国内のすし事業は、郊外の大型店舗を中心とした出店を進めていく出店方針であります。

また、2016年9月期にオープンした南池袋店を皮切りに都市部への出店を開始しており、省スペースでも出店可能な都心型フォーマットの確立と出店拡大を実行していく方針であります。都市型店舗は、とりわけ潜在的な顧客に対する外食の選択肢が多いこと、また、店舗賃料、人件費及び光熱費等の全体的なコストが高いことから、郊外型店舗に比べ、より激しい競争にさらされることが想定されます。

当社グループの出店に要する初期コストは出店場所により異なるため、想定される該店舗の営業利益ベースで投資回収ができなかった場合、また、出店余地の減少により出店計画どおり出店できなかった場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループの将来の店舗業績は、当社グループとしてどのような新規市場及び店舗立地を選定するか、当社グループの店舗のコンセプトがどの程度当該市場において受け入れられるか、並びに当社グループの店舗のコンセプトをどう都市部に当てはめるか、といった様々な要因の影響を受けます。郊外エリア又は都市部に向けた当社グループの店舗のコンセプトは、当社グループのブランド認知度が低い地域の顧客に対しては十分に魅力的でない可能性があります。また、既存市場においても当社グループの店舗のコンセプトの人気の陰りが生じる可能性があります。さらに、新規店舗が成功しない可能性もあり、1店舗当たり売上高を従前のように維持できない可能性もあります。

加えて、計画どおりの費用対効果で新規出店数を達成できない可能性があります。新規出店の遅延又は失敗は当社グループの成長戦略及び業績予測に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (8) 不動産の賃借に関するリスク

当社グループの出店立地条件及び店舗の特徴は、幹線道路に沿った郊外型が中心であり、また店舗規模については、当社グループの店舗運営上の効率性を踏まえ、客席数が概ね200席程度の大型店舗が出店の中心となっております。このため、店舗建設にあたっては駐車場を含む十分なスペースの確保が必要条件となっております。また、当社グループの店舗は借地又は賃借用の建物を使用しております。そのため、当社グループが事業を継続する上では、これらの場所を好条件で賃借し続けることができるか否かに影響を受けます。

新規店舗及び既存店舗において賃料の大幅な増加がある場合、当社グループの運営コストは増加します。加えて、当社グループがより好条件の立地において賃貸借契約を締結し、維持し又は更新することができるかは、賃貸人が賃貸借期間の終了時に更新に合意するか否か等、賃貸人に関するリスクにさらされており、当該リスクが顕在化した場合、当該立地において賃貸借契約を維持できず、移転を余儀なくされる可能性があります。さらに、出店場所を新たに検討する際において、他のレストランその他の潜在的な賃借人との競争が生じた場合、賃料等のコストが増加する可能性があり、仮にかかるコストをかけることができなかった場合には魅力的な機会を失う可能性があります。また、このようなコストの増加は、一般的には都市部においてより高額となる可能性があります。また、当社グループは、賃貸借終了や採算性等を理由に閉店を余儀なくされた場合、資産の処分による損失その他関連する損失を被る可能性があります。さらに、賃借先である家主の破産等が発生した場合には、敷金及び保証金、建設協力金の回収不能が生ずる可能性があり、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 店舗及びサプライ・チェーンの管理等に関するリスク

当社グループは、当社グループの拡大に伴い、役員、従業員及び既存のインフラについて生じる需要の増大又は変化について十分に素早く対応することができない可能性があります。同様に、当社グループが拡大するにつれ、より効率的な店舗運営及びその他コスト管理を通じた各店舗の生産性の向上を中期経営計画において企図しているとおりに実行できないことにより、又は、会社規模でのコスト削減の取り組みが実行できないことにより、当社グループの全体の収益を効果的に拡大することができない可能性があります。当社グループは、当社グループの直接の仕入れ先として機能する多数の商社及び卸売業者等から成るサプライ・チェーンを管理することが困難になる可能性もあります。

(10) 新規国内市場への進出に伴うリスク

2016年9月、当社グループは南池袋にスシローブランドの都心型の店舗を開店しました。都心型店舗は、当社グループの既存の郊外型店舗と大きく異なるわけではありませんが、都心における競争環境、運営コスト、消費者の嗜好及び消費傾向の違いに影響される可能性があります。例えば、南池袋店は、都市部においては店舗賃料その他運営コストが高額であることから、必然的に店舗の規模が比較的小さく、核となる商品の一皿あたりの価格が郊外型店舗よりも高額（120円）となっています。当社グループは、店舗数が比較的小さく、現時点でブランド認知度が比較的低い地域にも店舗を増やしており、その結果、少なくとも当初は既存店舗よりも店舗売上高の平均が低くなる可能性があり、販売費及び一般管理費等の運営費用が高くなる可能性があります。当社グループのブランド認知度が低い又は激しい競争若しくはコストの増加が避けられない地域における出店は、期待する売上及び収益水準を計上するまで時間がかかる可能性があり、計上できない可能性もあります。

なお、当社グループは過去に回転寿司と異なる業態の店舗を導入したことがあります。例えば、東京都心において、子会社である株式会社スシロークリエイティブダイニングより「ツマミグイ」及び「七海の幸」店舗を出店し、これらは回転寿司とは異なるフォーマットで寿司を提供するというコンセプトの店舗でしたが、当社グループは2016年に、当社グループの収益目標に見合わない判断し、「ツマミグイ」及び「七海の幸」の合計4店舗を閉鎖しました。当社グループは、今後も、開発・運営の経験が限られた、回転寿司と異なる業態の店舗を開く可能性があります。新たな店舗コンセプトは期待される売上・収益水準に達しない可能性があり、当社グループが投資を回収できない可能性もあります。

(11) 自然災害等の予期できない事象に関するリスク

当社グループは、全国に店舗を配置しており、当社グループが事業を展開する地域において、大規模な地震や洪水、台風、感染症の大流行等の自然災害、又は大惨事、社会・政治的な事件若しくは動乱が発生した場合、原材料の調達への阻害、本社機能の停止、店舗の損壊、顧客の外食離れ等の悪影響をもたらすことから、当社グループの事業、財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

上記自然災害等により影響を受ける地域では日常生活が打撃を受け、その結果、当社グループの店舗において機会損失が生じ、また、当社グループの本社、店舗及び設備を含む資産、又は材料が運搬される物流施設が損傷する可能性や、水道、電気、ガス等のライフラインの利用が制限され、当社グループの店舗運営が停止する可能性があります。さらに、当社グループの仕入先が同様の状況に陥り、その結果、サプライ・チェーンが寸断される可能性があります。また、感染症の流行も、顧客の外食傾向及び当社グループの従業員の労働能力の双方に悪影響を及ぼす可能性があります。当社グループの店舗運営コストの大部分は、固定費及び準固定費であるため、上記要因による売上の減少は営業利益を減少させ、営業損失につながる可能性があります。当社グループが加入する災害保険は回復に要するコストをカバーするのに十分でない可能性があります。

(12) 経営陣への依存及び有能な店長の確保に関するリスク

当社グループは、当社グループの戦略決定、事業運営、事業機会の特定、潜在的なリスクへの対応及び当社グループの取引関係の管理に貢献してきた経営陣に依存しております。当該経営陣がビジネス、経済、健康、家庭その他の理由から当社グループ事業から離脱する場合、当社グループは有能な代替的人材を迅速に確保することができないか、又は同水準のコストで確保できない可能性があり、これにより当社グループの事業は悪影響を受ける可能性があります。

さらに、当社グループの事業運営においては、魅力的な職場環境を提供すること等によって十分な人数の店長を確保することが重要であります。店長は、各店舗の従業員の勤務スケジュールの決定に加え、各店舗の鮮魚その他の生鮮食材及び店舗用品の必要量を判断する責任者となっており、その結果、販売コスト及び人件費に係る直接の管理を通じて店舗運営費を管理することが可能になっています。当社グループは、これらの職位を全うすることのできる必要な技術及び経験を有する有能な人材の数を十分に確保できない可能性があります。こうした有能な人材確保市場における競合関係により、当社グループはより高額な給料を支払い、また、より充実した福利厚生を提供することが求められる可能性があります。有能な人材の採用及び雇用ができない場合は、離職者数ないし人件費の増加につながる可能性があります。また、当社グループのサービスの質を落とす可能性があります。これらはいずれも当社グループの事業に悪影響を及ぼす可能性があります。また、こうした場合は、計画した新規出店の遅延をもたらす可能性もあります。

#### (13)パートタイマー及びアルバイトの人材確保・労務管理に関するリスク

当社グループは、多くのパートタイマー等を雇用しており、かかるパートタイマー等の採用・雇用維持は店舗運営コストを低く維持する戦略の重要な構成要素となっております。そのため、当社グループは店舗運営においてパートタイマー等に大きく依存しております。近年は、少子高齢化及び人口減少により、一般的に労働者への需要が増大し、パートタイマー等の賃金が上昇する傾向が見られ、それにより当社グループは既存の店舗及び新規店舗において十分な従業員を確保することが難しくなる可能性があります。その結果、当社グループの労務関連コストが増加し、店舗運営が停止若しくは縮小し、又は費用対効果の面で十分な従業員を配置することができるまで新規出店の計画を中止せざるを得ない可能性があります。これらの要因は、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、近時の労働関連規制においては、有期雇用や、正社員とパートタイマー等とで異なる労働条件を呈示することが可能となる範囲が制限される傾向にあり、その結果、パートタイマー等を雇用する使用者において、人件費の増加が生じています。労働者及び雇用関係に関する厳格な規制は、費用対効果を確保しつつ十分な人数の店舗従業員を雇用することができなくなる可能性があります。また、最低賃金、残業時間その他の労働条件、介護休業、健康保険、雇用保険その他の保険等の要素を含む正社員及びパートタイマーに係る規制並びにこれらの労務関連の事項に関するその他の法律の将来的な改正も、かかるコストの増加につながる可能性があります。また、労働関連規制の違反が発生した場合、当社グループは、規制当局による業務改善命令に服する可能性があり、従業員からの請求や法令遵守関連の費用又は損害を被る可能性があります。

#### (14)情報通信システムに関するリスク

当社グループは、事業運営全般にわたり、サプライ・チェーンの管理、受付システム、タッチパネル注文、注文及びレーン上の管理並びに廃棄の管理等において、情報通信システムに大きく依存しております。また、当社グループは2015年2月に店舗の予約、待ち時間の確認、テイクアウトの注文等の機能を備えたスマートフォン向けのスシローアプリを導入しました。そのため、当社グループが事業全体を効果的に管理し、メニュー品の調理、配送及び販売を相互に効果的に連携するためには、これらのシステムの信頼性及び能力が非常に重要となります。これらのシステムが効果的に稼働しない場合、アップグレード又は代替のシステムへの移行に問題が発生した場合、サイバー攻撃の結果としてこれらのシステムのセキュリティに重大なネットワーク侵害があった場合、又はそれ以外の原因により継続的かつ安全なオンライン・プラットフォームを維持することができない場合には、顧客サービスに遅延が生じ、当社グループの経営の効率が下がり、問題を改善するために多額の設備投資が必要となり、又は当社グループの評判を毀損する風評が生じる可能性があります。

かかるシステムの維持において、運営面でアプリケーション・サービス・プロバイダに委託しており、また、当社グループのデータ管理のためにクラウド・サービス・プロバイダに委託しております。アプリケーション・サービス・プロバイダ又はクラウド・サービス・プロバイダのミス等により、個人情報及び秘密情報の漏洩又はその他のセキュリティ違反及び当社グループのシステムの混乱が生じる可能性があります。また、アプリケーション・サービス・プロバイダ又はクラウド・サービス・プロバイダが何かの理由で運営を停止することにより、当社グループの運営が妨げられるリスクが存在します。さらに、当社グループの競合他社がより効果的な情報通信システムを開発し、それによって競合他社が顧客にとってより魅力的となる又はその店舗若しくは事業運営が強化される可能性があります。

(15)インターネット等による風評被害に伴うリスク

スシローブランドは、当社グループの事業の成功にとって重要な要素です。当社グループが保有する商標等の不正利用、商品への異物混入や苦情等、インターネット上での様々な書き込みにより風評被害が発生・拡散した場合、その内容の正確性にかかわらず、当社グループの事業、財政状態、業績、ブランドイメージ及び社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。また、従業員又は第三者が関与する不適切行為その他の事故によってもブランドイメージ及び社会的信用は損なわれる可能性があります。

風評被害は、違法、不公平又は一貫性のない従業員の行為の申立て、従業員の不満、病気、傷害、メディア報道又はインターネット若しくはSNSサイトへの不適切な書き込み、犯罪行為、データプライバシー侵害、内部統制の不備、又は当社グループの従業員若しくは同一若しくは類似の業界における他社の従業員が関与するスキャンダルによって発生する可能性があります。申立てや苦情が認められるか否かにかかわらず、当社グループの店舗、競合他社の店舗、回転寿司市場又はより広範な日本の食品サービス業界に関する好意的ではない評判は、当社グループの全店舗に関する信用性に悪影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループ又はその業界に関する風評（食の安全、食品に関する政府若しくは業界団体の調査結果、魚の乱獲に関する環境問題又は当社グループの店舗における業務上の問題に関するものを含みます。）は、当社グループの評判を毀損し、当社グループの集客及び売上に悪影響を及ぼし、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(16)海外事業の展開に伴うリスク

当社グループは「世界中のお客様に、うまいすしを届けたい。」を掲げ、海外戦略を具体的に推進するため、韓国、台湾、シンガポール、香港において当連結会計年度末現在38店舗を運営しております。これら海外の店舗における売上収益は、当社グループの当連結会計年度の売上収益合計の約5%です。また、当社グループは、他のアジアを中心とする国外市場等へと海外事業を拡大させる可能性を検討しております。

海外での店舗運営の実績が限定的であることに加えて、当社グループは、海外事業の運営全般において、消費者の嗜好、価格意識、外食の性及び消費傾向の相違、ブランド認知度の低さ、地元の店舗での外食等の他の選択肢との競合、消費動向又は原材料費、流通費及び人件費に影響を及ぼす現地の経済状況の変化、材料費及び外国為替相場の変動、戦争行為、テロ攻撃、伝染病の大流行及び当社グループがコントロールできないその他の事由、当該市場における当社グループの経営能力又は事業を行うコストに影響を及ぼす現地の法律上及び規制上の要件の変更等の多くの課題等に直面する可能性があります。これらの課題等は、当社グループの財政状態、経営成績及び成長戦略に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは以前にSushiro Seasonal Kitchenのブランド名で米国にテイクアウトに注力した店舗を2店舗展開していましたが、かかる店舗は当社グループの収益計画に見合わない判断したため、2016年10月に閉店しました。

(17)訴訟その他の法的手続に伴うリスク

当社グループには、通常の業務において発生する製造物責任、契約違反、人身被害並びに労働及び雇用等に関する請求に関し、顧客、貸貸人、納入・供給業者及び従業員を含む第三者からの訴訟のリスクが存在します。当社グループに対する請求が有効であるか否か、また当社グループが最終的に責任を負うこととされるか否かにかかわらず、かかる請求があった場合には防御に費用がかかる可能性があり、また、時間と費用がかかり、結果として、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。かかる請求が当社グループが加入する保険の対象とされていない場合又は保険の担保範囲を大きく超える判決があった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。これらの申立てから生じる風評もまた、当社グループの評判又は見通しに悪影響を及ぼし、さらに当社の経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(18)個人情報その他の機密情報の漏洩に関するリスク

当社グループは、多数の個人の顧客から様々な情報を取得し保有しております。当社グループは、顧客情報について、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報取扱事業者として、個人情報保護に係る義務等の遵守が求められております。

当社グループは、クレジットカード処理システム及び当社グループの顧客向けロイヤリティ・ポイント・システムを含むスマートフォン向けのスシローアプリやウェブサイトを利用した注文システム等を通じて個人情報を定期的に収集しております。個人情報が漏洩した場合には、損害賠償請求及び行政処分等により、当社グループの評判が毀損し、多額の是正費用が必要となり、当社グループの経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(19)知的財産権に関するリスク

当社グループの事業の運営においては、当社グループが日本及び海外で用いる店舗名やロゴ、当社グループの店舗のデザイン等の商標、特許その他の当社グループが専有する知的財産権を活用してブランドの価値を構築し維持することが重要となります。当社グループがその知的財産権を保護することに失敗した場合、又は第三者が当社グループの知的財産権を悪用若しくは侵害し、若しくは当社グループの知的財産権が競合他社に知られ若しくは競合他社により独自に開発された場合には、当社グループのブランドの価値が損なわれる可能性があり、これにより当社グループの事業が重大な悪影響を受け、当社グループのブランドが市場で受け入れられなくなり、又はブランド価値を維持することができなくなる可能性があります。また、当社グループは、当社が事業を行う又は行おうとする分野における類似の知的財産権の先使用权者から請求を受ける可能性があります。これにより、当社グループのイメージ、ブランド又は競争力が損なわれ、当社グループが多額のペナルティ及び費用を負担することとなる可能性があります。

(20)外国為替相場の変動に伴うリスク

当社グループの運営は外国為替相場の変動及び外国為替に係る規制の変化により影響を受けます。商社及び卸売業者等の当社グループの直接の仕入先から仕入れる生鮮食材の調達コスト等の大部分は円貨建てとなっておりますが、一部の仕入先に係る調達費用は外貨建てとなっております。これらの外貨が日本円に対して強くなる場合、また、仕入先がかかる相場変動によるコスト増を当社グループに転嫁しようとする場合、当社グループの調達コストは増加する可能性があります。かかる為替相場の変動のリスクに対処するために、当社グループは将来的にヘッジ取引その他の為替変動リスクを最小限に抑える方策を行う可能性があります。かかる方策を行ったとしても、外国為替相場の変動リスクを十分回避できる保証はありません。

(21)減損会計の適用に伴うリスク

無形資産（特にブランド）及びのれんは当社グループの資産の相当な部分を占めます。当社グループのブランド及びCEILジャパン株式会社が2012年9月に行った前株式会社あきんどスシローの買収により発生したのれんは、当連結会計年度末現在それぞれ53,596百万円及び30,371百万円であり、合わせて当社グループの総資産の35.4%を占めています。IFRSのもとでは、ブランド及びのれんは償却の対象とはならず、毎年及び減損の兆候があると認められた場合にはその都度、減損テストが実施されます。また、当社グループの事業資産も、帳簿価額を回収することができない可能性を示す事象や状況変化があった場合には減損テストが実施されます。

減損を計上すべきか否かの決定には、高度な判断が必要となります。特に、当該資産から利益を得る店舗の将来キャッシュフローの大幅な減少、法的要因又は事業環境における重大な不利な変化等の要因は減損につながる可能性があります。こうした要因について不利な変化があった場合、これらの資産の回収可能性に重大な影響を及ぼし、当社グループの財政状態及び経営成績が悪影響を受ける可能性があります。当社グループは、資産の減損の金額及び時期を正確に予測することができません。当社グループの資産の価値が減損した場合、当社グループの財政状態及び経営成績が重大な悪影響を受ける可能性があります。

(22)多額の借入金及び財務制限条項への抵触に伴うリスク

当社グループは、金融機関を貸付人とする借入契約を締結しており、多額の借入れを行っております。多額の負債及び将来の追加借入れは当社グループの事業に重要な影響を与える可能性があり、例えば、返済資金を要する結果として多額の資金を要する投資及び将来のビジネスチャンスへの支出が難しくなる可能性、現在の負債のリファイナンスを含め、債券市場又は銀行からの追加的な資金調達を行う能力に制約がかかる可能性、当社グループが事業を維持し成長させるのに十分な運転資金を確保できない場合に、経済環境の低迷に対する影響を受けやすい可能性、当社グループよりも財務レバレッジが低い競合他社及び豊富な資金を有する競合他社に比べ、競争上不利になる可能性等があります。

また、当社グループが将来リファイナンスをすることができるかについては、金融市場及び資本市場並びにその時点の当社グループの財政状態より影響を受けます。当社グループが良い条件でリファイナンスすることができる保証はなく、そのことにより当社グループの財政状態及び事業運営は悪影響を受ける可能性があります。

当社グループの借入金の一部については、元本が円建ての変動金利となっているため、市場金利の変動の影響を受けます。金利政策に変更等があり、円金利が上がった場合には、当社グループの変動金利による借入れに適用される金利は上昇し、当該借入れに係る金利の支払い額はヘッジがなされない限りにおいて増加します。加えて、当社グループの長期借入れの一部は固定金利のため、市場金利の上昇は、当該借入れをリファイナンスする場合又は事業資金若しくは設備投資資金のために借入れを増加させる場合に、当社グループの金利の支払い額は増加します。

さらに、借入契約には、財務制限条項が付されております。これに抵触した場合、貸付人の請求があれば同契約上の期限の利益を失うため、直ちに債務の弁済をするための資金の確保が必要となり、当社グループの財政状態及び資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。当社グループは、利息等の返済原資は主にキャッシュフローによるものと考えており、当社グループがこれらの支払を行うことができるか否かは、当社グループの将来の業績により左右されます。当社グループに十分な資金がない場合、当社グループは、既存の借入れの全部又は一部のリファイナンス、資産の売却又は更なる金銭の借入れが必要となる可能性があります。当社グループは、これらの代案を当社グループが受入可能な条件によって行うことができず、又は全く行うことができない可能性があります。

なお、財務制限条項の主な内容は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 16. 社債及び借入金」に記載しております。

(23)新株予約権の行使による株式価値の希薄化に関するリスク

当社は、当社及び当社子会社の役員及び従業員に対しインセンティブ付与のため、新株予約権の発行及びストック・オプション制度を採用しております。

また、今後も優秀な人材を確保するために、ストック・オプション制度を活用していく可能性があり、現在付与している新株予約権に加えて、今後付与する新株予約権が行使された場合には、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

(24)新型コロナウイルス感染症拡大に関するリスク

新型コロナウイルス感染症については、現時点ではその収束時期が不透明な状況にあり、収束までの期間が長期に及ぶ場合には当社の業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。その結果、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

##### 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の発令を機に、個人消費が急速に冷え込み、景気は急激に悪化しました。緊急事態宣言解除後は、経済活動も正常化に向かい、また「Go To キャンペーン」といった需要喚起施策により、個人消費の持ち直しの動きは見えるものの、予断を許さない状況は続いております。一方で、世界経済におきましても同様に、新型コロナウイルス感染症拡大により各国の経済状況は悪化、今なお収束の目途は不透明であり、厳しい状況が続いております。

外食業界におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は大きく、消費マインドが回復するには相応に時間を要する状況にあり、先行き不透明かつ厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社グループでは、「うまいすしを、腹一杯。うまいすしで、心も一杯。」を使命として、美味しいすしを通じてより多くの皆さまに驚きと感動を感じていただきたいという願いに向けて、商品開発、店内調理、安心・安全の取り組み及びサービスの向上に取り組んでまいりました。

また、店舗開発につきましては、70店舗出店（国内50店舗（うち、FC3店舗）、海外20店舗）、12店舗退店（国内5店舗、海外7店舗）したことにより、当連結会計年度末の店舗数は、国内586店舗（うち、FC3店舗）、海外38店舗の合計624店舗となりました。

以上の結果、財政状態及び経営成績の状況は以下のとおりとなりました。

#### イ．財政状態

##### （資産）

総資産の残高は、前連結会計年度末に比べ100,916百万円増加し、237,265百万円となりました。

流動資産の残高は、前連結会計年度末に比べ5,563百万円増加し、21,175百万円となりました。これは主に、営業債権及びその他の債権が2,464百万円、現金及び現金同等物が2,324百万円それぞれ増加したこと等によるものであります。

非流動資産の残高は、前連結会計年度末に比べ95,353百万円増加し、216,090百万円となりました。これは主に、IFRS第16号の適用等により有形固定資産が94,089百万円、敷金及び保証金が712百万円、持分法で会計処理されている投資が355百万円それぞれ増加したこと等によるものであります。

##### （負債）

負債合計は、前連結会計年度末に比べ97,363百万円増加し、186,345百万円となりました。

流動負債の残高は、前連結会計年度末に比べ45,266百万円増加し、78,802百万円となりました。これは主に、借入金32,552百万円、IFRS第16号の適用等によりリース負債が10,010百万円、その他の流動負債が1,734百万円、未払法人所得税が1,020百万円、営業債務及びその他の債務が894百万円それぞれ増加した一方で、引当金が1,162百万円減少したこと等によるものであります。

非流動負債の残高は、前連結会計年度末に比べ52,096百万円増加し、107,543百万円となりました。これは主に、IFRS第16号の適用等によりリース負債が78,282百万円増加した一方で、社債及び借入金が26,636百万円減少したこと等によるものであります。

##### （資本）

資本合計は、前連結会計年度末に比べ3,554百万円増加し、50,920百万円となりました。これは主に、利益剰余金が配当金の支払により2,611百万円、IFRS第16号の適用により554百万円それぞれ減少、親会社の所有者に帰属する当期利益の計上により6,457百万円増加したこと等によるものであります。

#### ロ．経営成績

当連結会計年度の経営成績は、売上収益204,957百万円（前連結会計年度比2.9%増）、営業利益12,061百万円（前連結会計年度比17.1%減）、税引前利益10,536百万円（前連結会計年度比26.6%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益6,457百万円（前連結会計年度比35.2%減）となりました。

また、調整後当期利益は6,421百万円（前連結会計年度比35.8%減）となりました。

（注）調整後当期利益 = 当期利益 + その他

## キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ2,324百万円増加し、12,665百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

## （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は、23,923百万円（前連結会計年度比38.2%増）となりました。

これは主に、税引前利益10,536百万円、IFRS第16号の適用等による減価償却費及び償却費15,217百万円、減損損失1,742百万円の計上があった一方で、営業債権及びその他の債権の増加が2,456百万円、利息の支払額が644百万円、法人所得税の支払額が2,947百万円あったこと等によるものであります。

## （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、14,879百万円（前連結会計年度比39.3%増）となりました。

これは主に、新規出店等に伴う有形固定資産の取得による支出が12,286百万円、敷金及び保証金の差し入れによる支出が1,264百万円、持分法で会計処理されている投資の取得による支出が1,156百万円があったこと等によるものであります。

## （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、6,724百万円（前連結会計年度比21.6%減）となりました。

これは主に、社債の発行による収入が9,946百万円あった一方で、長期借入金の返済による支出が4,168百万円、IFRS第16号の適用等によりリース負債の返済による支出が9,982百万円、配当金の支払額が2,610百万円あったこと等によるものであります。

## 生産、受注及び販売の実績

## (1) 仕入実績

当社グループは、最終消費者へ直接販売する飲食業を行っており、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、「生産実績」に代えて「仕入実績」を記載しております。

当社グループは、すし事業の単一セグメントであり、当連結会計年度の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	前年同期比(%)
すし事業(百万円)	97,619	101.9
合計(百万円)	97,619	101.9

(注)上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## (2) 受注実績

当社グループは、最終消費者へ直接販売する飲食業を行っておりますので、受注実績は記載しておりません。

## (3) 販売実績

当社グループは、すし事業の単一セグメントであり、当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	前年同期比(%)
すし事業(百万円)	204,957	102.9
合計(百万円)	204,957	102.9

(注)上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

## 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、IFRSに基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表の報告日の資産、負債、収益及び費用の金額に影響を与えるような経営者の見積り及び予測を必要としております。当社は、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、見積り及び予測を行っておりますが、前提条件やその後の環境等に变化がある場合には、実際の結果がこれら見積りと異なる可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の当社グループの影響につきましては、緊急事態宣言は解除され落ち着きを取り戻しつつあるものの、日本のみならず海外においても第二波の発生による感染拡大や臨時休業・営業時間短縮の再要請の発生、それに伴う消費の低迷など将来的な影響は不透明な状況にあります。

そのような状況を踏まえ、当社グループとしては、新型コロナウイルス感染症による影響は2021年9月期まで続き、2022年9月期に回復するとの仮定を置いて、事業資産の減損等の会計上の見積りを行っております。

## 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

## イ．財政状態の分析

財政状態の分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況 イ．財政状態」に記載しております。

## ロ．経営成績の分析

## (売上収益・売上総利益)

売上収益は、前連結会計年度に比べ5,869百万円増加(前連結会計年度比2.9%増)し、204,957百万円となりました。これは主に、70店舗の新規出店、話題性の高いサイドメニューの提供や各種キャンペーンが売上に貢献したこと等によるものであります。

売上原価は、97,244百万円となり、売上原価率は前連結会計年度に比べ0.7ポイント低下し47.4%となりました。これは仕入コストの安定化及び廃棄の削減に努めたこと等によるものであります。

この結果、売上総利益は、前連結会計年度に比べ4,421百万円増加(前連結会計年度比4.3%増)し、107,713百万円となりました。

## (販売費及び一般管理費・その他の収益・その他の費用・営業利益)

販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べ6,252百万円増加(前連結会計年度比7.1%増)し、94,398百万円となりました。これは主に、店舗数の増加に伴う人件費及び地代家賃の増加したこと等によるものであります。

その他の収益は、前連結会計年度に比べ496百万円増加(前連結会計年度比404.5%増)し、619百万円となりました。これは主に、新型コロナウイルス感染症の賃料減免により162百万円増加したこと等によるものであります。また、その他の費用は、前連結会計年度に比べ1,150百万円増加(前連結会計年度比159.2%増)し、1,872百万円となりました。これは主に、前連結会計年度に比べ減損損失が1,158百万円増加したこと等によるものであります。

この結果、営業利益は、前連結会計年度に比べ2,485百万円減少(前連結会計年度比17.1%減)し、12,061百万円となりました。

## (金融収益・金融費用・持分法による投資損益・親会社の所有者に帰属する当期利益)

金融収益は、前連結会計年度に比べ38百万円減少(前連結会計年度比29.8%減)し、90百万円となりました。これは主に、前連結会計年度に比べ保険金収入が32百万円減少したこと等によるものであります。また、金融費用は、前連結会計年度に比べ500百万円増加(前連結会計年度比162.0%増)し、808百万円となりました。これは主に、前連結会計年度に比べ支払利息が493百万円増加したこと等によるものであります。

持分法による投資損益は、前連結会計年度に比べ損失が805百万円増加(前連結会計年度比43,143.2%増)し、807百万円となりました。

この結果、親会社の所有者に帰属する当期利益は、前連結会計年度に比べ3,502百万円減少(前連結会計年度比35.2%減)し、6,457百万円となりました。

(経営成績に重要な影響を与える要因の分析について)

当社グループの売上及び費用は、経済情勢、他社との競合、消費者の嗜好の変化、食材価格、水道光熱費、新規出店、不動産賃料、自然災害、人件費等による影響を受けます。これらの変動要因が発生し、当社グループが適切に対応できなかった等の場合は、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える他の要因につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照ください。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

イ．資本の財源

当社グループは、設備投資や運転資金のために、最適な資金確保と流動性の保持及び健全な財政状態を維持することを財務方針としております。

資金の流動性については、現金及び現金同等物に加え、銀行とコミットメントライン契約を締結しており、成長を維持するために必要とされる十分な流動性を確保していると考えております。

ロ．資金の流動性の分析

資金の流動性の分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

## (参考情報)

当社グループは、経営成績の推移を把握するために、以下の算式により算出された調整後当期利益を重要な経営指標として位置づけており、当連結会計年度及び過去4年間の調整後当期利益の推移は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

回次	国際会計基準				
	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	2016年 9月	2017年 9月	2018年 9月	2019年 9月	2020年 9月
当期利益 (調整額)	3,164	6,946	7,990	9,959	6,420
+ 経営指導契約に基づく 経営指導料(注)2	118	26	-	-	-
+ 上場関連費用	253	407	-	-	-
+ 経営統合関連費用	-	-	80	-	-
+ 新株予約権取得関連費用	-	-	-	33	-
+ 株式売出し関連費用	-	-	-	15	-
+ リファイナンスコスト	1,209	-	-	-	-
+ 税効果調整等	237	906	18	11	0
調整後当期利益(注)1	4,981	6,473	8,053	9,995	6,421

- (注) 1. 調整後当期利益 = 当期利益 + 経営指導契約に基づく経営指導料 + 上場関連費用 + 経営統合関連費用 + 新株予約権取得関連費用 + 株式売出し関連費用 + リファイナンスコスト + 税効果調整等
2. 経営指導契約に基づく経営指導料とは、当社とConsumer Equity Investments Limitedとの間のコンサルティング契約に基づく報酬を意味します。なお、当コンサルティング契約は2016年12月31日をもってその契約を終了しております。
3. 調整後当期利益はIFRSにより規定された指標ではなく、当社グループが、投資家にとって当社グループの業績を評価するために有用であると考えられる財務指標であります。当該財務指標は、経営指導契約に基づく経営指導料や上場後には発生しないと見込まれる上場関連費用、元気寿司株式会社との経営統合協議に関連して発生した費用や新株予約権の取得に関連して発生した費用、当社株式の売出しに関連して発生した費用等の非経常的な費用項目(通常の営業活動の結果を示していると考えられない項目、又は競合他社に対する当社グループの業績を適切に示さない項目)の影響を除外しております。
- なお、調整後当期利益は、当期利益に影響を及ぼす項目の一部を除外しており、分析手段としては重要な制限があることから、IFRSに準拠して表示された他の指標の代替的指標として考慮されるべきではありません。当社グループにおける調整後当期利益は、同業他社の同指標又は類似の指標とは算定方法が異なるために、他社における指標とは比較可能でない場合があり、その結果、有用性が減少する可能性があります。

#### 4【経営上の重要な契約等】

##### (1) 株式会社三井住友銀行等との借入契約

当社は2016年9月27日付で株式会社三井住友銀行をエージェントとするファシリティ契約を締結しておりますが、上場基準を満たしたため、2017年3月8日に当該ファシリティ契約の変更を行っております。

2017年3月8日付の変更を含む、当該ファシリティ契約の主な契約内容は、以下のとおりであります。

契約の相手先

株式会社三井住友銀行、現株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行

借入枠

ファシリティA借入枠 187億48百万円

ファシリティB借入枠 350億円

リボルビングファシリティ借入枠 50億円

借入金額

ファシリティA、B 当初借入金額537億48百万円

返済期限

ファシリティA：2016年12月31日より3ヶ月ごとに返済（最終返済日2021年3月31日）

ファシリティB：最終返済日（2021年3月31日）に一括返済

リボルビングファシリティ：利息期間（1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月のいずれかを選択）の最終日に返済。ただし、一定の条件を満たせば、当該元本はさらにロールオーバーが可能。

利率

日本円TIBOR（0%が下限）に一定のマージンを加算

主な借入人の義務

イ．借入人の決算書類を提出する義務

ロ．本契約において許容される場合を除き、書面による事前承諾なく第三者のために担保提供を行わないこと

ハ．財務制限条項を遵守すること

財務制限条項の主な内容は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 16．社債及び借入金」に記載しております。

##### (2) コミットメントライン契約

当社は今般の新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が一定程度長期化するリスクに備えるため、機動的な資金調達手段として、2020年5月20日にコミットメントライン契約を締結いたしました。

主な契約内容は、以下のとおりであります。

契約の相手先

株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行

コミットメント金額（極度額）

総額300億円

コミットメント期限

2021年5月20日

金利

日本円TIBOR（0%が下限）に一定のマージンを加算

#### 5【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 第3【設備の状況】

## 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度に実施した当社グループの設備投資の総額は、13,863百万円であり、その主なものは新規出店、既存店の改装及び省人化投資などによるものであります。

なお、上記金額には、消費税等は含まれておりません。

また、当社グループはすし事業の単一セグメントのため、セグメントの名称の記載を省略しております。

## 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

なお、当社グループはすし事業の単一セグメントのため、セグメントの名称の記載を省略しております。

## (1) 提出会社

2020年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
		建物及び 構築物	工具器具備品	有形固定資産 その他	敷金及び 保証金等	使用権資産	合計	
本社 (大阪府吹田市)	事務所設備等	37	37	1	43	1,716	1,833	190

(注) 1. 帳簿価額のうち「有形固定資産その他」は機械装置及び車両運搬具であります。

2. 従業員数は、就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者(パートタイマー及びアルバイト)は含まれておりません。

3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## (2) 国内子会社

2020年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	店舗数 (店)	土地借用 面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)							従業員数 (人)	
				建物及び 構築物	工具 器具備品	有形固定資産 その他	土地 (千㎡)	敷金及び 保証金等	使用権 資産	計		
株式会社 あきんど スシロー	東日本 エリア	店舗 (北海道 地方)	10	16,521	379	77	35	-	189	2,096	2,777	23
		店舗 (東北 地方)	21	46,609	849	268	116	-	262	3,776	5,272	60
		店舗 (関東 地方)	174	253,242	4,292	2,267	882	-	2,880	29,755	40,076	506
		店舗 (中部 地方)	102	218,554	2,703	1,115	391	-	1,365	14,511	20,085	257
	西日本 エリア	店舗 (近畿 地方)	125	231,344	2,229	1,567	537	240 (2)	1,226	9,996	15,795	325
		店舗 (中国 地方)	27	56,129	1,135	399	154	-	418	4,783	6,889	67
		店舗 (四国 地方)	27	70,112	775	304	84	-	340	3,629	5,133	78
		店舗 (九州 地方)	66	159,203	2,327	649	179	-	558	9,747	13,459	169
		店舗 (沖縄 地方)	7	8,301	337	108	30	-	109	2,153	2,737	19
	本社等(大阪府 吹田市他)		-	6,091	49	50	39	-	474	60	673	97
	合計		559	1,066,107	15,076	6,804	2,449	240 (2)	7,821	80,507	112,897	1,601

(注) 1. 帳簿価額のうち「有形固定資産その他」は機械装置及び車両運搬具であります。

2. 従業員数は、就業人員(当該子会社から他社への出向者を除き、他社から当該子会社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者(パートタイマー及びアルバイト)は含まれておりません。

3. 従業員数のうち、本社等には2020年9月30日現在オープンしていない店舗に係る従業員を含んでおります。
4. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
5. 連結会社以外の者から賃借している主な設備には、店舗、駐車場などがあります。

2020年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	工具器具備品	有形固定資産 その他	敷金及び 保証金	使用権資産	合計	
株式会社スシロー クリエイティブ ダイニング	店舗他 (大阪府吹田市 他)	店舗設備他 (23店舗)	338	163	-	146	1,153	1,799	80

- (注) 1. 従業員数は、就業人員(当該子会社から他社への出向者を除き、他社から当該子会社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者(パートタイマー及びアルバイト)は含まれておりません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 連結会社以外の者から賃借している主な設備には、店舗、駐車場などがあります。

## (3) 在外子会社

2020年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	工具器具備品	有形固定資産 その他	敷金及び 保証金	使用権資産	合計	
Sushiro Korea, Inc.	店舗他 (韓国ソウル市 他)	店舗設備他 (9店舗)	54	24	-	188	148	413	32
Sushiro Taiwan Co., Ltd.	店舗他 (台湾台北市他)	店舗設備他 (20店舗)	1,835	941	592	124	3,109	6,601	547
Sushiro GH Singapore Pte. Ltd.	店舗他 (シンガポール)	店舗設備他 (4店舗)	237	156	139	162	661	1,355	116
Sushiro HongKong Limited	店舗他 (中国香港)	店舗設備他 (5店舗)	490	229	129	184	1,455	2,487	282
Sushiro GH (Thailand) Ltd.	店舗他 (タイ王国)	店舗設備他	-	2	-	9	-	11	11

- (注) 1. 従業員数は、就業人員(当該子会社から他社への出向者を除き、他社から当該子会社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者(パートタイマー及びアルバイト)は含まれておりません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 連結会社以外の者から賃借している主な設備には、店舗、駐車場などがあります。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

なお、当社グループはすし事業の単一セグメントのため、セグメントの名称の記載を省略しております。

#### (1) 重要な設備の新設

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		増加能力 (客席数)
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
株式会社あき んどスシロー	東日本エリア 19店舗	店舗設備他	3,129	383	自己資金 及び借入金	2020年7月	2021年9月	3,698
	西日本エリア 11店舗	店舗設備他	1,954	396	自己資金 及び借入金	2020年7月	2021年9月	2,123
	合計	-	5,083	779	-	-	-	5,821

(注) 1. 投資予定金額の総額には敷金及び保証金並びに建設協力金686百万円を含んでおります。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 月別出店計画は次のとおりであります。

会社名	2020年 10月	11月	12月	2021年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
株式会社あき んどスシロー	4	4	4	3	1	0	1	2	1	5	0	5

#### (2) 重要な改修

重要な設備の改修の計画はありません。

#### (3) 重要な除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	436,000,000
計	436,000,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (2020年12月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	116,049,984	116,049,984	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	116,049,984	116,049,984	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2020年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2)【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2017年12月21日 (第14回新株予約権)	2018年12月20日 (第15回新株予約権)	2019年12月19日 (第16回新株予約権)	2020年12月24日 (第18回新株予約権)
付与対象者の区分 及び人数(名)	当社取締役 4 当社執行役員 3 当社子会社取締役 1 当社子会社執行役員 1 (注) 1	当社取締役 4 当社執行役員 4 当社子会社取締役 1 当社子会社執行役員 1 (注) 1	当社取締役 4 当社執行役員 6 (注) 1	当社取締役 1 当社執行役員 10 (注) 1
新株予約権の数 (個)	342	279	377	430
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式			
新株予約権の目的 となる株式の数 (株)	136,800(注) 2、3	111,600(注) 2、3	150,800(注) 2、3	172,000(注) 3
新株予約権の行使 時の払込金額 (円)	1			
新株予約権の行使 期間	自 2018年2月3日 至 2058年2月2日	自 2019年1月5日 至 2059年1月4日	自 2020年1月7日 至 2060年1月6日	自 2021年1月9日 至 2061年1月8日
新株予約権の行使 により株式を発行 する場合の株式の 発行価格及び資本 組入額(円)	(注) 4、5			
新株予約権の行使 の条件	(注) 6			
新株予約権の譲渡 に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得について、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。			
組織再編成行為に 伴う新株予約権の 交付に関する事項	(注) 8			

第14回新株予約権、第15回新株予約権及び第16回新株予約権については、当事業年度の末日(2020年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年11月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。第18回新株予約権については、提出日現在において発行されておられません。

(注) 1. 監査等委員である取締役及び社外取締役は含みません。

2. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。これにより、第14回新株予約権、第15回新株予約権及び第16回新株予約権の「新株予約権の目的となる株式の数」は調整して記載しております。

3. 第14回新株予約権、第15回新株予約権、第16回新株予約権及び第18回新株予約権(以下合わせて「本新株予約権」といいます。)については、各事業年度において、それぞれ1,282個を年間の上限としております。また、第14回新株予約権、第15回新株予約権及び第16回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は当社普通株式100株とし、第18回新株予約権の付与株式数は当社普通株式400株とします。

付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含みます。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により調整されるものとします。当該調整後付与株式数を適用する日については、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないうときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降これを適用するものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、各新株予約権の行使時の払込金額（1株当たり1円）と割当日において一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションにより算定される各新株予約権の公正な評価額の合計額であるところ、これらの新株予約権は引き受ける者の役位に応じて権利確定率の下限（以下「下限権利確定率」といいます。）が定められております。なお、各新株予約権の下限権利確定率に応じた1株当たりの発行価格は以下の通りです。

	下限権利確定率	発行価格
第14回新株予約権	16.60%	493.00円
	20.75%	510.00円
	27.66%	538.75円
第15回新株予約権	16.60%	603.50円
	20.75%	623.50円
	27.66%	656.00円
第16回新株予約権	16.60%	1,031.00円
	20.75%	1,066.00円
	27.66%	1,126.00円

当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき普通株式4株の割合で株式分割を実施しております。これにより、第14回新株予約権、第15回新株予約権及び第16回新株予約権の「発行価格」は調整して記載しております。

また、当社は、当社の取締役及び執行役員として本新株予約権の割当てを受ける者に対し、払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、当該金銭報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺し、当社子会社の取締役及び執行役員として本新株予約権の割当てを受ける者に対しては、当社子会社より本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給した上で、当社が当該金銭報酬請求権を債務引受し、本新株予約権の払込金額の払込債務と相殺することとします。

5. 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとします。
6. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には前営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとします。
- (2) 本新株予約権者が行使できる新株予約権の数は、割当てを受けた新株予約権の数に、相対的TSRに応じた下記のグラフに基づき算出される権利確定率を乗じて得られる数とし、行使できる新株予約権の数に1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。また、本新株予約権者が割当日から3年を経過する日よりも前に当社及び当社の子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位を喪失した場合には、下記のグラフに基づき算出される権利確定率に、割当日からの在任月数（1月未満は切り捨て）を36で除した割合を乗じて、権利確定率を算出するものとします。

ただし、本新株予約権を引き受ける者の役位に応じて、権利確定率の下限は16.60%～27.66%（ただし、第18回新株予約権の権利確定率の下限は16.60%～19.60%）（以下「下限権利確定率」といいます。）とし、割当日後、最初に到来する当社定時株主総会開催日よりも前に退任する場合には下限権利確定率に在任月数（1か月未満の期間は、15日以下は切捨て、16日以上は1か月に切上げ）を12で除した割合を乗じて得られた数に調整されます。また、絶対的TSRが1（100%）を下回った場合又は期末の株価（割当日から3年を経過する日（付与対象者が割当日から3年を経過する日よりも前に当社及び子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合には当該喪失日をいいます。）の属する月の前月の各日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値）が期首の株価（本新株予約権の割当日の属する月の各日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値）を下回った場合には、下限権利確定率が適用されます。

相対的TSR = 絶対的TSR ÷ TOPIX成長率

絶対的TSR = { 期末の株価 + 配当金総額 } ÷ 期首の株価

期末の株価： 割当日から3年を経過する日（対象取締役が割当日から3年を経過する日よりも前に当社及び当社の子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位を喪失した場合には当該地位喪失日をいいます）

す。以下同じ。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除きます。以下同じ。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値

期首の株価: 割当日の属する月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値

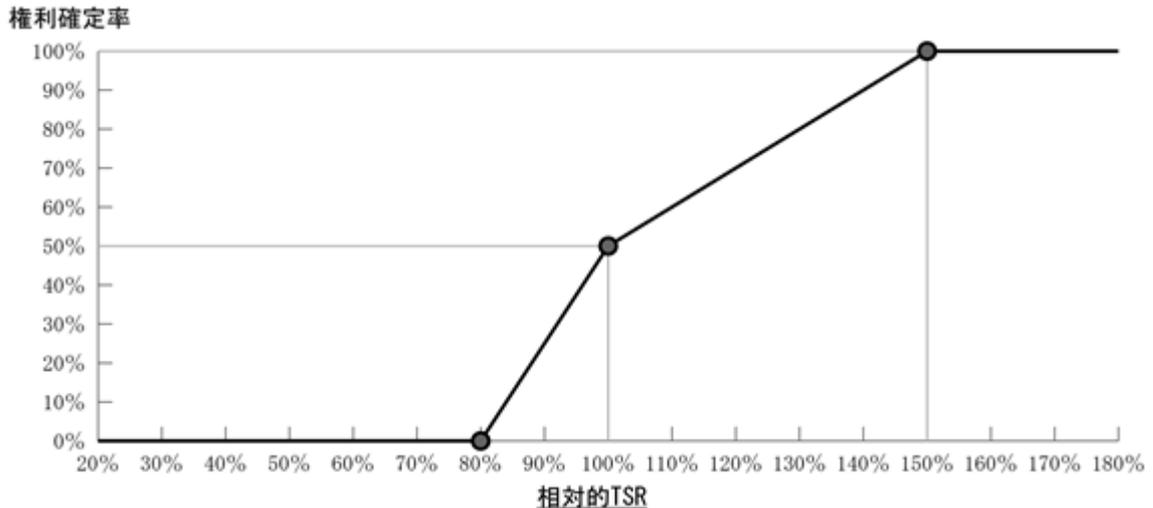
配当金総額: 割当日から3年を経過する日までの間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額

TOPIX成長率 = 期末のTOPIX ÷ 期首のTOPIX

期末のTOPIX: 割当日から3年を経過する日の属する月の前月の各日のTOPIX(東証株価指数をいいます。以下同じ。)の終値平均値

期首のTOPIX: 割当日の属する月の各日のTOPIXの終値平均値

上記の計算において、終値平均値は、小数第2位を四捨五入します。



- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 7. 本新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更又は本新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更、本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限ります。)、特別支配株主による株式売渡請求承認の議案について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。
- (2) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記6に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

#### 8. 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」といいます。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」といいます。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3に準じて決定します。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から当該行使期間の末日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記の新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額に準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記6に準じて決定します。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記7に準じて決定します。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

#### 9. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとします。

決議年月日	2019年12月19日 (第17回新株予約権)	2020年12月24日 (第19回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 103 当社子会社従業員 573	当社従業員 113 当社子会社従業員 623 (注)1
新株予約権の数(個)	828	901
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	331,200(注)2、3	90,100(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,210(注)2、3	3,690(注)3
新株予約権の行使期間	自 2021年12月20日 至 2029年12月19日	自 2022年12月25日 至 2030年12月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格2,210 資本組入額1,105 (注)2、5	発行価格3,690 資本組入額1,845 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)7	(注)7
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得について、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。	譲渡による本新株予約権の取得について、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9	(注)9

第17回新株予約権については、当事業年度の末日(2020年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年11月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。第19回新株予約権については、提出日現在において発行されておられません。以下、第17回新株予約権と第19回新株予約権を合わせて「本新株予約権」といいます。

(注)1. 決議日現在における割当て予定の人数を記載しております。

2. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。これにより、第17回新株予約権の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整して記載しております。

3. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は、当社普通株式100株とします。本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

但し、対象株式数は、割当日以降に当社が普通株式につき株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。当該調整後対象株式数の適用日は、当該調整事由にかかる下記注6による行使価額の調整に関して定める調整後行使価額を適用する日と同日とし

ます。かかる調整は、本新株予約権のうち、株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割又は併合の比率

また、本新株予約権の割当日以降に、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他対象株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は取締役会決議により、必要と認める調整を行います。

4. 本新株予約権の行使時の払込金額は、決議日の前日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値と同額とします。
5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、本新株予約権の行使時の払込金額と同額であります。また、資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとします。
6. 本新株予約権の発行後、当社普通株式につき株式の分割又は株式の併合をする場合、次の算式により行使価額を調整するものとします。調整後の行使価額は、株式の分割に係る基準日（株式無償割当ての場合は、株式無償割当ての効力が生ずる日又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）又は株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、上記事由のほか、行使価額を変更することが適切な場合は、当社は、取締役会決議により必要と認める調整を行うものとします。行使価額の調整の結果、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

#### 7. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者（ の場合においてはその相続人）は、以下の事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができません。

本新株予約権者が当社、株式会社あきんどスシロー、株式会社スシロークリエイティブダイニング又はその他当社の関係会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位をいずれも喪失した場合（但し、定年退職その他正当な理由があると当社が認めた場合を除きます。）

本新株予約権者が死亡した場合

新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立を受け、若しくは自らこれを申し立てた場合

新株予約権者が、不正行為、職務上の義務違反行為を行い若しくは職務に懈怠があり、又はその他当事者に適用される当社グループの社内規程に違反する行為を行い、減給、出勤停止、降格、諭旨解雇又は懲戒解雇等の対象となり得ると当該会社の取締役会（海外の会社においては当該国の法律において取締役会に該当するかこれに準ずる機関）が判断した場合

- (2) 一個の本新株予約権の一部を行使することはできません。

#### 8. 本新株予約権の取得条項

- (1) 本新株予約権者が当社グループの取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位をいずれも喪失した場合、当社は、当該事由の生じた本新株予約権者より、当該本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができるものとします。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社の取締役会決議によりその取得する本新株予約権の数を定めるものとします。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更又は本新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更、本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限り）、特別支配株主による株式売渡請求承認の議案について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。

9. 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」といいます。）を行う場合において、当該組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらず、かつ、当社により取得されていない本新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）を有する新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イないしホに掲げる株式会社（以下総称して「再編対象

会社」といいます。)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付します。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とします。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下「承継後株式数」といいます。)とします。但し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
  - (4) 新株予約権を行使することのできる期間  
組織再編行為の効力発生日から上記の本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
  - (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記の本新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額に準じて決定します。
  - (6) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記の本新株予約権の行使価額を合理的に調整して得られる行使価額とします。
  - (7) その他の本新株予約権の行使条件及び新株予約権の取得条項  
上記7及び8に準じて決定します。
  - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
  - (9) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。
10. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとします。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年12月15日 (注)1	25,000,000,000	16,200,762,837	-	100	-	25
2016年12月22日 (注)2	16,173,303,917	27,458,920	-	100	-	25
2017年11月7日 (注)3	1,553,576	29,012,496	-	100	1,715	1,740
2020年4月1日 (注)4	87,037,488	116,049,984	-	100	-	1,740

(注)1. 自己株式の消却による減少であります。

2. 2016年12月15日開催の第2期定時株主総会決議により、2016年12月22日付で普通株式590株を1株に株式併合しております。
3. 2017年11月7日付で、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,553,576株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,715百万円増加しておりますが、同日付で会社法第447条第3項の規定に基づき、取締役会の決議により減資を行い、資本金の額が1,715百万円減少しております。
4. 2020年4月1日付で、普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。これにより、発行済株式総数は87,037,488株増加しております。

## (5) 【所有者別状況】

2020年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	33	21	265	277	62	40,273	40,931	-
所有株式数 (単元)	-	262,288	20,811	52,218	628,422	300	196,258	1,160,297	20,284
所有株式数の割合(%)	-	22.605	1.793	4.500	54.160	0.025	16.914	100	-

(注) 自己株式248株は、「株式の状況」の「個人その他」に2単元、「単元未満株式の状況」に48株含まれております。

## (6)【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	8,131,100	7.00
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東 京支店 カストディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02 111 (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	6,365,406	5.48
全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目3番1号	4,444,400	3.82
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	4,261,000	3.67
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタ ンレーMUFG証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町一丁目9番7号)	4,259,964	3.67
RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/TREATY RATE UCITS- CLIENTS ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、 エヌ・エイ東京支店)	14 PORTE DE FRANCE, ESCH-SUR-ALZETTE, LUXEMBOURG, L-4360 (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	3,797,700	3.27
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号)	2,685,100	2.31
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB (常任代理人 メリルリンチ日 本証券株式会社)	MERRILL LYNCH FINANCIAL CENTRE 2 KING EDWARD STREET LONDON EC1A 1HQ (東京都中央区日本橋一丁目4番1号)	2,413,050	2.07
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	2,253,500	1.94
BNYM TREATY DTT 15 (常任代理人 株式会社三菱 UFJ銀行)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NEW YORK 10286 U.S.A (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	1,788,301	1.54
計	-	40,399,521	34.81

(注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数は、すべて信託業務に係る株式であります。

2. 株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式数は、すべて信託業務に係る株式であります。

3. 株式会社日本カストディ銀行(信託口5)の所有株式数は、すべて信託業務に係る株式であります。

4. 前事業年度において主要株主であった株式会社神明ホールディングスは、当事業年度末現在では主要株主でなくなりました。

## (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 116,029,500	1,160,295	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 20,284	-	-
発行済株式総数	116,049,984	-	-
総株主の議決権	-	1,160,295	-

(注) 1. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式48株が含まれております。

## 【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社スシローグローバルホールディングス	大阪府吹田市江坂町一丁目22番地2号	200	-	200	0.00
計	-	200	-	200	0.00

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

## (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

## (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	248	-	248	-

(注) 1. 当期間における保有自己株式数には、2020年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

2. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。

### 3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけており、恒常的な業績向上と、業績に応じた適正な利益配分を継続的に実施することを基本方針とし、配当については、業績及び内部留保の充実等を総合的に勘案しながら、業績に連動した年1回の剰余金配当を実施する方針です。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

内部留保資金については、経営基盤の強化に向けた諸施策の実施のための積極的な投資等の原資として充当してまいります。

当期においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による緊急事態宣言の発令やそれに伴う営業時間短縮の要請等といった厳しい経営環境の中、成長に向けた将来的な投資及び株主の皆様に対する還元のバランスを総合的に勘案した結果、当期の期末配当につきましては、1株当たり15.00円とさせて頂くことに決定しました。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2020年12月24日 定時株主総会決議	1,741	15.00

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、法令や定款等の遵守状況を経営者自らが確認でき、その状況が持続される経営体制となっていることとあります。また「経営理念」及び「経営目標」を実現するために、全役員、従業員等の意識や業務活動を方向付けできるような経営の仕組みを確立することが、より公正で透明性の高い経営につながり、当社に関わるすべてのステークホルダーの利益に適うものと考えております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ．会社の機関の基本説明及び現状の体制を採用している理由

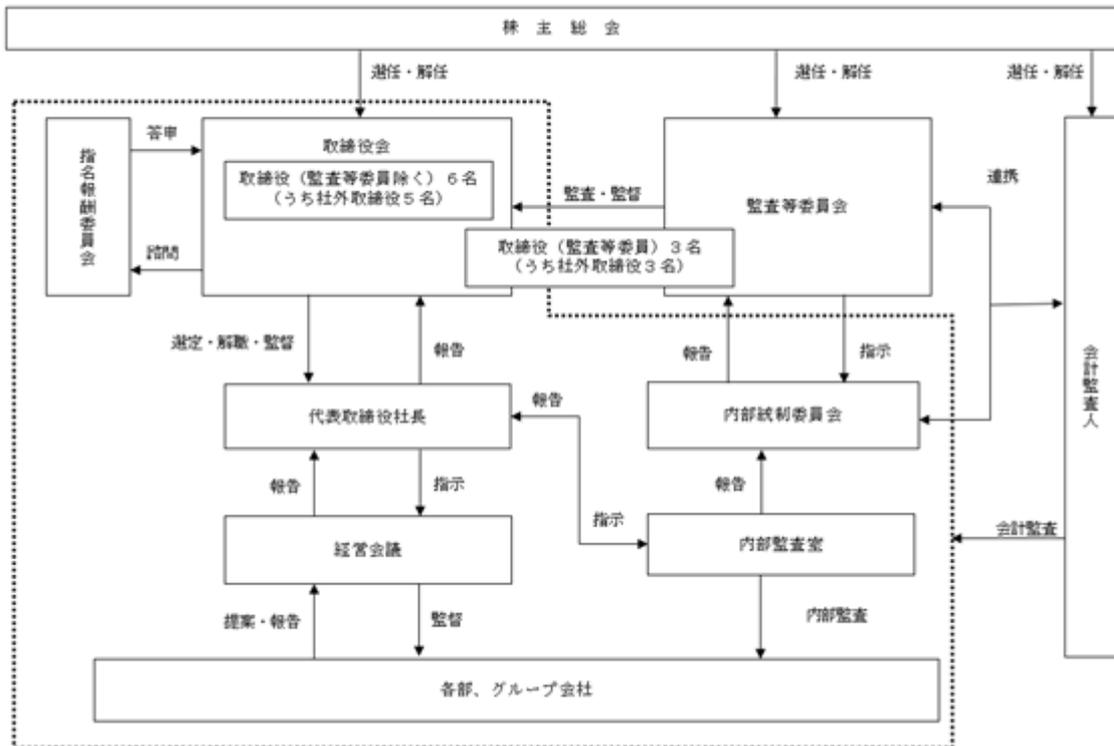
当社は、監査等委員会設置会社の形態を採用しております。監査等委員会の監査・監督体制を整備し、取締役会における社外取締役の構成比と多様性を高めることにより、取締役会の透明性及び客観性を高め、コーポレート・ガバナンスをより一層強化するとともに、業務執行取締役及び執行役員に対し大幅に権限委譲を行うことで、業務執行と監督との分離を促進し、業務執行にかかる意思決定の迅速化を実現することができる体制と考えております。

取締役会（取締役9名、うち社外取締役8名）は、基本的な経営方針や中長期的な戦略的課題を十分な時間をかけて議論する場であるとの考えのもと、グループ経営上の基本方針その他重要事項の決定や業務執行報告にもとづく、職務の執行の監督を行っております。また、社外取締役である監査等委員3名は、監査等委員会を構成し、取締役会への出席や日常業務の中で随時監査を遂行することにより取締役の職務執行を確認しております。

さらに、指名報酬委員会を設置し、指名報酬委員会の委員は過半数を独立社外取締役としております。加えてコーポレート・ガバナンスの向上を目的に、内部統制委員会を設置し、代表取締役社長を委員長、社外有識者としての弁護士、監査等委員である取締役及び委員長の選任した委員（当社執行役員）によって構成され、事務局が委員長に対して必要に応じて求める随時の開催の他に、定期的を開催しております。

経営会議は、業務執行取締役及び執行役員によって構成され、取締役会決議事項の協議、その他取締役会から権限委譲された経営上の重要事項の検討を行っております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制図は次のとおりであります。



## ロ．内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムといたしましては、以下のとおりであります。

- a．当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という。）は、企業理念、法令及び社内規程を遵守し、コンプライアンスの徹底を率先して実行する。
  - ・コンプライアンス体制の整備及び法令違反の未然防止を目的として、代表取締役社長を委員長、社外有識者などを構成員とする内部統制委員会を設置し、委員会の定期的開催を通じてグループ各社横断的に必要な改善措置・全社的啓蒙策を講じる。また、内部統制委員会は、取締役会に適宜状況報告を行う。
  - ・各部門の業務執行におけるコンプライアンスの実践状況や内部管理体制等の監査等を行うため、業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、監査等の結果について、監査等委員会及び内部統制委員会に適宜状況報告を行う体制を整える。
  - ・法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見、又はその恐れがある場合は直ちに監査等委員に報告するとともに、遅滞なく内部統制委員会に報告する体制を整える。
  - ・法令・定款・社内規程違反行為等のホットラインとして通報・相談窓口を設置し、法令遵守並びに社内規程違反に関する情報の早期把握及び解決を図る。
- b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
  - ・取締役等の職務執行に係る情報及び文書等は、関係規程及び法令に基づき、担当部門が適切に保存及び管理する。
- c．当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・企業の継続的発展を脅かすあらゆるリスクを把握し、リスクマネジメント体制を整備するため、「リスク管理規程」を定め、内部統制委員会を設置する。
  - ・グループ経営上重要なリスクは、内部統制委員会において、把握・分析・評価を行い、改善策を策定するなど、適切な危機管理を行う体制を整える。
  - ・緊急事態発生時の対策は、「クライシス管理規程」を定め、迅速かつ適切に対応できる体制を整える。
  - ・情報セキュリティ活動を主導するため、「情報システム基本規程」を定め、情報資産の取扱基準を定める。
- d．当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・取締役会において、中期経営計画及び単年度の経営計画を決定し、定期的にその進捗状況を確認する。
  - ・取締役会の効率性及び適正性を確保するため、「取締役会規程」を定める。
  - ・内部統制委員会は、取締役会に対し適宜状況報告を行う体制を整える。
  - ・各取締役は、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき、責任範囲と決裁手続を明確化して職務の効率性を確保する。
- e．当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - ・当社グループの業務執行の状況については、定期的に取締役会において報告されるものとする。
  - ・当社は、随時子会社から業務執行及び財務情報等の状況の報告を求めるものとする。
- f．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ・当社グループで統一された企業倫理の基本観を浸透させるため、当社グループ共通のコンプライアンスに関する規程を定め、これを周知徹底する。ただし、海外においては当該国の法令・慣習等の違いを勘案し、段階的な導入を進める等、適切な整備に努める。
  - ・当社グループの役員又は管理職によって定期的に会議を開催し、情報交換を図るとともに、グループ全体の経営計画や重要施策の基本方針を共有する。
  - ・内部監査室は、当社グループ各社の内部監査を定期的実施する。
- g．監査等委員がその職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
  - ・当社は、監査等委員が求めた場合、監査等委員の職務を補助すべき者として、専門性及び知識面において適任者を任命することとする。監査等委員補助者の評価、任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査等委員の同意を得ることとし、取締役等からの独立を確保するものとする。

- h. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等、監査役及び使用人が監査等委員に報告するための体制、その他監査等委員への報告に関する体制、並びに当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱を受けないことを確保するための体制
- ・当社グループの監査等委員と取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の綿密な情報連携を図るため、取締役会をはじめとする各種会議に監査等委員が出席し意見を述べ、また必要に応じた説明の要請に対して取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が適切に対応できる体制を整える。
  - ・当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見又はその恐れがある場合、直ちに監査等委員に報告する体制及び報告を受けた部門が当社の監査等委員会に報告する体制を整える。また当該報告を行ったことを理由として不利な取扱を受けないことを社内規程等において定める。
  - ・当社グループの取締役及び使用人が財務報告に係る内部統制の状況や会計基準及び内部監査部門の活動状況、その他子会社監査役の活動状況等を必要に応じて監査等委員に報告する体制を整える。
  - ・各部門が作成し担当部門に提出した稟議書及び報告書等を監査等委員が必要に応じて閲覧することができる体制を整える。
- i. 監査等委員の職務の執行（監査等委員の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払又は償還手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員が会計監査人から会計監査に関する報告及び説明を受け、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う体制を整える。
  - ・内部監査部門と監査等委員との連携体制を確保することで、不正・不当行為の牽制・早期発見を行うための実効的な監査体制の整備に努める。
  - ・監査等委員が業務に関する説明又は報告を求めた場合、取締役及び使用人は迅速かつ適切に対応する体制を整える。
  - ・監査等委員が当社に対してその職務の執行（監査等委員の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当社は、当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用を処理する。
- j. 反社会的勢力を排除するための体制
- ・「反社会的勢力対応規程」を定め、反社会的勢力からの不当な要求に対しては毅然とした態度で臨み、取引関係を含めて、断固としてこれを拒否する。

#### リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置して、定期的な業務監査を実施し、被監査部門に対して改善要請や指導を行い、適時社長に監査結果を報告しております。

また、内部監査室、監査等委員及び会計監査人は随時情報交換など相互連携を密にし、リスクの排除に努めております。

#### 取締役の定数

当社は、取締役の定数を13名以内（うち監査等委員である取締役は4名以内）とする旨を定款で定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

#### 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

##### ・剰余金の配当決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主に対し柔軟な利益還元ができることを目的とするものであります。

#### 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

#### 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

## (2) 【役員の状況】

## 役員一覧

男性6名 女性3名 (役員のうち女性の比率33.33%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	水留 浩一	1968年1月26日生	1991年4月 株式会社電通(現株式会社電通グループ)入社 1996年2月 アンダーセンコンサルティング(現アクセンチュア株式会社)入社 2000年4月 株式会社ローランド・ベルガー(日本法人)入社 2005年1月 同社代表取締役 2009年10月 株式会社企業再生支援機構(現株式会社地域経済活性化支援機構)常務取締役 2010年12月 日本航空株式会社取締役副社長 2013年6月 株式会社ワールド取締役専務執行役員 2015年2月 株式会社あきんどスシロー代表取締役社長 2015年3月 当社代表取締役社長(現任) 2015年9月 Sushiro Korea, Inc. 理事(現任) 2015年10月 株式会社スシロークリエイティブダイニング代表取締役(現任) 2017年8月 Sushiro Taiwan Co., Ltd. 董事(現任) 2019年1月 Sushiro GH Singapore Pte. Ltd. Director(現任) 2019年1月 Sushiro HongKong Limited 董事(現任) 2019年10月 株式会社あきんどスシロー取締役会長(現任) 2020年2月 Sushiro GH(Thailand) Ltd. Director(現任) 2020年12月 寿司郎(中国)投資有限公司 董事(現任)	(注) 2	121,644

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	近藤 章	1945年2月2日生	1967年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 1997年6月 同行常務取締役 1999年4月 大和証券SBキャピタル・マーケット株式会社代表取締役副社長 2000年5月 ソニー株式会社執行役員専務 2004年7月 AIGイースト・アジア・ホールディングス・マネジメント株式会社副会長 2009年6月 富士火災海上保険株式会社（現AIG損害保険株式会社）取締役兼代表執行役社長兼CEO 2010年6月 同社取締役兼代表執行役会長兼CEO 2011年10月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社副会長 2012年4月 株式会社国際協力銀行社外取締役 2014年6月 カルビー株式会社社外監査役 2016年6月 株式会社国際協力銀行代表取締役総裁 2018年11月 アルゴ・ホールディングス株式会社社外取締役（現任） 2018年11月 株式会社ディーカレット社外取締役（現任） 2018年12月 当社社外取締役（現任） 2019年7月 株式会社Right Now取締役（現任） 2020年6月 Power One株式会社監査役（現任） 2020年6月 株式会社Glocalist社外取締役（監査等委員）（現任）	(注) 2	2,500

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	高岡 浩三	1960年3月30日生	1983年4月 ネスレ日本株式会社入社 1986年1月 同社マーケティング本部ココア、 ミルク&ニュートリションアシス タントブランドマネジャー 1988年1月 ネスレUSAネスカフェブランド ア シスタントブランドマネジャー 1989年4月 ネスレ日本株式会社ココア、ミル ク&ニュートリションアシスタ ントブランドマネジャー 1991年3月 同社乳幼児栄養食品事業プロジェ クトリーダー 1994年4月 同社ココア、ミルク&ニュートリ ションビジネスユニットマネ ジャー 1999年10月 ネスレコンフェクショナリー株式 会社プロジェクトディレクター 2001年4月 同社マーケティング本部長 2005年1月 同社代表取締役社長 2010年1月 ネスレ日本株式会社代表取締役副 社長飲料事業本部長 2010年11月 同社代表取締役社長兼CEO 2010年11月 ネスレネスプレzzo株式会社代表 取締役 2017年11月 早稲田大学ビジネススクールアド バイザリーボード(現任) 2019年12月 当社社外取締役(現任) 2020年12月 株式会社サイバーエージェント社 外取締役(現任)	(注) 2	0
取締役	三宅 峰三郎	1952年7月22日生	1976年4月 キューピー株式会社入社 2003年2月 同社取締役 2010年2月 同社常務取締役 2011年2月 同社代表取締役社長 2011年2月 株式会社中島董商店取締役 2017年2月 キューピー株式会社相談役 2017年2月 株式会社中島董商店取締役会長 (現任) 2017年4月 公益財団法人キューピーみらいた まご財団理事長(現任) 2017年12月 富士製菓工業株式会社社外取締役 (現任) 2018年6月 亀田製菓株式会社社外取締役(現 任) 2018年6月 株式会社オートボックスセブン社 外取締役 2019年6月 同社社外取締役(監査等委員) (現任) 2019年6月 内閣府休眠預金等活用審議会専門 委員主査(現任) 2020年12月 当社社外取締役(現任)	(注) 2	0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	蟹瀬 令子	1951年7月14日生	1975年4月 株式会社博報堂入社 1993年2月 株式会社ケイ・アソシエイツ代表取締役(現任) 1999年6月 株式会社イオンフォレスト(ザ・ボディショップジャパン)代表取締役社長 2001年1月 日本小売業協会生活者委員会委員(現任) 2001年5月 一般社団法人日本ショッピングセンター協会理事(現任) 2004年5月 同協会情報委員会委員長(現任) 2007年2月 レナ・ジャポン・インスティチュート株式会社代表取締役(現任) 2010年10月 昭和女子大学客員教授(現任) 2015年6月 東急株式会社社外取締役(現任) 2015年9月 内閣府消費者委員会委員 2020年12月 当社社外取締役(現任)	(注) 2	0
取締役	佐藤 光紀	1975年3月11日生	1997年4月 株式会社セブテーニ・ホールディングス入社 2001年7月 同社取締役インターネット事業本部長 2003年10月 同社CMO常務取締役 2004年12月 同社COO専務取締役 2007年10月 同社専務取締役 2009年12月 同社代表取締役社長(現任) 2017年1月 同社グループ社長執行役員(現任) 2019年1月 株式会社電通(現株式会社電通グループ)執行役員 2020年12月 当社社外取締役(現任)	(注) 2	0
取締役 (監査等委員)	納塚 善宏	1953年3月21日生	1976年4月 参天製薬株式会社入社 1999年12月 同社経理・財務グループグループマネージャー 2002年1月 同社コーポレートプランニング・ファイナンスグループグループマネージャー 2004年10月 同社コンプライアンスグループグループマネージャー 2006年5月 同社企画本部副本部長 2006年7月 同社執行役員計画統制本部長 2008年10月 同社執行役員社会・環境担当 2010年6月 同社常勤監査役 2016年6月 同社顧問 2018年12月 株式会社あきんどスシロー監査役(現任) 2018年12月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	市毛 由美子	1961年3月13日生	1989年4月 弁護士登録 1989年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2007年12月 のぞみ総合法律事務所パートナー(現任) 2009年4月 第二東京弁護士会副会長 2010年9月 日本弁護士連合会事務次長 2012年6月 NECネットエスアイ株式会社社外取締役 2014年5月 イオンモール株式会社社外監査役 2014年12月 三洋貿易株式会社社外取締役(監査等委員) 2016年12月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2018年6月 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社社外取締役(現任) 2020年3月 アスクル株式会社社外取締役(現任)	(注)3	0
取締役 (監査等委員)	平 真美	1962年2月20日生	1987年10月 サンワ・等松青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所 1990年10月 早川善雄税理士事務所入所 1991年9月 公認会計士登録 1992年4月 税理士登録 2002年10月 税理士法人早川・平会計パートナー(現任) 2011年5月 イオンモール株式会社社外監査役 2014年5月 同社社外取締役 2014年6月 スズデン株式会社社外監査役 2016年3月 井関農機株式会社社外監査役(現任) 2016年6月 スズデン株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年12月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	0
計					124,144

(注)1. 取締役近藤章氏、高岡浩三氏、三宅峰三郎氏、蟹瀬令子氏及び佐藤光紀氏並びに監査等委員である取締役納塚善宏氏、市毛由美子氏及び平真美氏は、社外取締役であります。

- 2020年9月期に係る定時株主総会終結の時から2021年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 2020年9月期に係る定時株主総会終結の時から2022年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員の氏名及び担当は、以下のとおりであります。

地位	氏名	担当
常務執行役員	木下 嘉人	社長補佐兼品質管理管掌・株式会社スシロークリエイティブダイニング代表取締役社長
常務執行役員	新居 耕平	商品部門管掌
常務執行役員	堀江 陽	株式会社あきんどスシロー代表取締役社長
上席執行役員	清水 敬太	財務経理・投資事業管掌
上席執行役員	小河 博嗣	情報システム管掌・株式会社あきんどスシロー代表取締役副社長
上席執行役員	加藤 広慎	海外事業管掌
上席執行役員	山邊 圭介	経営企画・総務管掌
執行役員	永井 敏行	店舗開発・設計管掌
執行役員	福山 知子	コミュニケーション企画推進・コーポレートコミュニケーション管掌

#### 社外役員の状況

当社の社外役員は8名であります。

社外取締役は、当社に対する経営の監督機能及びチェック機能を期待するとともに、独立した専門的な視点を通じて、適切な意思決定・経営監督を行い、経営の健全性・透明性の更なる向上を図るため、当社にとって重要な位置付けであります。

当社は、社外取締役の独立性に関する具体的な基準を定めており、一般株主との利益相反のおそれなく、社外の広範な事業活動を通じた経営判断力を有する人材を選任しております。なお、社外取締役近藤章氏、高岡浩三氏、三宅峰三郎氏、蟹瀬令子氏、佐藤光紀氏、納塚善宏氏、市毛由美子氏及び平真美氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

社外取締役近藤章氏は、長年にわたる複数の金融会社及び事業会社における経営者としての豊富な経験と実績を有しており、かかる経験と実績をもとに当社グループの持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただけると判断し選任しております。

社外取締役高岡浩三氏は、長年にわたる事業会社における経営者としての豊富な経験と実績を有しており、かかる経験と実績をもとに幅広い見地から当社グループの持続的な企業価値向上に向けて経営に対する的確な助言及び業務執行に対する監督を行っていただけると判断し選任しております。

社外取締役三宅峰三郎氏は、長年にわたる経営者としての経営実績と高い見識を有しており、また、経営の専門家としての経験・見識をもとに当社グループの持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただけると判断し選任しております。

社外取締役蟹瀬令子氏は、長年にわたる経営者としての経営実績と、リテール事業及びマーケティングに関する豊富な経験及び幅広い見識をもとに当社グループの持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただけると判断し選任しております。

社外取締役佐藤光紀氏は、長年にわたる経営者としての経営実績と高い見識を有しており、また、経営の専門家としての経験・見識をもとに当社グループの持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただけると判断し選任しております。

社外取締役納塚善宏氏は、参天製薬株式会社における長年にわたる経理・財務及びコンプライアンスに関する豊富な知識と実務経験を有しており、また同社において監査役を務め、監査実務にも精通していることから、当社グループに対して適切な助言・監督を行っていただけると判断し選任しております。

社外取締役市毛由美子氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い知見を有するとともに、企業法務にも精通していることから、当社グループに対して公正かつ客観的な経営の監督を行っていただけると判断し選任しております。

社外取締役平真美氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に精通しているため、その高い見識を当社の監査等に活かしていただけると判断し選任しております。

(会社との人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係)

社外取締役近藤章氏は、アルゴ・ホールディングス株式会社社外取締役、株式会社ディーカレット社外取締役、株式会社Right Now取締役、株式会社Globalist社外取締役(監査等委員)及びPower One株式会社監査役であります。各兼職先と当社との間に利害関係はありません。

社外取締役高岡浩三氏は、早稲田大学ビジネススクールアドバイザーボード及び株式会社サイバーエージェント社外取締役であります。各兼職先と当社との間に利害関係はありません。

社外取締役三宅峰三郎氏は、株式会社中島董商店取締役会長、公益財団法人キューピーみらいたまご財団理事長、富士製薬工業株式会社社外取締役、亀田製薬株式会社社外取締役、株式会社オートバックスセブン社外取締役(監査等委員)及び内閣府休眠預金等活用審議会専門委員主査であります。各兼職先と当社との間に利害関係はありません。

社外取締役蟹瀬令子氏は、株式会社ケイ・アソシエイツ代表取締役、レナ・ジャポン・インスティテュート株式会社代表取締役及び東急株式会社の社外取締役であります。当社の子会社である株式会社あきんどスシローは、東急株式会社との間に店舗の賃貸借に関する取引がありますが、直前事業年度における東急グループの売上高及び当社グループの売上高それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満であり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。その他の兼職先と当社との間に利害関係はありません。

社外取締役佐藤光紀氏は、株式会社セブテーニ・ホールディングス代表取締役グループ社長執行役員であります。当該兼職先と当社との間に利害関係はありません。

社外取締役市毛由美子氏は、のぞみ総合法律事務所パートナー、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社社外取締役及びアスクール株式会社社外取締役であります。各兼職先と当社との間に利害関係はありません。

社外取締役平真美氏は、税理士法人早川・平会計パートナー、井関農機株式会社社外監査役及びスズデン株式会社社外取締役(監査等委員)であります。各兼職先と当社との間に利害関係はありません。

その他社外取締役の各人と当社との間には、人的関係、資本的関係その他の利害関係はありません

なお、当社は、独立取締役の独立性に関する基準を次のとおり定めております。

(独立取締役の独立性基準)

- a. 就任前10年間のいずれかの時期において、当社又は当社の子会社の業務執行者(会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する者をいう。以下同じ)であった者
- b. 当社の主要な株主(直接又は間接に当社の10%以上の議決権を保有する者をいう。)又はその業務執行者
- c. 当社の主要な取引先(直近の3事業年度のいずれかにおける当該会社に対する当社の収益が当社の当該事業年度における連結収益の2%以上を占める者をいう。)又はその業務執行者
- d. 当社を主要な取引先(直近の3事業年度のいずれかにおける当社との取引における当社の支払額が当該会社の当該事業年度における連結売上高の2%以上を占める者をいう。)とする者又はその業務執行者
- e. 現在、当社の会計監査人である監査法人の社員若しくはパートナー、又は当社若しくは当社の子会社の監査を担当しているその他の会計専門家又は過去3年間において、当社の会計監査人である監査法人の社員若しくはパートナー、又は当社若しくは当社の子会社の監査を担当しているその他の会計専門家
- f. 当社から役員報酬以外に多額の金銭(当該金銭を得ている者が個人の場合には過去3年間の平均で年間1,000万円以上、団体の場合には(当該団体の)過去3事業年度の平均で当社からの支払額が1,000万円、又は当該団体の連結総売上高の2%のいずれか高い額以上の金額をいう。)その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家又は税務専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属するコンサルタント、会計専門家、法律専門家又は税務専門家をいう)
- g. 当社が多額の寄付(直近の3事業年度の平均で年間1,000万円を超える金額の寄付をいう。)を行っている団体の理事(業務執行に当たる者に限る)その他の業務執行者
- h. 当社の主要借入先(当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者をいう)若しくはその親会社又はそれらの業務執行者
- i. 当社から取締役を受け入れている会社の業務執行者
- j. 就任前3年間のいずれかの時期において、上記bからhのいずれかに該当していた者又は該当する団体が存在する場合に、就任前3年間のいずれかの時期において、当該団体に所属していた者
- k. 上記のいずれかに掲げる者(重要な者に限る)の近親者(二親等以内の親族をいう。)
- l. 取締役としての通算の在任期間が6年を超える者
- m. 仮に上記bからkまでのいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立取締役とすることができる。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会を通じて内部統制部門及び内部監査室から適宜、報告を受けるなど連携を図っております。また、監査等委員である社外取締役は、会計監査人及び内部監査室から監査の方法と結果について報告を求めるほか、適宜、情報交換を行い相互の連携を図り、重ねて調査する必要の認められる案件、迅速に対処すべき案件等を見極め、合理的・効率的な監査に努めております。

## (3) 【監査の状況】

## 監査等委員会監査の状況

## イ．組織・人員

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外2名）で構成されております。各監査等委員の状況は以下の通りです。

区分	氏名	経歴等
独立社外監査等委員（常勤）	納塚 善宏	事業会社において経理・財務及びコンプライアンスに関する長年の実務経験と豊富な知識を有しており、また、同社において監査役を務め、監査実務にも精通しております。
監査等委員	豊崎 賢一	1984年に株式会社あきんどスシロー（株式会社すし太郎）入社以来、店舗での営業経験を積んだ後、営業部長、仕入部長を経て、2009年から代表取締役社長を務めるなど、当社グループにおける豊富な業務経験と、海産物の仕入における豊富な知識及びネットワークを有しております。
独立社外監査等委員	市毛 由美子	弁護士としての豊富な経験と幅広い知見を有するとともに、複数の事業会社において取締役や監査役を務め、ガバナンス全般に精通しております。

また、監査等委員会室を設置し、執行側からの一定の独立性が確保された専任の従業員1名により、監査等委員会の職務を補助しております。当該従業員の任命、人事異動（異動先を含む）、人事評価、懲戒処分等について、監査等委員会の同意を必要としております。

## ロ．監査等委員会の活動状況

当事業年度において、監査等委員会は、年合計17回開催され、1回あたりの所要時間は約2.5時間でした。各監査等委員の監査等委員会並びに各監査等委員の取締役会への出席状況は以下のとおりです。

区分	氏名	当事業年度の 監査等委員会出席状況	当事業年度の 取締役会出席状況
独立社外監査等委員（常勤）	納塚 善宏	全17回中17回（100%）	全16回中16回（100%）
監査等委員	豊崎 賢一	全17回中17回（100%）	全16回中16回（100%）
独立社外監査等委員	市毛 由美子	全17回中17回（100%）	全16回中16回（100%）

（注）2020年12月24日の当社株主総会において豊崎賢一氏は辞任により退任、新たに独立社外監査等委員として、平真美氏が就任しました。同氏は公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に精通するとともに、複数の事業会社において取締役や監査役の経験を有しております。

当連結会計年度の監査等委員会における主な共有・検討事項は以下の通りです。

- ・監査方針及び監査計画
- ・重点監査項目の進捗等
- ・常勤監査等委員の職務執行状況

うち、年間を通じ、監査等委員会で次のような決議、報告、協議等を行い、監査計画及び重点監査項目の進捗に関しては、取締役会への報告を行いました。

決議 19件：監査等委員会監査計画・監査方針、定時株主総会・取締役会及び業務執行取締役・執行役員  
の適法性、監査等委員である取締役の選任・報酬決定、会計監査人の選解任、監査等  
委員会監査報告書案等

報告 74件：経営会議報告、内部統制委員会報告、常勤監査等委員の職務執行報告、監査等委員会室報  
告、内部監査室報告、

協議 7件：事業報告、取締役会で協議すべき事項

## ハ．監査等委員の主な活動

当事業年度における、監査等委員の主な活動は以下の通りです。

- ・業務執行取締役及び執行役員との意見交換  
全監査等委員により、代表取締役を含む社内取締役及び執行役員に対する目標設定及び業務執行状  
況の進捗を含む意見交換を、それぞれ年1回実施。
- ・代表取締役への重点監査項目報告及び意見交換  
常勤監査等委員により、半期に1回、合計年2回、重点監査項目の進捗状況の報告や意見交換を実施。
- ・重要会議への出席

全監査等委員により、取締役会及び内部統制委員会に出席し必要な意見陳述を実施。また、常勤監査等委員により、経営会議及び主要な子会社の取締役会、経営会議に出席。

・重要な決裁書類等の閲覧

常勤監査等委員により、重要な決裁書、法定備置書類、重要会議議事録、財務書類、その他内部統制にかかる書類等を閲覧し意思決定の妥当性及び正確性を確認。

・国内及び海外のグループ会社への監査

常勤監査等委員を中心に、国内グループ会社及び海外子会社の部門監査（往査、Web会議）を実施し、事業概況や内部統制状況等を確認。

・会計監査人との連携

全監査等委員により、期初に会計監査人の監査計画を確認し、四半期に1度、会計監査人による監査報告会に出席するとともに、必要に応じ適時課題等を確認。

・内部監査室との連携

全監査等委員により、定例監査等委員会で内部監査室長の報告内容を確認。また、常勤監査等委員は、別途月次報告を受けている。

#### 内部監査の状況

当社のリスク管理体制は、代表取締役社長直轄の内部監査室（12名）を設置して、定期的な業務監査を実施し、被監査部門に対して改善要請や指導を行い、適時社長に監査結果を報告しております。

また、内部監査室、監査等委員及び会計監査人は随時情報交換など相互連携を密にし、リスクの排除に努めております。

#### 会計監査の状況

イ．監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

ロ．継続監査期間

1年間

ハ．業務を執行した公認会計士

竹内毅  
龍田佳典  
中村武浩

ニ．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 23名  
その他 13名

ホ．監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会社法第399条の2第3項第2号に基づき、監査等委員全員の同意により会計監査人の選任・解任・不再任議案の内容の決定を行います。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合やその他会計監査人の変更が相当であると認める場合、会社法第340条第1項各号に基づき、監査等委員全員の同意により会計監査人の解任を決定します。

その結果、会計監査人の監査方法と結果を相当と認め、当監査等委員会は、有限責任 あずさ監査法人を再任することが相当であると判断しました。

なお、2019年12月19日に開催した第5期定時株主総会において、EY新日本有限責任監査法人に代えて、新たに当社の会計監査人として有限責任あずさ監査法人を選任しております。

## へ. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、下記項目に基づく評価基準において、会計監査人の評価を実施しました。

- ・日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果、公認会計士・監査審査会による検査結果
- ・監査計画及び監査遂行における各局面（項目、プロセス等）での妥当性及び有効性の確認
- ・監査チームの独立性、職業的専門家としての正当な注意や懐疑心の発揮
- ・監査報酬の内容、水準、監査日数、監査期間
- ・監査等委員会や経営者との有効なコミュニケーション
- ・海外拠点を踏まえたグループ監査が可能な一定の規模と世界的なネットワーク
- ・不正の兆候等のリスクへの配慮、不正リスクを踏まえた監査計画
- ・社内財務経理部門からの意見

## ト. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

前連結会計年度及び前事業年度	EY新日本有限責任監査法人
当連結会計年度及び当事業年度	有限責任 あずさ監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

異動に係る監査公認会計士等の氏名又は名称

選任する監査公認会計士等の氏名又は名称

有限責任 あずさ監査法人

退任する監査公認会計士等の氏名又は名称

EY新日本有限責任監査法人

異動の年月日

2019年12月19日

退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日

2013年1月1日

退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等又は内部統制監査報告書における意見等に関する事項

該当事項はありません。

異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、2019年12月19日開催予定の第5期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

監査等委員会は、現会計監査人の監査継続年数が当社の会計監査人としては2013年からですが、当社の前身となる株式会社あきんどスシローの会計監査人であった期間も含めると、16年以上と長期間に亘っていることから比較検討を実施いたしました。有限責任 あずさ監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社の会計監査人として必要な専門性、独立性、内部管理体制及びグローバルでの監査体制を具備しており、また新たな視点での効果的かつ効率的な監査が期待できることにより、当社のガバナンス強化に寄与すると判断したためであります。

上記の理由及び経緯に対する監査報告書又は内部統制監査報告書等の記載事項に係る異動監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

上記の理由及び経緯に対する監査報告書又は内部統制監査報告書等の記載事項に係る監査等委員会の意見

妥当であると判断しております。

## 監査報酬の内容等

## イ．監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	36	3	32	-
連結子会社	21	-	23	-
計	57	3	55	-

当社における非監査業務の内容は、主に財務報告目的の内部統制の整備・運用・評価に係る助言業務であります。

## ロ．監査公認会計士と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（イ．を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	12	-	18	-
計	12	-	18	-

## ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

## 二．監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、特段の定めをしておりませんが、監査日数及び当社の業務内容等の諸条件を勘定し、監査法人と相互協議の上、監査等委員会の同意を得て監査報酬を定めております。

## ホ．監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

## (4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

- ・ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の取締役報酬については、株主総会の決議により、監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役ごとに報酬限度額を決定しています。

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に金銭で支給される報酬は、固定報酬である基本報酬（定期同額給与）と業績連動型の変動報酬によって構成されています。取締役（監査等委員である取締役を除く）報酬額の上限は2019年12月19日定時株主総会決議において、年額400百万円（うち、社外取締役分は年額50百万円）となっております。本決議に係る提出日現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）は6名（業務執行取締役1名、非業務執行取締役5名）であります。監査等委員である取締役の報酬額は2015年12月16日定時株主総会決議において、年額100百万円となっております。本決議に係る提出日現在の監査等委員である取締役は3名であります。基本報酬は各取締役の役職・役割に応じて支給し、変動報酬は、業績向上に対するインセンティブを高めることを目的に設定した目標（業績予想における連結売上収益成長率、親会社の所有者に帰属する当期利益の達成度で構成）を達成した場合に支給される額を基本報酬の50%として、最高業績時に支給される最高支給額を200%、最低業績を下回った場合の支給額を0%とすることにより算出される0%～200%の範囲で業績確定後に一括して支払われることを基本といたします。なお、当社の執行役員にも同様の方針により支給しております。

社外取締役の報酬については、業務執行者から独立して社外取締役の職責を全うするために、固定報酬のみで構成されております。

また、中長期インセンティブとして、株価条件付株式報酬型ストックオプションを付与しております。

当社は取締役（監査等委員を除く）の報酬等（報酬制度の設計や報酬額の決定を含む）に関して、その客観性と透明性を確保するために、任意の委員会である「指名報酬委員会」を設置し、審議を実施しております。なお、同委員会は、取締役会決議により選定された委員により構成されており、構成員の過半数を独立社外取締役としております。

取締役（監査等委員を除く）の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会が任意の諮問機関である指名報酬委員会の審議、答申を受けたうえで決定しております。

監査等委員である取締役の報酬については、当社の職務執行に対する監査の実効性を確保することを主に、業務執行者から独立して監査等委員の職責を全うするために、固定報酬のみで構成され、株主総会により承認された範囲内で監査等委員の協議により決定しております。

なお、取締役には退職慰労金制度はありません。（但し、当該制度廃止前に支給が決定されていたものは除きます。）

2020年12月24日付の取締役会において、当社の取締役に対し、指名報酬委員会の審議、答申を受けたうえで、下記の通り2021年9月期にかかる報酬の支給額及び算定方法を決定しております。

- ・ 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の変動報酬の計算方法

全社業績評価及び各役員の個人業績評価から構成されております。

「全社業績評価」

基本報酬（年額報酬の35%）×〔業績予想における連結売上収益成長率の達成度<sub>1</sub>に基づく支給率×50%+業績予想における親会社の所有者に帰属する当期利益の達成度<sub>2</sub>に基づく支給率×50%〕

「個人業績評価」

基本報酬（年額報酬の15%）×〔業績予想における連結売上収益成長率の達成度<sub>1</sub>に基づく支給率×50%+業績予想における親会社の所有者に帰属する当期利益の達成度<sub>2</sub>に基づく支給率×50%〕×各役員の個人業績指標の達成度×変動率

1 業績予想における連結売上収益成長率の達成度（%）（小数点以下第3位を四捨五入）＝（当期連結売上収益実績（百万円未満四捨五入）÷前期連結売上収益実績（百万円未満四捨五入）×100）÷（当期連結売上収益予想÷前期連結売上収益実績×100）

2 業績予想における親会社の所有者に帰属する当期利益の達成度（%）（小数点以下第3位を四捨五入）＝親会社の所有者に帰属する当期利益実績（百万円未満四捨五入）÷業績予想における親会社の所有者に帰属する当期利益予想（百万円未満四捨五入）×100

なお、在任期間が、1事業年度に満たない対象者は、計算の結果得られた額に在任月数（1か月未満の期間は、15日以下は切捨て、16日以上は1か月に切上げ）を12で除した割合（小数点以下第3位を四捨五入）を乗じて、変動報酬を算出します。

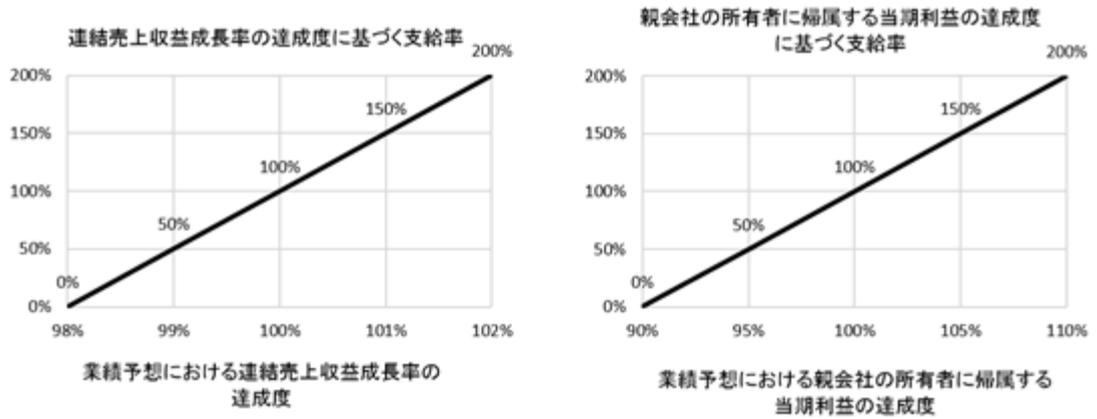
2020年9月期の業績予想及び実績値並びに2021年9月期の業績予想は以下の通りです。

なお、2020年8月4日「業績予想に関するお知らせ」において、2020年9月期の業績予想を修正しておりますが、全社業績評価及び個人業績評価に基づく変動報酬は、当初の業績予想を基準として算出します。

（百万円）

	2019年9月期 (実績)	2020年9月期 (予想)	2020年9月期 (修正予想)	2020年9月期 (実績)	2021年9月期 (予想)
連結売上収益	199,088	223,730	204,950	204,957	250,600
親会社の所有者に 帰属する当期利益	9,959	10,210	5,100	6,457	10,500

各支給率は、1及び2の算式によって算出された達成度をそれぞれ下記グラフに基づき算出されます。



変動報酬の支給上限額は以下の通りです。

(2020年9月期)

	全社業績評価	個人業績評価
当社	182百万円	78百万円

(2021年9月期)

	全社業績評価	個人業績評価
当社(業務執行取締役)	51百万円	22百万円
当社(執行役員)	142百万円	61百万円

## ・株価条件付株式報酬型ストックオプション

株価条件付株式報酬型ストックオプションは、新株予約権の割当日の翌日から40年間を権利行使期間、行使価格を1円として付与されます。その他の行使条件につきましては、第4.1.(2) ストックオプション制度の内容をご参照ください。ただし、算出される権利確定率が下記の数値（以下「下限権利確定率」という。）を下回った場合には、権利確定率は下限権利確定率とします。また、絶対的TSRが1（100%）を下回った場合又は期末の株価（割当日から3年を経過する日（付与対象者が割当日から3年を経過する日よりも前に当社及び子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合には当該喪失日をいいます。）の属する月の前月の各日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値）が期首の株価（本新株予約権の割当日の属する月の各日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値）を下回った場合には、下限権利確定率が適用されます。なお、当社の執行役員にも同様の算定方法により付与しており、新株予約権の年間上限付与数は下記の通りです。

役位	下限権利確定率
当社取締役社長	16.60%
当社常務執行役員	18.60%
当社上席執行役員 当社執行役員	19.60%

	年間上限付与数
当社（業務執行取締役）	1,282個
当社（執行役員）	280個

## 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	その他	
取締役（監査等委員を除く） （社外取締役を除く）	260	149	59	49	3	4
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く）	9	9	-	-	-	1
社外役員	42	42	-	-	-	5

（注）「その他」の内容は、取締役に無償で提供している社宅の賃料相当額であります。

## 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の総額(百万円)				報酬等の 総額 (百万円)
			基本報酬	ストック オプション	賞与	その他	
水留 浩一	取締役	提出会社	76	34	24	3	137

（注）「その他」の内容は、取締役に無償で提供している社宅の賃料相当額であります。

## (5) 【株式の保有状況】

## 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する投資株式を純投資目的の投資株式と区分し、それ以外の目的で保有する投資株式を純投資目的以外の目的である投資株式と区分しております。

## 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、事業機会の創出や取引・協業関係の構築・維持・強化を目的として保有する投資株式を、純投資目的以外の目的である投資株式と区分しています。これらの株式を取得する際には、当社と投資先との取引状況、当社における戦略的及び戦術的位置付け、予想されるリスクとその対策等を勘案のうえ取得の是非を決定しております。

## ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	6
非上場株式以外の株式	-	-

## (当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

## (当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

## ハ．特定投資株式及びみなし保有株式銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません

## 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。）第93条の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。  
なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2019年10月1日から2020年9月30日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2019年10月1日から2020年9月30日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりであります。

- (1) 会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、監査法人及び各種団体の主催する研修等への参加並びに会計専門誌の定期購読等により、積極的な情報収集活動に努めております。
- (2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針及び会計指針を作成し、それらに基づいて会計処理を行っております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当連結会計年度 (2020年9月30日)
<b>資産</b>			
<b>流動資産</b>			
現金及び現金同等物	6	10,341	12,665
営業債権及びその他の債権	7	2,678	5,142
棚卸資産	8	1,313	1,687
その他の金融資産	18	316	290
その他の流動資産	20	963	1,391
流動資産合計		15,612	21,175
<b>非流動資産</b>			
有形固定資産	9,12,37	25,579	119,667
のれん	10,12	30,371	30,371
無形資産	11,12	54,560	54,621
持分法で会計処理されている投資	13	1,816	2,171
敷金及び保証金	34,35	7,959	8,671
その他の金融資産	18,34	6	6
その他の非流動資産	20	446	582
非流動資産合計		120,737	216,090
資産合計		136,349	237,265
<b>負債及び資本</b>			
<b>負債</b>			
<b>流動負債</b>			
営業債務及びその他の債務	15	21,256	22,150
借入金	16	4,149	36,701
未払法人所得税		1,459	2,479
リース負債	17	809	10,819
その他の金融負債	18,34,35	508	726
引当金	19	2,449	1,287
その他の流動負債	20	2,906	4,640
流動負債合計		33,536	78,802
<b>非流動負債</b>			
営業債務及びその他の債務	15	36	31
社債及び借入金	16,34,35	36,622	9,987
リース負債	17	575	78,857
その他の金融負債	18,34,35	75	62
引当金	19	1,982	2,257
繰延税金負債	14	16,107	16,307
その他の非流動負債	20	49	43
非流動負債合計		55,447	107,543
負債合計		88,982	186,345
<b>資本</b>			
資本金	21	100	100
資本剰余金	21,24	15,747	15,747
利益剰余金	21,24	31,859	35,156
自己株式	21,23	0	0
その他の資本の構成要素	22,33,34,35	339	95
親会社の所有者に帰属する持分合計		47,367	50,908
非支配持分		-	13
資本合計		47,367	50,920
負債及び資本合計		136,349	237,265

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
売上収益	25	199,088	204,957
売上原価	8	95,797	97,244
売上総利益		103,291	107,713
販売費及び一般管理費	27,29,33,37	88,146	94,398
その他の収益	12,26	123	619
その他の費用	12,28	722	1,872
営業利益		14,546	12,061
金融収益	30	128	90
金融費用	30	308	808
持分法による投資損益(は損失)	13	2	807
税引前利益		14,363	10,536
法人所得税費用	14	4,405	4,116
当期利益		9,959	6,420
当期利益の帰属			
親会社の所有者		9,959	6,457
非支配持分		-	36
当期利益		9,959	6,420
1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益(円)	31	85.81	55.64
希薄化後1株当たり当期利益(円)	31	85.65	55.48

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
当期利益		9,959	6,420
その他の包括利益			
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額	22	371	69
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値 に係る純変動の有効部分	14,22,34	65	1
純損益に振り替えられる可能性のある項 目合計		436	68
税引後その他の包括利益		436	68
当期包括利益		9,523	6,488
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		9,523	6,524
非支配持分		-	36
当期包括利益		9,523	6,488

## 【連結持分変動計算書】

(単位：百万円)

	注記	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の 資本の 構成要素	親会社の 所有者に 帰属する 持分合計	非支配 持分	資本合計
2018年10月1日時点の残高		100	15,863	25,663	0	790	40,835	-	40,835
当期利益				9,959			9,959		9,959
その他の包括利益						436	436		436
当期包括利益合計		-	-	9,959	-	436	9,523	-	9,523
新株予約権の取得	22					913	913		913
自己新株予約権の消却	22			1,419		1,764	344		344
株式に基づく報酬取引	33			8		37	44		44
配当金	21,24		116	2,350			2,466		2,466
所有者との取引額合計		-	116	3,763	-	887	2,991	-	2,991
2019年9月30日時点の残高		100	15,747	31,859	0	339	47,367	-	47,367
会計方針の変更による累積的影響額				554			554		554
会計方針の変更を反映した2019年10月1日時点の残高		100	15,747	31,304	0	339	46,812	-	46,812
当期利益				6,457			6,457	36	6,420
その他の包括利益						67	67	0	68
当期包括利益合計		-	-	6,457	-	67	6,524	36	6,488
新株予約権の失効	22			6		6	-		-
株式に基づく報酬取引	33					183	183		183
配当金	24			2,611			2,611		2,611
連結子会社の増資による持分の変動							-	10	10
連結子会社株式の売却による持分の変動							-	5	5
連結範囲の変動							-	33	33
所有者との取引額合計		-	-	2,605	-	177	2,429	49	2,380
2020年9月30日時点の残高		100	15,747	35,156	0	95	50,908	13	50,920

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税引前利益		14,363	10,536
減価償却費及び償却費		4,794	15,217
減損損失		584	1,742
金融収益		128	90
金融費用		301	797
敷金及び保証金の家賃相殺額		298	285
持分法による投資損益(は益)	13	2	807
営業債権及びその他の債権の増減額(は増加)		1,060	2,456
棚卸資産の増減額(は増加)		19	382
営業債務及びその他の債務の増減額(は減少)		2,355	510
その他		625	544
小計		22,152	27,510
利息及び配当金の受取額		2	3
利息の支払額		155	644
法人所得税の支払額		4,690	2,947
営業活動によるキャッシュ・フロー		17,309	23,923
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有形固定資産の取得による支出		7,416	12,286
無形資産の取得による支出		309	313
敷金及び保証金の差し入れによる支出		1,033	1,264
持分法で会計処理されている投資の取得による支出		1,994	1,156
その他		70	140
投資活動によるキャッシュ・フロー		10,682	14,879
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
社債の発行による収入	32	-	9,946
長期借入金の返済による支出	32	4,168	4,168
リース負債の返済による支出	32	1,049	9,982
支払手数料の支払による支出		7	10
新株予約権の取得による支出	22	945	-
非支配持分からの払込による収入		-	44
配当金の支払額	24	2,465	2,610
その他		57	55
財務活動によるキャッシュ・フロー		8,578	6,724
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		1,951	2,320
現金及び現金同等物の期首残高		12,386	10,341
現金及び現金同等物に係る換算差額		94	4
現金及び現金同等物の期末残高	6	10,341	12,665

## 【連結財務諸表注記】

## 1. 報告企業

株式会社スシローグローバルホールディングス（以下「当社」という。）は日本に所在する株式会社であり、その登記されている本社は大阪府に所在しております。当社の連結財務諸表は、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）により構成されます。当社グループは、回転すし店を中心とする外食事業を営んでおります。当社グループは、すし事業に特化して、国内においては、フランチャイズ店やライセンス店を持たず「スシロー」の名前で直営回転すし店舗を運営する回転すしチェーンを展開しております。

なお当社は、以下のとおりの変遷を経て現在に至っております。

当社は、1984年10月に設立された株式会社すし太郎を前身としております。株式会社すし太郎は2000年12月に株式会社あきんどスシロー（以下「旧株式会社あきんどスシロー」という。）に商号を変更し、「すしを通して人々の暮らしを豊かにしたい」という経営理念の下、お客様には高品質で付加価値の高いサービスを継続的に提供するとともに、「回転すし総合管理システム」の導入などによる効率性の追求を併せて行うことで、お客様満足度の向上に日々努め、2003年9月に東京証券取引所市場第二部に株式上場いたしました。

しかし2007年10月以降、当社を取り巻く経営環境が激しく変化する中、当社がこのような激しい経営環境を乗り越え、組織力の強化と積極的かつ迅速な新規出店を同時並行で実行するという経営課題を的確に解決していくためには、中期的な視点から、経営方針について抜本的な改革を行う体制を構築することが急務であると判断し、ユニゾン・キャピタル・グループから出資を受け、2008年11月にマネジメント・バイ・アウト（MBO）による非公開化を実施し、2009年4月に東京証券取引所市場第二部の株式上場を廃止いたしました。

その際に、旧株式会社あきんどスシロー（実質上の存続会社）株式の取得等を目的として2008年8月にエーエスホールディングス株式会社が設立され、旧株式会社あきんどスシローを公開買付けにより子会社化し、その後、旧株式会社あきんどスシローを消滅会社とする合併を2009年5月31日に行い、同日付でエーエスホールディングス株式会社の商号を株式会社あきんどスシロー（以下「前株式会社あきんどスシロー」という。）に変更いたしました。

その後、2012年7月にCEILジャパン株式会社が設立され、当該会社が2012年9月にユニゾン・キャピタル・グループに属する投資ファンドの保有する全株を取得し、前株式会社あきんどスシローを子会社化しました。なお、連結財政状態計算書に計上されているのれん及びブランドは当該子会社化により認識されたものであります（注記「12. 非金融資産の減損」を参照）。CEILジャパン株式会社は、2013年1月1日に前株式会社あきんどスシローを消滅会社とする合併を行い、同日付でCEILジャパン株式会社の商号を株式会社あきんどスシローに変更しております。

株式会社あきんどスシローは2015年3月31日に株式会社あきんどスシローホールディングスを設立、持株会社体制へ移行し、2015年10月1日付で商号を株式会社スシローグローバルホールディングスに変更し、現在に至っております。なお、当社株式は2017年3月30日に東京証券取引所市場第一部に上場いたしました。

## 2. 作成の基礎

## (1) IFRSに準拠している旨

当社グループは、連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、連結財務諸表は、IFRSに準拠して作成しております。

本連結財務諸表は、2020年12月24日に代表取締役社長水留浩一及び上席執行役員清水敬太により承認されております。

## (2) 測定の基礎

当社グループの連結財務諸表は、公正価値で測定されている金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

## (3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は当社の機能通貨である日本円で表示されており、百万円未満を四捨五入して表示しております。

(4) 会計方針の変更

当社グループは、当連結会計年度より、以下の基準を適用しております。

基準書	基準名	新設・改訂の概要
IFRS第16号	リース	リースに関する会計処理の改訂

IFRS第16号「リース」の適用

契約がリースであるか否か、又は契約にリースが含まれているか否かについては、法的にはリースの形態をとらないものであっても、契約の実質に基づき判断しております。

リース期間が12ヶ月以内に終了する短期リース及び原資産が少額である少額資産のリースについて、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいる場合、短期リース又は少額資産のリースを除き、開始日において使用権資産及びリース負債を連結財政状態計算書に計上しております。

使用権資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

使用権資産は、リース期間にわたり定期的に減価償却を行っております。リース負債は、支払われていないリース料の割引現在価値で測定しております。リース料は、実効金利法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分しております。金融費用は連結損益計算書で認識しております。

IFRS第16号の適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。適用開始日現在の連結財政状態計算書に認識されているリース負債に適用している追加借入利率の加重平均は0.59%であります。

IFRS第16号の適用に際し、契約にリースが含まれているか否かについては実務上の便法を選択し、IAS第17号「リース」（以下、「IAS第17号」）及びIFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」の下での判断を引き継いでおります。適用開始日以降は、IFRS第16号の規定に基づき判断しております。

当社グループは、IFRS第16号を適用するにあたり、以下の実務上の便法を使用しております。

- ・適用開始日から12ヶ月以内にリース期間が終了するリースについて短期リースと同じ方法で会計処理する。
- ・特性が合理的に類似したリースのポートフォリオに単一の割引率を適用する。
- ・契約がリースの延長又は解約するオプションを含む場合のリース期間の算定において、事後的判断を使用する。
- ・当初直接コストを適用開始日現在の使用権資産の測定から除外する。

前連結会計年度末においてIAS第17号を適用して開示したオペレーティング・リース契約と、適用開始日において連結財政状態計算書に認識したリース負債の調整表は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

2019年9月30日現在で開示したオペレーティング・リース契約	4,752
2019年9月30日現在で開示したオペレーティング・リース契約 (追加借入利率で割引後)	3,890
ファイナンス・リース債務(2019年9月30日現在)	1,384
少額資産リース費用として会計処理	7
解約可能オペレーティング・リース契約	76,831
2019年10月1日現在のリース負債	82,098

この結果、従前の会計基準を適用した場合と比較して、当連結会計年度の期首の使用権資産が80,159百万円、リース負債が80,714百万円それぞれ増加し、利益剰余金が554百万円減少しております。

また、過年度において連結財政状態計算書の「その他の金融負債」に含めて表示しておりましたリース債務は、当連結会計年度より「リース負債」として表示しており、連結キャッシュ・フロー計算書の財務活動によるキャッシュ・フローに区分して表示しておりました「リース債務の返済による支出」は、当連結会計年度より「リース負債の返済による支出」として表示しております。

IFRS第16号「リース」の修正「Covid-19に関連した賃料減免」

新型コロナウイルス感染症の直接の結果として生じる賃料減免で、かつ、下記の条件のすべてが満たされるすべての賃料減免について、実務上の便法を適用し、IFRS第16号において規定される「リースの条件変更」に該当するかどうかの評価を行わないことを選択しております。

- ・リース料の変更により生じる当該リース改訂後の対価が、当該変更の直前のリースの対価とほぼ同額であるか又はそれを下回ること
- ・リース料の減額が、当初の期限が2021年6月30日以前に到来する支払にのみ影響を与えること
- ・当該リースの他の契約条件に実質的な変更がないこと

なお、本便法の適用により当連結会計年度における税引前利益が162百万円増加しております。

上記のほか、上記基準書の適用による連結財務諸表への重要な影響はありません。

#### (5) 表示方法の変更

##### (連結損益計算書)

前連結会計年度まで「金融費用」に含めて表示しておりました「持分法による投資損益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「金融費用」に表示していた310百万円は、「金融費用」308百万円及び「持分法による投資損益」2百万円として組み替えております。

##### (連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度まで営業活動によるキャッシュ・フローの「金融費用」に含めて表示しておりました「持分法による投資損益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、営業活動によるキャッシュ・フローの「金融費用」に表示していた303百万円は、「金融費用」301百万円及び「持分法による投資損益」2百万円として組み替えております。

### 3. 重要な会計方針

#### (1) 連結の基礎

連結財務諸表は、当社及びその子会社の財務諸表を含んでおります。

##### 子会社

子会社とは、当社グループがその会社の財務及び経営方針を支配する力を有するすべての事業体を指し、通常は、その議決権の過半数を当社グループが所有します。現在行使可能又は転換可能な潜在的議決権の存在及び影響を考慮して、当社グループが他の事業体を支配しているかどうかを判断しております。子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結財務諸表に含めております。

当社グループは、共通支配下の場合を除く企業結合の会計処理に取得法を用いております。

取得法を用いる場合、取得対価は、譲渡資産、引き受けた負債及び当社グループが発行する持分の公正価値の合計として測定しております。また、条件付対価契約から生じた資産又は負債の公正価値も含まれます。取得関連費用は、発生時に連結損益計算書で認識しております。企業結合において取得した識別可能資産及び引き受けた負債や偶発債務は当初、取得日現在の公正価値で測定しております。ただし、繰延税金や株式に基づく報酬などはIFRS第3号において公正価値測定の例外が設けられております。

取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。割安購入により、取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を下回る場合、その差額は連結損益計算書に直接認識しております( (6) のれん及び無形資産- のれんを参照)。

共通支配下における企業結合取引、すなわち、すべての結合企業又は結合事業が最終的に企業結合の後で同じ当事者によって支配され、その支配が一時的なものではない企業結合取引については、帳簿価額に基づき会計処理しております。結合による対価が被結合企業の資産及び負債の簿価と異なる場合は、資本剰余金で調整しております。

当社グループ間の内部取引高、残高及び当社グループ間取引から発生した未実現損益は消去しております。すべてのグループ企業は共通の会計方針を適用しております。

#### 関連会社

関連会社とは、当社グループが他の企業の財務及び経営方針に重要な影響力を有しているが、支配はしていない企業をいいます。当社グループが他の企業の議決権の20%以上50%以下を保有する場合、当社グループは当該他の企業に対して重要な影響力を有していると推定されます。保有する議決権が20%未満であっても、所有株式数の割合や役員の派遣等により、財務及び経営方針の決定に重要な影響力を有していると判断される場合には、関連会社を含めることとしております。関連会社については、取得時に関連会社に対する持分を取得原価で認識し、重要な影響力を喪失する日までの間、持分法によって会計処理しております。関連会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、当該関連会社の財務諸表に調整を加えております。他の株主との関係等により、決算日を統一することが実務上不可能である関連会社の財務諸表は、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

#### 非支配持分

子会社に対する持分のうち、親会社に直接又は間接的に帰属しないものは非支配持分として表示されます。包括利益は非支配持分が負となる場合であっても親会社の所有者と非支配持分に帰属させておりません。

当社グループと非支配持分の所有者間で行われる当社グループの子会社持分の変動について、子会社に対する当社の支配に変更を伴わない場合には、資本取引として処理しており、のれん又は連結損益計算書上の損益は認識しておりません。

### (2) 外貨換算

#### 機能通貨及び表示通貨

当社グループの各企業の個別財務諸表は、各企業が営業活動を行う主な経済環境の通貨（機能通貨）を用いて測定しております。連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円で表示しております。

#### 取引及び残高

外貨建取引は、取引日の為替レートをを用いて機能通貨に換算しております。外貨建取引の決済並びに外貨建貨幣性資産及び貨幣性負債の期末日の為替レートによる換算から生じる為替差損益は、連結損益計算書で認識しております。

#### 在外子会社及び在外関連会社

当社グループの表示通貨と異なる機能通貨を用いているすべてのグループ企業の業績及び財政状態は、以下の方法で表示通貨に換算しております。

- ・資産及び負債は、決算日の為替レートで換算しております。
- ・収益及び費用は、平均為替レートで換算しております（平均レートが取引日の為替レートの累積的影響の合理的な概算値でない場合、取引日のレートで換算しております）。
- ・外貨換算差額は、その他の包括利益で認識し、為替換算差額の累積額は連結財政状態計算書のその他の資本の構成要素に計上しております。

### (3) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物には、手許現金、要求払預金、当初の満期日が3ヶ月以内の流動性が高い短期投資が含まれます。

### (4) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で評価しております。取得原価は、主として総平均法により算定され、正味実現可能価額は、通常の営業過程における見積販売価格から販売に要する見積費用を控除した額となります。

連結財政状態計算書に計上されている棚卸資産の帳簿価額は定期的に見直しが行われ、滞留在庫又は当社グループが今後の販売で原価を回収できる可能性が低いと判断するものについては、当該棚卸資産の帳簿価額を見積正味実現可能価額まで減額しております。

## (5) 有形固定資産

すべての有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去に係る原状回復費用及び資産計上すべき借入費用を含めております。当初取得後の追加コストは、その支出により将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、信頼性をもって金額を測定することができる場合にのみ、当該取得資産の帳簿価額に算入するか、又は個別の資産として認識しております。その他の修繕及び維持費は、発生時に連結損益計算書で認識しております。

有形固定資産の減価償却は、取得原価から残存価額を控除した金額について、以下の見積耐用年数にわたり定額法により計算しております。

- ・建物 1～31年
- ・構築物 1～41年
- ・機械装置 1～8年
- ・工具器具備品 1～20年

耐用年数は、当社グループにとっての資産の期待効用の観点から決定しております。資産の残存価額と耐用年数は、技術の変化、使用の頻度及び市場ニーズを考慮して、各連結会計年度末に見直しが行われ、必要に応じて変更しております。減損が生じた場合は、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております（(7) 非金融資産の減損を参照）。

処分により発生する損益は、処分金額と当該資産の帳簿価額との差額により算出され、連結損益計算書に計上しております。

## (6) のれん及び無形資産

## のれん

のれんは毎期減損テストが行われ、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で計上しております。のれんは、取得対価から取得日時点での被取得企業の識別可能な資産及び負債の公正価値を控除した額で測定しております。

なお、現在当社グループで認識されているのれんは、CEILジャパン株式会社が前株式会社あきんどスシローに対して行った企業結合により認識されたものであり、当該のれんは注記「1. 報告企業」に記載のとおり、CEILジャパン株式会社と前株式会社あきんどスシローの合併により、合併後会社に引き継がれております。当社グループには事業セグメントが1つしかなく、取得により生じるシナジー効果は当該セグメントとしての資金生成単位グループ全体から生じるため、当該のれんは、減損テストの実施にあたり、当該資金生成単位グループ全体に配分されております（(7) 非金融資産の減損を参照）。

## ブランド

ブランドは事業が継続する限り存在すると予想されるため耐用年数を確定できず、取得原価で表示し、償却は行っておりません。

なお、現在当社グループで認識されているブランドは、CEILジャパン株式会社が前株式会社あきんどスシローに対して行った企業結合により認識されたものであり、当該ブランドは注記「1. 報告企業」に記載のとおり、CEILジャパン株式会社と前株式会社あきんどスシローの合併により、合併後会社に引き継がれております。当社グループには事業セグメントが1つしかなく、ブランドの効果は当該セグメントとしての資金生成単位グループ全体から生じるため、当該ブランドは、減損テストの実施にあたり、当該資金生成単位グループ全体に配分されております（(7) 非金融資産の減損を参照）。

## ソフトウェア

当社グループが取得したソフトウェアのライセンスは、取得に要した原価に基づいて資産計上しております。これらの費用は見積耐用年数（5年）にわたり定額法で償却しております。

(7) 非金融資産の減損

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産（ブランド）は償却の対象とはならず、毎第4四半期会計期間中又は減損の兆候があると認められた場合にはその都度、減損テストを行っております。償却対象の資産は、ある事象や状況の変化が帳簿価額を回収することができない可能性を示す兆候があった場合に減損テストを行います。減損損失は、帳簿価額が回収可能価額を上回る場合に認識されます。回収可能価額は、資産の公正価値から売却費用を控除した金額と使用価値のいずれか高い方となります。減損テストを実施するに際し、個々の資産は、そのキャッシュ・フローが相互に独立して識別可能な最少単位（資金生成単位）でグループ分けを行っており、これは個別の店舗ごとに検討されています。

将来キャッシュ・フローの予測には、市場成長率、販売量、市場価格を含む多くの重要な仮定や見積りが関与しております。将来キャッシュ・フローの予測は、過去の傾向、市況及び業界の傾向を踏まえ、将来の売上収益及び営業費用の最善の見積りに基づいて行っております。これらの仮定は、経営者により見直しております。将来キャッシュ・フローの予測値は、評価日の資本コストにリスク・プレミアム等を加味した適切な割引率に基づき調整しております。この割引率は、回収可能価額の計算で用いられる税引前加重平均資本コストに基づいております（注記「12. 非金融資産の減損」参照）。

のれん以外の固定資産については、毎年減損損失の戻入の兆候について検討を行い、戻入が必要な場合には、償却分を調整した当初の帳簿価額を超えないように新たに見積った回収可能価額を上限として、損失の戻入をいたします。

(8) 法人所得税

当期の法人所得税は、税務当局への納付又は税務当局からの予想還付額に基づき測定しております。

繰延税金は、資産負債法を用い、資産及び負債の税務基準額と連結財務諸表上の資産及び負債の帳簿価額との間に生じる一時差異に対して認識しております。ただし、当該一時差異が、企業結合以外の取引で、かつ会計上又は税務上のいずれかの損益にも影響を及ぼさない取引より生じる場合は、繰延税金は認識されません。繰延税金は、期末日現在制定又は実質的に制定されており、関連する繰延税金資産が実現する又は繰延税金負債が決済される期において適用されると予想される法定税率を使用して算定しております。

繰延税金資産は、一時差異を利用できるだけの将来の課税所得が発生する可能性が高い範囲で認識しております。子会社及び関連会社への投資から生じる将来加算一時差異については、一時差異の解消時期を当社グループが管理し、予測可能な期間内に一時差異が解消されない可能性が高い場合を除き、繰延税金を計上しております。のれんの当初認識時における将来加算一時差異については、繰延税金負債を認識しておりません。

(9) リース

前連結会計年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

ファイナンス・リース（リース資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて当社グループに移転するリース契約）により保有される資産は、有形固定資産及び無形資産に取得原価で計上され、リース期間又は経済的耐用年数のいずれか短い期間で定額法で償却しております。ファイナンス・リースにおける債務（将来期間の金融費用控除後）は、決済日が1年以内又は1年超のいずれかに応じて、流動負債又は非流動負債として計上しております。金融費用は、リース債務の残存帳簿価額に対し一定の利子率で算定された金額により、リース期間にわたって期間按分により認識しております。

オペレーティング・リース（ファイナンス・リース以外のリース契約）の場合、支払リース料は貸手から受領したインセンティブ控除後の金額について、リース期間にわたって定額法により連結損益計算書に認識しております。

当連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月31日）

#### 借手としてのリース

契約がリースであるか否か、又は契約にリースが含まれているか否かについては、法的にはリースの形態をとらないものであっても、契約の実質に基づき判断しております。

リース期間が12ヶ月以内に終了する短期リース及び原資産が少額である少額資産のリースについて、使用权資産及びリース負債を認識しないことを選択しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいる場合、短期リース又は少額資産のリースを除き、開始日において使用权資産及びリース負債を連結財政状態計算書に計上しております。

使用权資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

使用权資産は、リース期間にわたり定額法によって減価償却を行っております。リース負債は、支払われていないリース料の割引現在価値で測定しております。リース料は、実効金利法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分しております。金融費用は連結損益計算書で認識しております。

#### 貸手としてのリース

オペレーティング・リース（ファイナンス・リース以外のリース契約）の場合、支払リース料は貸手から受領したインセンティブ控除後の金額について、リース期間にわたって定額法により連結損益計算書に認識しております。

### (10) 引当金

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を返済するために経済的便益をもつ資源が流出する可能性が高く、その金額を信頼性をもって見積ることができる場合に認識しております。

将来の支出が12ヶ月を超え、貨幣の時間的価値の影響が重要な場合、引当金は当該負債に特有のリスクを反映した割引率を使用して、現在価値に割り引いております。時の経過による引当金の増加は、每期連結損益計算書の金融費用に計上しております。

### (11) 収益認識

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、回転すし店を中心とする外食事業を営んでおり、顧客に料理を提供した時点において、顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引などを控除した金額で測定しております。

### (12) 政府補助金

補助金交付のための条件を満たし、補助金を受領することに合理的な保証がある場合は、補助金収入を公正価値で測定し、認識しております。発生した費用に対する補助金は、費用の発生と同じ連結会計年度に収益として計上しております。

### (13) 従業員給付

#### 退職給付

海外の連結子会社を除き、当社グループには従業員退職給付制度がありません。海外の連結子会社は確定拠出制度を採用しております。確定拠出型の退職給付に関する費用は、拠出した時点で費用として認識しております。

#### 短期従業員給付

短期従業員給付は、役務が提供された期に費用計上しております。賞与及び有給休暇費用については、当社グループが従業員から過去に提供された労働の対価として支払う現在の法的又は推定的債務を有しており、その金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、その見積られた額を負債として計上しております。

(14) 借入コスト

意図した用途又は売却が可能となるまでに相当の期間を要する資産である適格資産の取得、建設又は製造に直接起因する借入コストは、意図した用途又は売却が可能となるまで、当該資産の取得原価に含めております。その他の借入コストは、発生した期間の連結損益計算書に全額費用として認識しております。

(15) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しております。

(16) 株式に基づく報酬

当社グループは持分決済型株式報酬制度を設けており、取締役及び従業員に対し、当社グループの持分金融商品（オプション）を付与しております。オプションの付与日における公正価値は、モンテカルロ・シミュレーション等を用いて算定しております。付与されたオプションの公正価値は、付与日から権利確定期間にわたり費用及び資本の増加として認識しております。

(17) 金融商品

デリバティブ以外の金融資産

(a) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産を償却原価で測定される金融資産、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。当社グループは当初認識においてその分類を決定しております。金融資産は当社グループが契約当事者となった日に認識しております。

償却原価で測定される金融資産

金融資産は、次の条件が共に満たされる場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定される金融資産は、公正価値に、当該金融資産の取得に直接起因する取引コストを加算した金額で当初認識しております。ただし、重要な金融要素を含まない営業債権は取引価格で当初認識しております。当初認識後は実効金利法を適用した償却原価により測定しております。

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産

金融資産（その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産を除く）のうち、上記の償却原価で測定される金融資産の区分の要件を満たさないものは、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産は、公正価値で当初認識しております。当初認識後は公正価値で測定し、その評価差額を当連結会計年度の純損益として認識しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産

公正価値で測定される金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定されることを指定した資本性金融商品は、公正価値に、当該金融資産の取得に直接起因する取引コストを加算した金額で当初認識しております。当初認識後は公正価値で測定し、その評価差額をその他の包括利益に認識しております。なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産からの配当金については、当連結会計年度の純損益として認識しております。

(b) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産を譲渡し、ほとんど全てのリスクと経済価値が移転した時のみ、金融資産の認識を中止しております。当社グループがリスクと経済価値のほとんど全てを移転しないが保持もせず、譲渡された資産に対する支配を保持している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の認識を中止した場合、当該時点まで累積したその他の包括利益として認識していた金額を利益剰余金に振り替えております。

(c) 金融資産の減損

償却原価で測定される金融資産等に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、各報告日において、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。

金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失と同額で測定しております。一方で、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

ただし、営業債権については常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

予想信用損失は、信用情報の変化や債権の期日経過情報等を反映する方法で見積っております。当該測定に係る金額は純損益で認識しております。なお、連結財務諸表に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値です。

デリバティブ以外の金融負債

(a) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、償却原価で測定される金融負債に分類しております。金融負債は、当社グループが契約当事者となった日に認識しております。

償却原価で測定される金融負債

当社グループは、借入金を含むその他の金融負債について、当初認識時に取引コスト控除後の公正価値で当初測定しております。当初認識後は、実効金利法を使用した償却原価で測定し、支払利息は実効金利法で認識しております。

(b) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約にて特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

(c) 認識の中止を生じない金融負債の条件変更

金融負債が条件変更または交換されたが当該金融負債の認識の中止が生じない(すなわち大幅でない)場合には条件変更による利得又は損失を認識しております。

デリバティブ

当社グループは、変動金利借入金の金利変動リスクを低減するため、金利スワップを締結しております。デリバティブは、デリバティブ契約が締結された日の公正価値で当初認識され、当初認識後は各報告期間末日の公正価値で再測定されます。

なお、デリバティブの公正価値変動額は純損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識しております。

ヘッジ会計

当社グループは、変動金利借入金の金利変動のリスクを低減するために金利スワップをヘッジ手段としてヘッジ会計を適用しております。

当社グループは、ヘッジ関係の開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象及びヘッジされるリスクの性質並びにヘッジ関係がヘッジ有効性の要求を満たしているかどうかを判定する方法を含んでおります。

これらのヘッジは、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があること、信用リスクの影響が経済的関係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと、ヘッジ関係のヘッジ比率が実際にヘッジしているヘッジ対象及びヘッジ手段の数量から生じる比率と同じであることが見込まれますが、ヘッジ関係が将来に向けて有効であるかどうかを判定するために、継続的に評価しております。

ヘッジ会計に関する適格要件を満たすヘッジは、当社ではキャッシュ・フロー・ヘッジが該当し、以下のように会計処理しております。

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効部分はその他の包括利益として認識し、非有効部分は直ちに純損益として認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額（その他の資本の構成要素）は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えております。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額（その他の資本の構成要素）は、非金融資産又は非金融負債の当初の原価又はその他の帳簿価額の修正として処理しております。

ヘッジ手段が消滅、売却、終了又は行使された場合などヘッジ関係が適格要件を満たさなくなった場合のみに、将来に向かってヘッジ会計を中止しております。ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生が非常に高いわけではなくなったものの、引き続きヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がまだ見込まれる場合には、その他の包括利益として認識されていた累積金額（その他の資本の構成要素）は、将来キャッシュ・フローが発生するか、当該金額が損失で回収の見込まれない金額を純損益に振り替えるまで、引き続き資本に計上しております。ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がもはや見込まれない場合にはその他の包括利益として認識されていた累積金額（その他の資本の構成要素）を純損益に振り替えております。

#### 4. 重要な会計上の見積りと判断

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、連結財務諸表の報告日の資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす見積りや仮定を用いることが必要となります。これらの見積りや仮定は、過去の経験や経営幹部が知り得る限りの情報に基づいて設定しておりますが、実際の結果と最終的に異なる可能性があります。見積りと仮定は継続して見直しております。

翌連結会計年度において重要な修正をもたらすリスクのある見積りと仮定は、のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損において用いられます。当社グループで認識されているのれんは非償却であり、またブランドは事業が継続する限り存在すると予想されるため耐用年数を確定できず、償却していないことから、毎第4四半期会計期間中又は減損の兆候があると認められた場合にはその都度、減損テストを行っております。当該減損テストでは、資金生成単位における売却費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方を回収可能価額として測定しております。当該売却費用控除後の公正価値算定上の仮定、あるいは使用価値算定の基礎となる資金生成単位の使用期間中及び使用後の処分により見込まれる将来キャッシュ・フロー、割引率等の仮定は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、のれん及び耐用年数を確定できない無形資産に係る減損損失額に重要な修正を生じさせるリスクを有しております。のれんの帳簿価額は注記「10. のれん」、耐用年数が確定できない無形資産の帳簿価額は注記「11. 無形資産」、のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損の内容は注記「12. 非金融資産の減損」をそれぞれご参照ください。

上記のほか、連結財務諸表上で認識する金額に重要な影響を与える会計方針の適用に際して行う見積り及び判断に関する情報は、以下の注記に含まれております。

- ・法人所得税（注記「14. 法人所得税」）
- ・有形固定資産及び無形資産の耐用年数（上記及び注記「3. 重要な会計方針 (5) 有形固定資産及び(6) のれん及び無形資産」を参照）
- ・法的債務及び推定的債務から発生する資産除去債務（注記「19. 引当金」）
- ・敷金及び保証金の評価（注記「34. 金融商品」及び「35. 公正価値測定」）

新型コロナウイルス感染症の当社グループの影響につきましては、緊急事態宣言は解除され落ち着きを取り戻しつつあるものの、日本のみならず海外においても第二波の発生による感染拡大や臨時休業・営業時間短縮の再要請の発生、それに伴う消費の低迷など将来的な影響は不透明な状況にあります。そのような状況を踏まえ、当社グループとしては、新型コロナウイルス感染症による影響は2021年9月期まで続き、2022年9月期に回復するとの仮定を置いて、事業資産の減損等の会計上の見積りを行っております。

#### 5. セグメント情報

##### (1) セグメント収益及び業績

当社グループは、すし事業の単一セグメントのみとなるため、事業分野ごとの収益、損益及びその他項目の記載を省略しております。

##### (2) 製品及びサービス別に関する情報

当社グループは単一の製品及びサービスを販売しているため、製品及びサービス別の売上収益の記載を省略しております。

##### (3) 地域別に関する情報

外部顧客からの国内売上収益が連結損益計算書の売上収益の大部分を占めるため、地域別の売上収益の記載を省略しております。

また、日本国内の非流動資産の帳簿価額は、連結財政状態計算書の非流動資産の大部分を占めるため、地域別の非流動資産の記載を省略しております。

##### (4) 主要な顧客に関する情報

当社グループの売上収益の10%以上を占める単一の外部顧客は存在しないため、記載を省略しております。

6. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当連結会計年度 (2020年9月30日)
銀行預金及び手許現金	10,341	12,665
合計	10,341	12,665

(注) 現金及び現金同等物は、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

7. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当連結会計年度 (2020年9月30日)
売掛金	2,534	4,784
未収入金	144	358
合計	2,678	5,142
流動	2,678	5,142
非流動	-	-
合計	2,678	5,142

(注) 1. 信用リスク管理については、注記「34. 金融商品」に開示しております。

2. 上記のうち営業債権は、料理の提供時点において、時の経過のみを条件として対価を受け取る権利が当社グループに生じるため、当社グループの料理を提供した時点等で認識しております。なお、当社グループでは、履行義務の充足後、別途定める支払条件により短期のうちに支払を受けております。履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該債権については、実務上の便法を使用し、重大な金融要素の調整は行っておりません。

3. 営業債権及びその他の債権は、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

8. 棚卸資産

棚卸資産の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当連結会計年度 (2020年9月30日)
食材	1,084	1,397
貯蔵品	228	290
合計	1,313	1,687

(注) 1. 棚卸資産の取得原価のうち、費用として認識され、売上原価に含まれている金額は前連結会計年度が95,713百万円(うち、食材93,014百万円、貯蔵品2,699百万円)、当連結会計年度が97,244百万円(うち、食材94,104百万円、貯蔵品3,140百万円)であり、評価減を実施した棚卸資産はありません。

2. 前連結会計年度及び当連結会計年度の連結損益計算書に計上された、過年度の棚卸資産評価減の戻入はありません。

## 9.有形固定資産

有形固定資産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額の増減、並びに帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

取得原価	建物	構築物	機械装置	車両運搬具	工具器具備品	使用権資産	土地	建設仮勘定	合計
2018年10月1日残高	21,184	4,494	3,039	37	13,834	-	-	275	42,862
取得	1,117	-	310	6	617	-	-	6,040	8,091
売却又は処分	128	6	199	4	719	-	-	-	1,055
振替	2,082	335	559	-	2,809	-	-	5,785	-
外貨換算差額	97	-	12	-	45	-	-	6	159
2019年9月30日残高	24,159	4,822	3,698	39	16,496	-	-	523	49,738
会計方針の変更による調整額	5	-	483	38	3,830	84,515	-	-	80,159
2019年10月1日残高 (修正後)	24,154	4,822	3,215	2	12,666	84,515	-	523	129,897
取得	744	-	190	-	275	17,904	240	11,089	30,443
売却又は処分 (注)4	195	-	6	1	457	2,066	-	-	2,724
振替	4,035	313	1,859	-	4,465	-	-	10,672	-
外貨換算差額	56	-	17	-	29	101	-	5	208
その他	94	-	52	-	78	105	-	-	119
2020年9月30日残高	28,888	5,135	5,327	1	17,057	100,350	240	945	157,943

(単位：百万円)

減価償却累計額及び減損損失累計額	建物	構築物	機械装置	車両運搬具	工具器具備品	使用権資産	土地	建設仮勘定	合計
2018年10月1日残高	8,616	2,392	1,577	17	7,666	-	-	-	20,267
減価償却費	1,542	317	384	7	2,236	-	-	-	4,487
減損損失	304	47	27	-	161	-	-	-	539
減損損失の戻入	30	3	1	-	5	-	-	-	39
売却又は処分	128	6	190	4	703	-	-	-	1,030
外貨換算差額	46	-	1	-	18	-	-	-	65
2019年9月30日残高	10,259	2,746	1,796	20	9,337	-	-	-	24,159
会計方針の変更による調整額	5	-	391	19	2,787	3,202	-	-	-
2019年10月1日残高 (修正後)	10,254	2,746	1,405	2	6,550	3,202	-	-	24,159
減価償却費	1,896	329	459	-	2,030	10,182	-	-	14,897
減損損失	921	39	158	-	534	90	-	-	1,742
減損損失の戻入	42	1	2	-	4	2	-	-	52
売却又は処分 (注)4	194	-	6	1	416	1,852	-	-	2,469
外貨換算差額	10	-	2	-	5	0	-	-	18
その他	-	-	-	-	-	18	-	-	18
2020年9月30日残高	12,844	3,113	2,017	1	8,699	11,602	-	-	38,275

(単位：百万円)

帳簿価額	建物	構築物	機械装置	車両運搬具	工具器具備品	使用権資産	土地	建設仮勘定	合計
2018年10月1日残高	12,568	2,102	1,462	20	6,168	-	-	275	22,595
2019年9月30日残高	13,901	2,076	1,901	19	7,159	-	-	523	25,579
会計方針の変更による調整額	0	-	91	19	1,042	81,313	-	-	80,159
2019年10月1日残高(修正後)	13,900	2,076	1,810	-	6,116	81,313	-	523	105,738
2020年9月30日残高	16,044	2,022	3,310	-	8,358	88,748	240	945	119,667

- (注) 1. 前連結会計年度の建物、機械装置、車両運搬具及び工具器具備品にはファイナンス・リースによるリース資産が含まれており、前連結会計年度末の帳簿価額は1,153百万円であります。また、使用権資産の原資産は、土地、建物、工具器具、機械装置及び車両運搬具であり、当連結会計年度末における土地の帳簿価額は41,829百万円、建物の帳簿価額は46,355百万円、工具器具の帳簿価額は523百万円、機械装置の帳簿価額は22百万円、車両運搬具の帳簿価額は20百万円であります。
2. 前連結会計年度及び当連結会計年度において、有形固定資産の取得原価に含まれる借入コストは存在しておりません。
3. 有形固定資産の減損及び減損損失の戻入は注記「12. 非金融資産の減損」に開示しております。
4. リースの解約に伴う減少を含めております。

## 10. のれん

のれんの取得原価及び減損損失累計額の増減、並びに帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
取得原価		
期首残高	30,371	30,371
企業結合	-	-
期末残高	30,371	30,371
減損損失累計額		
期首残高	-	-
減損損失	-	-
期末残高	-	-
帳簿価額		
期首残高	30,371	30,371
期末残高	30,371	30,371

(注) のれんの減損は注記「12. 非金融資産の減損」に開示しております。

11. 無形資産

無形資産の取得原価、償却累計額及び減損損失累計額の増減、並びに帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

取得原価	ブランド	ソフトウェア	その他	合計
2018年10月1日残高	53,596	1,768	471	55,835
取得	-	400	271	671
売却又は処分	-	27	45	72
外貨換算差額	-	26	1	28
その他	-	20	418	399
2019年9月30日残高	53,596	2,134	278	56,008
取得	-	318	415	733
売却又は処分	-	1	1	1
外貨換算差額	-	1	0	1
その他	-	-	351	351
2020年9月30日残高	53,596	2,453	341	56,390

(単位：百万円)

償却累計額及び減損損失累計額	ブランド	ソフトウェア	その他	合計
2018年10月1日残高	-	1,073	74	1,147
償却費	-	294	13	307
減損損失	-	-	-	-
減損損失の戻入	-	-	0	0
売却又は処分	-	2	-	2
外貨換算差額	-	4	-	4
2019年9月30日残高	-	1,361	87	1,448
償却費	-	309	12	321
減損損失	-	-	-	-
減損損失の戻入	-	-	-	-
売却又は処分	-	-	1	1
外貨換算差額	-	1	-	1
2020年9月30日残高	-	1,670	98	1,768

(単位：百万円)

帳簿価額	ブランド	ソフトウェア	その他	合計
2018年10月1日残高	53,596	695	397	54,688
2019年9月30日残高	53,596	773	191	54,560
2020年9月30日残高	53,596	783	243	54,621

(注) 1. 耐用年数を確定できる無形資産は、その耐用年数にわたり定額法で償却されます。無形資産の償却費は、連結損益計算書の販売費及び一般管理費に計上しております。

2. ブランドは耐用年数が確定できないため、償却の対象にはなりません。当該ブランドはCEILジャパン株式会社が前株式会社あきんどスシローに対して行った企業結合により認識されたもので、事業が継続する限り存続すると予測されるため、ブランドの耐用年数を確定できないと判断しております。無形資産の減損は注記「12. 非金融資産の減損」に開示しております。

## 12. 非金融資産の減損

## (1) 事業資産の減損

当社グループが、業績が悪化している店舗について連結損益計算書に計上している減損損失は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
建物	304	921
構築物	47	39
機械装置	27	158
工具器具備品	161	534
使用権資産	-	90
合計	539	1,742

(注) 1. すべての減損損失は事業資産から生じたものであり、連結損益計算書のその他の費用に含まれます。

- 各店舗を資金生成単位として、事業資産の減損テストを実施しております。今後使用する予定のない遊休資産は、独立した資金生成単位として減損テストを実施しております。
- これら資産の回収可能価額(前連結会計年度99百万円、当連結会計年度605百万円)は、前連結会計年度においては7.9%、当連結会計年度においては11.0%の加重平均資本コストに基づく税引前の割引率を用いた使用価値に基づいております。
- 減損損失を認識した店舗は、前連結会計年度14店舗、当連結会計年度51店舗であります。

## (2) 事業資産の減損の戻入

業績が改善している店舗について、当社グループが連結損益計算書に計上している減損損失の戻入は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
建物	30	42
構築物	3	1
機械装置	1	2
工具器具備品	5	4
使用権資産	-	2
その他	0	-
合計	39	52

(注) 1. 減損損失の戻入はすべて、連結損益計算書のその他の収益に含まれます。

- 各店舗を資金生成単位として、減損損失の戻入の検討を実施しております。遊休資産は、独立した資金生成単位として減損損失の戻入の検討を実施しております。
- これら資産の回収可能価額(前連結会計年度221百万円、当連結会計年度221百万円)は、前連結会計年度においては7.9%、当連結会計年度においては11.0%の加重平均資本コストに基づく税引前の割引率を用いた使用価値に基づいております。
- 減損損失の戻入を認識した店舗は、前連結会計年度4店舗、当連結会計年度2店舗であります。

(3) 企業結合により取得した資産の減損

当社グループで認識されているのれん及び耐用年数を確定できないブランドは、CEILジャパン株式会社が前株式会社あきんどスシローに対して行った企業結合により認識されたものであり、当該のれん及び耐用年数を確定できないブランドは注記「1. 報告企業」に記載のとおり、CEILジャパン株式会社と前株式会社あきんどスシローの合併により、合併後会社に引き継がれております。当社グループには事業セグメントが1つしかなく、取得により生じるシナジー効果及びブランドの効果は当該セグメントとしての資金生成単位グループ全体から生じるため、当該のれん及び耐用年数を確定できないブランドは、減損テストの実施にあたり、当該資金生成単位グループ全体に配分されております。

当該資金生成単位の回収可能価額は、使用価値に基づいて算定しております。使用価値は、過去のデータを反映し経営者が承認した翌連結会計年度の事業計画を基礎とし、その後の長期成長率を0%と仮定して計算した将来キャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引いて算定しております。割引計算に際しては、加重平均資本コストに基づく税引前の割引率を使用しており、前連結会計年度においては7.9%、当連結会計年度においては11.0%としております。

前連結会計年度末において回収可能価額は、のれん及び耐用年数を確定できないブランドが含まれる資金生成単位グループの資産の帳簿価額を154,209百万円上回っていますが、税引前割引率が10.7%上昇した場合、又は、各期の将来の見積キャッシュ・フローが62.4%減少した場合、回収可能価額と帳簿価額が等しくなります。

当連結会計年度末において回収可能価額は、のれん及び耐用年数を確定できないブランドが含まれる資金生成単位グループの資産の帳簿価額を99,995百万円上回っていますが、税引前割引率が9.7%上昇した場合、又は、各期の将来の見積キャッシュ・フローが50.7%減少した場合、回収可能価額と帳簿価額が等しくなります。

13. 持分法で会計処理されている投資

重要性のない関連会社

当社グループは、関連会社に対する投資を持分法によって会計処理しております。

個々に重要性のない関連会社に対する投資の帳簿価額及び当該関連会社に関する財務情報は、以下のとおりであります。なお、これらの金額は、当社グループの持分比率勘案後のものであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当連結会計年度 (2020年9月30日)
帳簿価額合計	1,816	2,171

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
当期利益	2	807
当期包括利益	2	807

(注) 当社グループの議決権保有率が20%未満であるものの、同社の役員構成などから、当社グループの重要な影響力が認められると判断し、持分法適用の関連会社としております。

## 14. 法人所得税

連結損益計算書に計上されている法人所得税は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
当期法人所得税	4,757	3,916
繰延法人所得税	352	200
合計	4,405	4,116

(注) 繰延税金費用には、従前は未認識であった税務上の欠損金、税額控除又は過去の期間の一時差異から生じた便益の額が含まれています。従前は未認識であった税務上の欠損金又は過去の期間の一時差異から生じた便益のうち、当期税金費用の減額のために使用した額は、当連結会計年度において、40百万円であり、これらは当期税金費用に含めております。また、従前は未認識であった税務上の欠損金又は過去の期間の一時差異から生じた便益のうち、繰延税金費用の減額のために使用した額は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ39百万円及び88百万円であり、これらは繰延税金費用に含めております。

その他の包括利益に直接計上されている法人所得税は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値に係る純変動の有効部分	21	0
合計	21	0

(注) 上記の内容は、当期法人所得税です。

資本に直接計上されている法人所得税は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
自己新株予約権の消却	344	-
合計	344	-

(注) 上記の内容は、当期法人所得税です。

法定実効税率と平均実際負担税率の調整は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
	%	%
法定実効税率	34.1	34.1
永久に損金(益金)に算入されない項目	0.5	1.0
未認識の繰延税金資産	1.5	7.9
税額控除	5.4	4.0
その他	0.1	0.2
平均実際負担税率	30.7	39.1

連結財政状態計算書上の繰延税金資産及び繰延税金負債は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当連結会計年度 (2020年9月30日)
繰延税金資産	3,197	3,117
繰延税金負債	19,304	19,424
繰延税金負債純額	16,107	16,307

当社グループの繰延税金資産及び繰延税金負債の増減は以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

（単位：百万円）

	2018年10月1日	純損益を通じて認識	その他の包括利益に おいて認識	2019年9月30日
繰延税金資産				
有形固定資産	889	53	-	942
資産除去債務	402	48	-	450
未払事業税	290	36	-	253
賞与引当金	548	161	-	709
有給休暇引当金	191	127	-	318
繰越欠損金	26	14	-	39
その他	434	31	21	485
合計	2,780	397	21	3,197
繰延税金負債				
ブランド	18,271	-	-	18,271
有形固定資産	968	45	-	1,013
その他	-	20	-	20
合計	19,239	65	-	19,304

当連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	2019年10月1日	純損益を通じて認識	その他の包括利益に おいて認識	2020年9月30日
繰延税金資産				
有形固定資産	942	330	-	1,272
資産除去債務	450	36	-	486
未払事業税	253	113	-	140
賞与引当金	709	413	-	296
有給休暇引当金	318	50	-	368
繰越欠損金	39	49	-	88
その他	485	18	0	467
合計	3,197	80	0	3,117
繰延税金負債				
ブランド	18,271	-	-	18,271
有形固定資産	1,013	93	-	1,107
その他	20	27	-	46
合計	19,304	120	-	19,424

繰延税金資産を認識していない一時差異は、当連結会計年度末において1,683百万円（前連結会計年度末：730百万円）であります。当社グループは、日本国内において連結納税制度を適用しておりますが、当該一時差異には同制度の適用外である地方税（住民税及び事業税）に係る繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異を含めておりません。地方税にかかる将来減算一時差異の金額は、当連結会計年度末において578百万円（前連結会計年度末：326百万円）であります。

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金は、当連結会計年度末において4,871百万円（前連結会計年度末：3,413百万円）であり、主に海外子会社で発生したものであります。また、その失効予定は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当連結会計年度 (2020年9月30日)
5年以内	676	883
6年目	198	113
7年目	112	128
8年目	117	273
9年目	104	379
10年目以降	2,206	3,096
合計	3,413	4,871

上記には連結納税制度の適用外である地方税（住民税及び事業税）にかかる繰延税金資産を認識していない繰越欠損金を含めておりません。地方税にかかる繰越欠損金の金額は、当連結会計年度末において4,626百万円（前連結会計年度末：4,485百万円）であります。なお、地方税にかかる繰越欠損金の期限切れは10年であります。

#### 15. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当連結会計年度 (2020年9月30日)
買掛金	13,207	13,977
未払金	8,085	8,203
合計	21,291	22,181
流動	21,256	22,150
非流動	36	31
合計	21,291	22,181

（注）営業債務及びその他の債務は、償却原価で測定される金融負債に分類しております。

## 16. 社債及び借入金

当社グループの社債及び借入金の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当連結会計年度 (2020年9月30日)	平均 利率 (%)	返済期限
流動負債				
1年内返済予定の長期借入金	4,168	36,701	0.32	2021年3月
小計	4,168	36,701	-	-
非流動負債				
社債	-	9,957	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	36,741	30	1.27	2023年7月
小計	36,741	9,987	-	-
合計	40,909	46,687	-	-

(注) 1. 社債及び借入金は、償却原価で測定される金融負債に分類しております。

2. 平均利率については、当連結会計年度における借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

3. 社債の発行条件の要約は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

会社名	銘柄	発行年月日	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当連結会計年度 (2020年9月30日)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	第1回無担保社債	2020年1月23日	-	4,979	0.170	無担保	2025年1月23日
当社	第2回無担保社債	2020年1月23日	-	4,979	0.350	無担保	2030年1月23日
合計	-	-	-	9,957	-	-	-

当社グループは2016年9月27日付で株式会社三井住友銀行をエージェントとするファシリティ契約を締結しておりますが、上場基準を満たしたため、2017年3月8日に当該ファシリティ契約の変更を行っております。当該契約変更後のファシリティ契約及びコミットライン契約の主な契約内容は以下のとおりであります。

## 借入枠

ファシリティA借入枠 187億48百万円

ファシリティB借入枠 350億円

リボルビングファシリティ借入枠 50億円

## 返済期限

ファシリティA：2016年12月30日より3ヶ月ごとに返済(最終返済日2021年3月31日)

ファシリティB：最終返済日(2021年3月31日)に一括返済

リボルビングファシリティ：利息期間(1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月のいずれかを選択)の最終日に返済。ただし、一定の条件を満たせば、当該元本はさらにロールオーバーが可能。

## 主な借入人の義務

イ. 借入人の決算書類を提出する義務

ロ. 本契約において許容される場合を除き、書面による事前承諾なく第三者のために担保提供を行わないこと

ハ. 財務制限条項を遵守すること

財務制限条項の内容は以下のとおりであります。各指標はIFRSに基づき計算されます。なお、当社グループは当連結会計年度末において当該財務制限条項を遵守しております。

・日本グループの連結純利益が2期連続してマイナスとならないこと。

・連結純資産が4,000百万円を下回らないこと。

前連結会計年度末における未使用の借入枠は10,000百万円、当連結会計年度末における未使用の借入枠は、36,000百万円であります。

17. リース

前連結会計年度（2019年9月30日）

ファイナンス・リース

当社グループは、注記「9.有形固定資産」に開示されている特定の有形固定資産についてファイナンス・リース契約を締結しております。これらのリースは、更新権はあるものの、購入選択権やエスカレーション条項はありません。

ファイナンス・リース契約に基づく将来の最低支払リース料総額の合計及びそれらの現在価値は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	最低支払リース料総額	最低支払リース料総額の現在価値
1年以内	819	809
1年超5年以内	579	575
5年超	-	-
合計	1,398	1,384
将来財務費用	13	-
リース債務の現在価値	1,384	1,384

当連結会計年度（自2019年10月1日 至2020年9月30日）

当社グループは、借手として、主として店舗用不動産（土地及び建物）を賃借しております。

使用権資産に関する損益（借手）

使用権資産に関連する損益は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	当連結会計年度 （自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）
使用権資産の減価償却費	
土地	3,775
建物	5,711
機械装置	70
工具器具備品	618
車両運搬具	8
減価償却費計	10,182
短期リース費用	432
少額資産リース費用	6
変動リース料（注）	298
リース負債に係る金利費用	514

（注）リース負債の測定に含めていない変動リース料に係る費用であります。

当連結会計年度におけるリースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額は、11,237百万円であります。

## リース負債の満期分析

リース負債の満期分析は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2020年9月30日)
1年以内	11,413
1年超5年以内	31,732
5年超	49,920
割引前のリース負債総額	93,065
9月30日現在の連結財政状態計算書に含まれるリース負債の残高	89,676

## 18. その他の金融資産及び金融負債

その他の金融資産及び金融負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当連結会計年度 (2020年9月30日)
その他の金融資産		
償却原価で測定される金融資産		
預け金	312	287
その他	4	3
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産		
その他	6	6
合計	322	295
流動	316	290
非流動	6	6
合計	322	295

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当連結会計年度 (2020年9月30日)
その他の金融負債		
償却原価で測定される金融負債		
預り金	508	725
その他	61	62
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債		
デリバティブ負債	14	1
合計	583	788
流動	508	726
非流動	75	62
合計	583	788

預り保証金の満期は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当連結会計年度 (2020年9月30日)
1年以内	6	20
1年超2年以内	20	11
2年超3年以内	11	4
3年超4年以内	4	4
4年超5年以内	4	11
5年超	21	12
合計	66	62

19. 引当金

引当金の内訳及び増減は以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

（単位：百万円）

	資産除去債務	その他	合計
2018年10月1日	1,939	1,766	3,704
期中増加額	213	2,279	2,493
割引計算の期間利息費用	15	-	15
期中減少額（目的使用）	12	1,765	1,776
その他	2	2	4
2019年9月30日	2,153	2,278	4,431
流動	171	2,278	2,449
非流動	1,982	-	1,982
合計	2,153	2,278	4,431

当連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	資産除去債務	その他	合計
2019年10月1日	2,153	2,278	4,431
期中増加額	276	1,113	1,389
割引計算の期間利息費用	16	-	16
期中減少額（目的使用）	18	2,279	2,297
その他	3	1	4
2020年9月30日	2,430	1,113	3,544
流動	174	1,113	1,287
非流動	2,257	-	2,257
合計	2,430	1,113	3,544

資産除去債務は、店舗等の不動産賃貸借契約終了時における賃借物件の造作や設備の解体費に関連するものです。債務額は、賃借物件の造作や設備の耐用年数を考慮に入れて決定した使用見込期間（主に4～20年）といった要素に基づいて見積計上しております。債務の計算に用いられる割引率は、耐用年数に応じた国債の利回りです（主に0.0%～2.4%）。

その他には賞与引当金等が含まれております。

20. その他の資産及び負債

その他の資産及び負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当連結会計年度 (2020年9月30日)
その他の資産		
前払費用	1,402	1,908
その他	7	65
合計	1,409	1,973
流動	963	1,391
非流動	446	582
合計	1,409	1,973

(注) 前払費用は、主として敷金及び保証金の償却原価と支払額の差額であります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当連結会計年度 (2020年9月30日)
その他の負債		
前受金	68	63
未払費用	321	256
未払消費税等	1,588	3,221
未払有給休暇	955	1,122
その他	24	21
合計	2,955	4,684
流動	2,906	4,640
非流動	49	43
合計	2,955	4,684

## 21. 資本金及び剰余金

## (1) 授権株式数及び発行済株式数

授権株式及び発行済株式は、以下のとおりであります。

(単位：株)

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当連結会計年度 (2020年9月30日)
授権株式数(無額面普通株式)	109,000,000	436,000,000
発行済株式数(無額面普通株式)	29,012,496	116,049,984
自己株式	62	248

	株数(株)	資本金(百万円)	資本剰余金(百万円)
全額払込済みの発行済み普通株式：			
2018年10月1日現在	29,012,496	100	15,863
配当金	-	-	116
2019年9月30日現在	29,012,496	100	15,747
株式分割	87,037,488	-	-
2020年9月30日現在	116,049,984	100	15,747

(注) 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。これにより授権株式数は327,000,000株増加し436,000,000株となり、発行済株式数は87,037,488株増加し116,049,984株となり、自己株式は186株増加し248株となっております。

## (2) 資本構造

当社グループの資本構造は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当連結会計年度 (2020年9月30日)
負債合計	88,982	186,345
現金及び現金同等物	10,341	12,665
純負債	78,641	173,680
資本合計	47,367	50,920

当社グループは、現在及び将来の事業活動のために適切な水準の資産、負債及び資本を維持することに加え、事業活動における資本効率の最適化を図り、財務体質を向上させるという方針のもと、資本を管理しております。経営幹部は、当社グループの資本管理において、親会社所有者帰属持分比率を一定の指標として評価しており、前連結会計年度及び当連結会計年度における当該比率はそれぞれ34.7%及び21.4%となっております。

## (3) 剰余金

## 資本剰余金

日本における会社法(以下「会社法」という。)では、株式の発行に対して払込み又は給付に係る額の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれている資本準備金に組み入れることが規定されております。

## 利益剰余金

会社法では、剰余金の配当として支出する金額の10分の1を、資本剰余金に含まれている資本準備金及び利益剰余金に含まれている利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されております。また、株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができるとされております。利益剰余金は未処分の留保利益から構成されております。

## 22. その他の資本の構成要素

(単位：百万円)

	在外営業活動体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値に係る純変動の有効部分	新株予約権	合計
2018年10月1日	33	69	827	790
在外営業活動体の換算差額	371	-	-	371
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値に係る純変動の有効部分				
当期発生額	-	75	-	75
連結損益計算書への組替調整額	-	11	-	11
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る当期法人所得税(注記14)	-	21	-	21
新株予約権の取得	-	-	913	913
自己新株予約権の消却(注記32)	-	-	1,764	1,764
株式に基づく報酬取引	-	-	37	37
2019年9月30日	404	5	61	339
在外営業活動体の換算差額	68	-	-	68
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値に係る純変動の有効部分				
当期発生額	-	9	-	9
連結損益計算書への組替調整額	-	10	-	10
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る当期法人所得税(注記14)	-	0	-	0
新株予約権の失効	-	-	6	6
株式に基づく報酬取引	-	-	183	183
2020年9月30日	336	3	237	95

その他の資本の構成要素の内容及び目的は以下のとおりであります。

在外営業活動体の換算差額

外貨建てで作成された在外子会社等の財務諸表を連結する際に発生した換算差額であります。

キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値に係る純変動の有効部分

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定され、かつその要件を満たすデリバティブ取引の公正価値に係る変動額のうち有効な部分であります。

新株予約権

ストック・オプション制度に係る株式に基づく報酬取引であります(注記「33. 株式に基づく報酬」を参照)。

## 23. 自己株式

前連結会計年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

	株数（株）	株式資本（百万円）
2018年10月1日現在	62	0
2019年9月30日現在	62	0

当連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

	株数（株）	株式資本（百万円）
2019年10月1日現在	62	0
分割による増加（注）	186	-
2020年9月30日現在	248	0

（注）当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。これにより自己株式数は186株増加し、248株となっております。

## 24. 配当金

## (1) 配当金支払額

前連結会計年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

決議日	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年12月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金 及び 資本剰余金	2,466	85.00	2018年9月30日	2018年12月21日

（注）配当の原資別の配当金の総額は、利益剰余金から2,350百万円（1株当たり配当額81.00円）、資本剰余金から116百万円（1株当たり配当額4.00円）であります。

当連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

決議日	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年12月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,611	90.00	2019年9月30日	2019年12月20日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

前連結会計年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

決議日	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年12月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,611	90.00	2019年9月30日	2019年12月20日

当連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

決議日	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年12月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,741	15.00	2020年9月30日	2020年12月25日

## 25. 売上収益

当社グループは、直営方式による回転すし店のチェーン展開を中心としたすし事業及びそれに付随する単一の事業を行っております。

すし事業の顧客との契約に基づき分解した収益は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
店舗売上	198,750	204,658
その他	338	299
合計	199,088	204,957

## 店舗売上

店舗売上においては、主に店舗に来店されるお客様を顧客としております。料理を提供した時点において顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該料理提供時点で売上収益を認識しております。

また、顧客がクーポン等を使用する場合の取引価格は、顧客との契約において約束された対価からクーポン等により充当された金額を減額しております。

各月の収益として計上された金額は、利用者により選択された決済手段に従って、クレジット会社等が別途定める支払い条件により履行義務充足後、短期のうちに支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

## 26. その他の収益

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
政府補助金収入	-	255
賃料減免	-	162
その他	123	201
合計	123	619

## 27. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
従業員給付費用	54,844	57,775
減価償却費及び償却費(注)	4,710	15,163
水道光熱費	4,494	4,519
その他	24,098	16,942
合計	88,146	94,398

(注) 前連結会計年度において、販売費及び一般管理費の性質別内訳として記載しておりました「地代家賃」は、IFRS第16号「リース」の適用により金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めております。なお、前連結会計年度の「地代家賃」は8,761百万円であります。また、IFRS第16号「リース」の適用により、「減価償却費及び償却費」が前連結会計年度に比べ、9,486百万円増加しております。

## 28. その他の費用

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
固定資産除却損	82	47
減損損失	584	1,742
その他	56	84
合計	722	1,872

## 29. 従業員給付費用

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
賃金及び給与	48,255	51,497
従業員賞与	2,998	2,133
法定福利費	3,490	3,823
その他	101	321
合計	54,844	57,775

(注) 従業員給付費用は販売費及び一般管理費に計上されております。本邦の厚生年金保険法に基づく厚生年金保険料の事業主負担分は前連結会計年度が1,850百万円、当連結会計年度が2,082百万円含まれております。また、一部の海外子会社の確定拠出制度における退職給付費用は前連結会計年度が55百万円、当連結会計年度が119百万円含まれております。

上の表に含まれる、主な経営幹部の報酬は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
役員報酬	235	261
役員賞与引当金繰入額	147	66
その他	45	96
合計	427	424

(注) 主な経営幹部の報酬は、直接又は間接的に当社グループの活動を計画、統制及び指揮する責務を負う主要役員の報酬から構成されております。

## 30. 金融収益及び金融費用

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
金融収益		
受取利息		
償却原価で測定される金融資産		
現金及び現金同等物	2	1
敷金及び保証金	55	50
デリバティブ評価益		
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	13	13
その他	57	25
合計	128	90
金融費用		
支払利息		
償却原価で測定される金融負債	252	257
リース負債	26	514
割引計算の期間利息費用(引当金)	15	16
コミットメントフィー	5	9
為替差損	7	11
その他	4	2
合計	308	808

## 31. 1株当たり利益

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
親会社の普通株主に帰属する当期利益(百万円)	9,959	6,457
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する普通株主に係る当期利益(百万円)	9,959	6,457
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する普通株主に係る当期利益(百万円)	9,959	6,457
基本的期中平均普通株式数(株)	116,049,736	116,049,736
希薄化後1株当たり当期利益の計算に用いられた普通株式増加数(株)	215,276	333,346
希薄化後の期中平均普通株式数(株)	116,265,012	116,383,082
基本的1株当たり当期利益(円)	85.81	55.64
希薄化後1株当たり当期利益(円)	85.65	55.48
希薄化効果を有しないため、希薄化後1株当たり当期利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	新株予約権1種類 (普通株式83千株)

(注) 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益については、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、当該株式分割後の発行済株式数により算定しております。

## 32. キャッシュ・フロー情報

## (1) 財務活動に係る負債の変動

前連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

	2018年10月1日	キャッシュ・フローを伴う変動	新規リース	その他	2019年9月30日
借入金	44,828	4,168	-	111	40,771
リース負債	2,436	1,049	7	9	1,384

(注) 1年以内返済予定の残高を含んでおります。

当連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

	2019年10月1日	IFRS第16号適用に伴う調整	キャッシュ・フローを伴う変動	新規リース	その他	2020年9月30日
社債及び借入金	40,771	-	5,778	-	138	46,687
リース負債	1,384	80,714	9,982	17,904	344	89,676

(注) 1年以内返済予定の残高を含んでおります。

## (2) 非資金取引

主な非資金取引の内容は以下のとおりであります。

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
ファイナンス・リース取引による資産の取得	6	-
リース取引による使用権資産の取得	-	17,904

## 33. 株式に基づく報酬

当社グループは、持分決済型株式報酬制度を設けており、取締役及び従業員に対し、当社グループの持分金融商品（オプション）を付与しております。オプションの付与日における公正価値は第14回から第17回新株予約権についてはモンテカルロ・シミュレーション等を用いて算定しております。付与されたオプションの公正価値は、付与日から権利確定期間にわたり費用及び資本の増加として認識しております。連結損益計算書の販売費及び一般管理費に含まれている株式報酬費用計上額は、前連結会計年度が44百万円、当連結会計年度が183百万円であります。

ストック・オプション制度の概要は以下のとおりであります。

	付与日	行使期限	1株当たり 行使価格（円）	権利行使条件
第14回	2018年2月2日	2058年2月2日	1.00	（注）1、4
第15回	2019年1月4日	2059年1月4日	1.00	（注）1、4
第16回	2020年1月6日	2060年1月6日	1.00	（注）1、4
第17回	2020年1月7日	2029年12月19日	8,840.00	（注）2、3、4

（注）1. 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、以下のいずれかに該当する場合には限り、本新株予約権を行使できます。

本新株予約権者は、行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には前営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

本新株予約権者が行使できる新株予約権の数は、本新株予約権の割当日以後権利行使期間開始日までの絶対的TSR（割当日から3年を経過する日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値に、割当日から3年を経過する日までの間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額を加算し、本新株予約権の割当日の属する月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値で除して算定した値）とTOPIX成長率（割当日から3年を経過する日の属する月の前月の各日の東証株価指数（以下「TOPIX」という。）の終値平均値を、本新株予約権の割当日の属する月の各日のTOPIXの終値平均値で除して算定した値をいう。）とを比較し、その割合に応じて、段階的に変動するものとする。

本新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

2. 本新株予約権者（ の場合においてはその相続人）は、以下の事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができません。

本新株予約権者が当社、株式会社あきんどスシロー、株式会社スシロークリエイティブダイニング又はその他当社の関係会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位をいずれも喪失した場合（但し、定年退職その他正当な理由があると当社が認めた場合を除きます。）

本新株予約権者が死亡した場合

その他取締役会決議に基づき、新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当に関する契約に定める場合

3. 一個の本新株予約権の一部を行使することはできません。

4. 2020年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。これにより、第14回から第17回新株予約権については、1株当たり行使価格は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

株式報酬制度における発行済みのストック・オプション数の推移及びその加重平均行使価格は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)		当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	
	1株当たり 加重平均行使価格 (円)	株式数 (株)	1株当たり 加重平均行使価格 (円)	株式数 (株)
期首未行使残高	695	2,551,332	0.25	269,600
付与	0.25	122,800	1,519	482,000
消却	737	2,404,532	-	-
失効	-	-	894	35,600
期末未行使残高	0.25	269,600	978	716,000

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)		当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	
	1株当たり 加重平均行使価格 (円)	株式数 (株)	1株当たり 加重平均行使価格 (円)	株式数 (株)
期末行使可能残高	-	-	-	-

(注) 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。1株当たり加重平均行使価格及び株式数については、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

未行使のストック・オプションの加重平均残存契約年数は、前連結会計年度において38.75年、当連結会計年度において25.01年であります。当該ストック・オプションの最大期間は、前連結会計年度及び当連結会計年度において39.25年であります。

前連結会計年度及び当連結会計年度においてストック・オプションの取消及び条件の変更はありません。

#### ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

前連結会計年度及び当連結会計年度に付与されたオプションの公正価値は、モンテカルロ・シミュレーション等を用いて評価しており、評価に用いられた主な基礎データは以下のとおりであります。

	第15回	第16回	第17回
付与日における株価（円）	1,478	2,308	2,413
権利行使価格（円）	0.25	0.25	2,210.00
予想ボラティリティ（注）1	32.5%	28.6%	28.6%
オプションの予想残存年数	20年	20年	10年
予想配当	1.4%	1.0%	0.9%
無リスク利率	0.51%	0.28%	0.03%

（注）1．第15回については、当社と類似の上場企業の実績ボラティリティをもとに見積っております。第16回及び第17回については、当社の実績ボラティリティをもとに見積っております。

2．測定日時点の公正価値の合計額は、第15回において77百万円、第16回において162百万円、第17回において264百万円であります。

## 34. 金融商品

## (1) デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

当社グループは、特定の資産及び負債の金利変動リスクをヘッジするため、金利スワップ契約をキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定しております。当該ヘッジの非有効部分については重要性はありません。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年9月30日)		当連結会計年度 (2020年9月30日)	
	資産	負債	資産	負債
金利スワップ				
キャッシュ・フロー・ヘッジ	-	14	-	1
流動	-	-	-	1
非流動	-	14	-	-
合計	-	14	-	1

金利スワップの公正価値は、期末日における観察可能なデータに基づく見積将来キャッシュ・フローの現在価値で計算しております。

前連結会計年度末現在及び当連結会計年度末現在において、存在する金利スワップ契約の名目元本はそれぞれ20,600百万円及び18,500百万円であります。前連結会計年度末現在及び当連結会計年度末現在の金利スワップの固定金利は、0.02%～0.04%であり、主な変動金利はTIBORであります。

キャッシュ・フローが発生すると見込まれる期間は、ヘッジ対象である借入金と整合しております。

なお、当連結会計年度末において存在する金利スワップ契約は、2016年9月30日に借換えしたファシリティ契約に伴う借入に対して、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されております。

## (2) 財務上のリスク管理

当社グループは、為替リスク、信用リスク、流動性リスク、金利リスクといったあらゆる財務リスクにさらされております。当社グループは、特定の方針に基づきこれらのリスクをヘッジしております。

当社グループは、実需に基づく特定の取引から生じるリスクを軽減する目的においてのみ、デリバティブ取引を使用しております。

## (a) 為替リスク

当社グループは海外でも事業を展開しており、外貨のエクスポージャーから発生する為替リスクにさらされております。為替リスクは、将来の商取引及び計上されている資産や負債から発生します。

## (b) 信用リスク

敷金及び保証金は、テナントのリース契約における敷金及び保証金であり、当該物件の所有者の信用リスクにさらされております。当社グループの開発部は、第三者の信用格付システムに基づいた所有者の信用調査を行って信用リスクを評価し、負債状況の悪化にできるだけ早く気付けるように、相手方の財政状態を定期的にモニタリングすることにより、信用リスクの軽減に努めております。また、営業債権、預け金等は、取引先の信用リスクにさらされております。当社は与信管理の規程に基づき、財務経理部を主管部門として重要な取引先の信用状況について把握する体制をとっております。

連結財政状態計算書に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。特定の取引先について、重要な信用リスクのエクスポージャーはなく、特段の管理を有する信用リスクの過度の集中はありません。

なお、信用リスクのエクスポージャーに関し、担保として保有する物件及びその他の信用補完するものはありません。

当社グループでは、営業債権、敷金及び保証金や預け金等などの償却原価で測定される金融資産について、回収可能性や信用リスクの著しい増加などを考慮の上、将来の予想信用損失を測定し、貸倒引当金を計上しております。信用リスクが著しく増加しているか否かは、債務不履行発生リスクの変動に基づいて判断しており、その判断に当たっては、取引先の財政状況の悪化、期日経過情報などを考慮しております。

当社グループは営業債権については、常に全期間の予想信用損失と同額で貸倒引当金を個別的及び集会的に測定しております。営業債権以外の債権等については、12ヶ月の予想信用損失と同額で貸倒引当金を集合

的に測定しておりますが、信用リスクが著しく増加している場合は全期間の予想信用損失と同額で貸倒引当金を個別的及び集合的に測定しております。

営業債権以外の債権等については、信用リスクが著しく増大していない場合、同種の資産の過去の信用損失の実績率に将来の経済状況等の予測を加味した引当率を総額の帳簿価額に乗じて予想信用損失を算定しております。信用リスクが著しく増大している場合は、過去の信用損失実績及び将来予測情報に基づき、当該金融商品の回収に係る全期間の予想信用損失を見積ることにより予想信用損失を算定しております。

信用リスクが著しく増大している金融資産のうち、債務者が深刻な財政難を理由に弁済条件の大幅な見直しを要請してきた場合など、債権の全部又は一部について、回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行とみなしております。当社グループは債務者が債務不履行と判断される場合や債務者の破産等による法的整理手続の開始等があった場合には、当該金融資産は信用減損したものと判断しております。将来回収できないことが明らかな金額は、金融資産の帳簿価額を直接減額しております。

貸倒引当金の設定対象となっている金融資産の帳簿価額は下記のとおりです。

前連結会計年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

（単位：百万円）

	12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定されるもの	全期間の予想信用損失に等しい金額で測定されるもの			合計
		信用減損金融資産ではない金融資産	信用減損金融資産	営業債権	
2019年9月30日残高	8,442	-	-	2,534	10,978

当連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定されるもの	全期間の予想信用損失に等しい金額で測定されるもの			合計
		信用減損金融資産ではない金融資産	信用減損金融資産	営業債権	
2020年9月30日残高	9,343	-	-	4,784	14,127

当社グループでは、取引先の信用状態に応じて、金融資産の回収可能性を検討し、貸倒引当金を計上しております。貸倒引当金の増減は、以下のとおりです。

前連結会計年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

（単位：百万円）

	12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定されるもの	全期間の予想信用損失に等しい金額で測定されるもの			合計
		信用減損金融資産ではない金融資産	信用減損金融資産	営業債権	
2018年10月1日残高	18	-	-	-	18
増加（繰入）	4	-	-	-	4
減少（戻入）	-	-	-	-	-
減少（その他）	-	-	-	-	-
2019年9月30日残高	22	-	-	-	22

当連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	12ヶ月の予想信用 損失に等しい金額 で測定されるもの	全期間の予想信用損失に等しい金額で 測定されるもの			合計
		信用減損金融 資産ではない 金融資産	信用減損 金融資産	営業債権	
2019年10月1日残高	22	-	-	-	22
増加（繰入）	6	-	-	-	6
減少（戻入）	-	-	-	-	-
減少（その他）	3	-	-	-	3
2020年9月30日残高	25	-	-	-	25

営業債権は全て顧客との契約から生じた債権に関連するものであります。

営業債権については、相手先の信用リスク特性に応じて算定した過去の信用損失の実積率に将来の経済状況等の予測を加味して予想信用損失を算定しております。

なお、当社グループの営業債権が主としてクレジットカード会社に対するもので発生日の翌月には回収されることから、結果として営業債権につき期日経過日数に応じた一定の引当率を定めておりません。

#### (c) 流動性リスク

堅実な流動性リスク管理方針により、十分な現金及び現金同等物を確保し、借入限度枠の設定により必要な資金を確保しております。事業環境の変化に対応するため、当社グループは、未使用の借入限度枠を十分に確保することにより、柔軟な資金調達を可能とするよう努めております。

#### (d) 金利リスク

当社グループの金利リスクは、主に長期借入金から生じます。変動金利の借入金により、当社グループは将来キャッシュ・フローの変動リスクにさらされております。その他の条件がすべて同じである場合、金利が0.1%増加すると、税引後利益が前連結会計年度において13百万円、当連結会計年度において12百万円減少することになります。

当社グループは、変動から固定への金利スワップを用いることによりキャッシュ・フローの金利リスクを管理する方針であります。こうした金利スワップは、借入金を実質的に変動金利から固定金利に転換する効果があります。金利スワップ取引において、当社グループは、想定元本に基づき算定された固定金利と変動金利との差額について、特定の期日に受け渡しする契約を相手先との間で締結する方針であります。

(3) 金融商品の公正価値

金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。なお、帳簿価額と公正価値が近似している金融商品については、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年9月30日)		当連結会計年度 (2020年9月30日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定される金融資産：				
敷金及び保証金	7,959	8,177	8,671	8,839
償却原価で測定される金融負債：				
社債	-	-	9,957	9,951
公正価値で測定される金融負債：				
デリバティブ負債	14	14	1	1

金融資産及び金融負債の公正価値は以下のように算定しております。

(a) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の相手方となる物件の所有者の信用リスクが現時点で極めて低いと判断しているため、これらの公正価値は、リース期間にわたる将来キャッシュ・フローを、国債利回りといった適切な指標で割り引いた現在価値に基づいて計算しており、レベル3に該当します。

(b) デリバティブ

金利スワップ契約の公正価値は、保有する金融商品と同様の利率を用いた将来キャッシュ・フローの現在価値を基礎として計算しており、レベル2に該当します。

(c) 社債

社債の公正価値は、市場価格に基づいて計算しており、レベル2に該当します。

35. 公正価値測定

公正価値ヒエラルキー

公正価値の測定に使用される公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値の測定の重要なインプットのうち、最も低いレベルに基づいて決定しております。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における無調整の公表価格

レベル2：資産又は負債に関する直接又は間接的に観察可能なレベル1に含まれる公表価格以外のインプット

レベル3：資産又は負債に関する観測可能でないインプット

前連結会計年度（2019年9月30日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
敷金及び保証金	-	-	8,177	8,177
合計	-	-	8,177	8,177
負債：				
デリバティブ負債：				
ヘッジ手段として指定された金利スワップ	-	14	-	14
合計	-	14	-	14

当連結会計年度（2020年9月30日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
敷金及び保証金	-	-	8,839	8,839
合計	-	-	8,839	8,839
負債：				
社債	-	9,951	-	9,951
デリバティブ負債：				
ヘッジ手段として指定された金利スワップ	-	1	-	1
合計	-	9,952	-	9,952

（注）1．経常的に連結財務諸表に計上される資産及び負債について、当社グループは、各報告期間末に分類を再評価することで、ヒエラルキーのレベル間での振替が生じていないかを判断しております。

2．前連結会計年度末及び当連結会計年度末に終了する報告期間中に、公正価値測定レベル1とレベル2間の振替及びレベル3から、又はレベル3への振替はありません。

36. 偶発債務  
該当事項はありません。

37. コミットメント

(1) 設備投資契約

期末日現在契約は済んでいるもののまだ発生していない資本的支出は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当連結会計年度 (2020年9月30日)
有形固定資産	2,971	4,379

(2) オペレーティング・リース契約

解約不能オペレーティング・リースにおける今後の最低支払リース料総額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年9月30日)
1年以内	877
1年超5年以内	2,439
5年超	1,435
合計	4,752

(注) 1. 連結損益計算書に計上されたリース料支払額は、前連結会計年度が1,130百万円(最低支払リース料総額：994百万円、変動リース料：137百万円)であります。

2. 当社の本社に関するリース契約は、当社がリース期間満了の12ヶ月以上前に貸手に契約終了を通知しない限り、2年ごとに自動更新されます。

38. 関連当事者取引

重要な関係会社については、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」を参照してください。

当社と関連当事者との間の取引及び債権債務残高は以下のとおりであります。

前連結会計年度における取引総額及び前連結会計年度末残高

該当事項はありません。

なお、当社、株式会社神明ホールディングス及び元気寿司株式会社の資本業務提携解消に伴い、株式会社神明ホールディングスは2019年7月4日に当社株式の一部を処分しております。これに伴い、前第4四半期連結会計期間より、株式会社神明ホールディングスは関連当事者に該当しないこととなりました。

当連結会計年度における取引総額及び当連結会計年度末残高

(単位：百万円)

名称	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	未決済残高
Wasabi Participations Limited	関連会社	増資の引き受け(注)	1,156	-

(注) 1. 増資の引受は関連会社が行った増資を引き受けたものであります。

2. 経営幹部に対する報酬は注記「29. 従業員給付費用」に記載しております。

39. 後発事象

(社債の発行)

当社は、2020年10月26日開催の取締役会における無担保普通社債の発行に関する包括決議に基づき、2020年11月27日を払込期日として、以下のとおり発行いたしました。

銘柄	第3回無担保社債 (特定社債間限定同順位特約付)
発行総額	200億円
発行価額	各社債の金額100円につき金100円
利率	0.08%
担保	なし
償還期限	2023年11月27日
資金使途	借入金返済資金及び設備投資資金に充当

## (2)【その他】

## 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上収益(百万円)	55,738	108,170	150,661	204,957
税引前四半期利益(税引前利益)(百万円)	4,693	7,883	7,172	10,536
親会社の所有者に帰属する四半期(当期)利益(百万円)	3,031	5,087	4,259	6,457
基本的1株当たり四半期(当期)利益(円)	26.12	43.83	36.70	55.64

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
基本的1株当たり四半期利益(円)又は基本的1株当たり四半期損失( )	26.12	17.71	7.13	18.94

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,809	1,606
売掛金	14	36
食材及び貯蔵品	5	57
関係会社短期貸付金	4,168	13,272
前払費用	97	308
未収入金	11,197	16,929
その他	331	278
貸倒引当金	4	4
流動資産合計	19,617	32,482
固定資産		
有形固定資産		
建物	44	37
機械及び装置	1	0
車両運搬具	3	2
工具、器具及び備品	37	30
有形固定資産合計	85	70
無形固定資産		
ソフトウェア	194	357
その他	68	118
無形固定資産合計	262	475
投資その他の資産		
投資有価証券	1,999	6
関係会社株式	38,273	43,689
関係会社長期貸付金	13,918	2,605
長期前払費用	0	0
繰延税金資産	332	255
その他	48	43
貸倒引当金	252	1,114
投資その他の資産合計	54,319	45,483
固定資産合計	54,666	46,028
資産合計	74,283	78,510
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	12,891	13,432
1年内返済予定の長期借入金	4,168	36,741
リース債務	3	3
未払金	1,426	1,366
未払費用	39	45
未払法人税等	436	1,544
前受金	9	10
預り金	41	80
賞与引当金	313	186
役員賞与引当金	127	37
その他	207	55
流動負債合計	19,659	53,499
固定負債		
社債	-	10,000
長期借入金	36,741	-
リース債務	7	4
資産除去債務	24	24
その他	67	48
固定負債合計	36,839	10,076
負債合計	56,498	63,575

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金		
資本準備金	1,740	1,740
その他資本剰余金	10,106	10,106
資本剰余金合計	11,846	11,846
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,773	2,747
利益剰余金合計	5,773	2,747
自己株式	0	0
株主資本合計	17,718	14,692
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	6	6
評価・換算差額等合計	6	6
新株予約権	61	237
純資産合計	17,785	14,936
負債純資産合計	74,283	78,510

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
営業収益	1,985	1,599
営業費用		
販売費及び一般管理費	2,257	2,321
営業利益	7,286	2,699
営業外収益		
受取利息	1,263	1,224
その他	20	50
営業外収益合計	283	273
営業外費用		
支払利息	123	134
貸倒引当金繰入額	252	863
その他	25	70
営業外費用合計	400	1,066
経常利益	7,169	1,907
特別損失		
関係会社株式評価損	-	2,047
投資有価証券評価損	44	-
自己新株予約権消却損	1,810	-
特別損失合計	1,854	2,047
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	5,315	140
法人税、住民税及び事業税	310	197
法人税等調整額	122	78
法人税等合計	432	274
当期純利益又は当期純損失( )	5,747	415

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	100	1,740	10,222	11,962	2,376	2,376	0	14,437	92	92	848	13,681
当期変動額												
当期純利益					5,747	5,747		5,747				5,747
剰余金の配当			116	116	2,350	2,350		2,466				2,466
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									86	86	909	823
当期変動額合計	-	-	116	116	3,397	3,397	-	3,281	86	86	909	4,104
当期末残高	100	1,740	10,106	11,846	5,773	5,773	0	17,718	6	6	61	17,785

当事業年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	100	1,740	10,106	11,846	5,773	5,773	0	17,718	6	6	61	17,785
当期変動額												
当期純損失（ ）					415	415		415				415
剰余金の配当					2,611	2,611		2,611				2,611
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									1	1	177	176
当期変動額合計	-	-	-	-	3,026	3,026	-	3,026	1	1	177	2,850
当期末残高	100	1,740	10,106	11,846	2,747	2,747	0	14,692	6	6	237	14,936

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

食材 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～15年

工具、器具及び備品 2～8年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

4. ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理によっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税は発生事業年度の期間費用としております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(5) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
短期金銭債権	11,468百万円	17,045百万円
短期金銭債務	140	198

## (損益計算書関係)

## 1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
営業取引による取引高		
営業収益	9,858百万円	5,735百万円
営業取引以外の取引による取引高	263	224

## 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
給料及び手当	819百万円	958百万円
役員賞与引当金繰入額	127	49
賞与引当金繰入額	409	289
減価償却費	35	100
消耗品費	469	388
システム関連費用	359	387
広告宣伝費	2,769	2,562
支払報酬	413	434
貸倒引当金繰入額	1	0
業務委託料	4,908	4,136

なお、すべて一般管理費であります。

## (有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式41,631百万円、関連会社株式2,058百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式38,273百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
繰延税金資産		
関係会社株式	841百万円	1,538百万円
税務上の繰越欠損金	351	347
賞与引当金	107	58
貸倒引当金	-	381
長期前払費用	62	18
その他	268	139
繰延税金資産小計	1,628	2,482
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	311	259
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	979	1,965
評価性引当額小計	1,290	2,223
繰延税金資産合計	338	259
繰延税金負債		
その他	6	4
繰延税金負債合計	6	4
繰延税金資産純額	332	255

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
法定実効税率	34.1%	
(調整)		
受取配当等永久に益金に算入されない項目	42.8%	税引前当期純損失を 計上しているため、 記載しておりません。
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	
評価性引当額の増減	3.1%	
その他	2.5%	
税効果会計適用後の法人税等負担率	8.1%	

## (重要な後発事象)

## (社債の発行)

当社は、2020年10月26日開催の取締役会における無担保普通社債の発行に関する包括決議に基づき、2020年11月27日を払込期日として、以下のとおり発行いたしました。

銘柄	第3回無担保社債 (特定社債間限定同順位特約付)
発行総額	200億円
発行価額	各社債の金額100円につき金100円
利率	0.08%
担保	なし
償還期限	2023年11月27日
資金使途	借入金返済資金及び設備投資資金に充当

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定資産	建物	44	1	-	9	37	10
	機械及び装置	1	-	-	0	0	0
	車両運搬具	3	-	-	1	2	3
	工具、器具及び備品	37	14	-	21	30	27
	建設仮勘定	-	36	36	-	-	-
	有形固定資産計	85	51	36	31	70	40
無形 固定資産	ソフトウェア	194	232	-	69	357	100
	その他	68	308	258	-	118	-
	無形固定資産計	262	540	258	69	475	100

## 【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	255	863	-	1,118
賞与引当金	313	186	313	186
役員賞与引当金	127	37	127	37

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで										
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内										
基準日	毎事業年度末日										
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日										
1単元の株式数	100株										
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社  無料										
公告掲載方法	電子公告 ( <a href="http://www.sushiroglobalholdings.com/financial/">http://www.sushiroglobalholdings.com/financial/</a> ) ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。										
株主に対する特典	<table border="1"> <tr> <td>株主優待制度の内容</td> <td>スシローで使用できる優待食事券を贈呈する</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>以下の保有株式数に応じた金額 ・100株～199株 年間2,000円分(半期1,000円分×2回) ・200株～399株 年間3,000円分(半期1,500円分×2回) ・400株～799株 年間4,000円分(半期2,000円分×2回) ・800株～1,999株 年間8,000円分(半期4,000円分×2回) ・2,000株以上 年間20,000円分(半期10,000円×2回)</td> </tr> <tr> <td>回数</td> <td>年2回(権利確定:9月30日/3月31日)</td> </tr> <tr> <td>使用期限</td> <td>6ヶ月間</td> </tr> <tr> <td>使用条件</td> <td>・会計金額1,000円毎に500円分の優待食事券を使用可能 ・他の割引券との併用可能 ・全日使用可能</td> </tr> </table>	株主優待制度の内容	スシローで使用できる優待食事券を贈呈する	金額	以下の保有株式数に応じた金額 ・100株～199株 年間2,000円分(半期1,000円分×2回) ・200株～399株 年間3,000円分(半期1,500円分×2回) ・400株～799株 年間4,000円分(半期2,000円分×2回) ・800株～1,999株 年間8,000円分(半期4,000円分×2回) ・2,000株以上 年間20,000円分(半期10,000円×2回)	回数	年2回(権利確定:9月30日/3月31日)	使用期限	6ヶ月間	使用条件	・会計金額1,000円毎に500円分の優待食事券を使用可能 ・他の割引券との併用可能 ・全日使用可能
株主優待制度の内容	スシローで使用できる優待食事券を贈呈する										
金額	以下の保有株式数に応じた金額 ・100株～199株 年間2,000円分(半期1,000円分×2回) ・200株～399株 年間3,000円分(半期1,500円分×2回) ・400株～799株 年間4,000円分(半期2,000円分×2回) ・800株～1,999株 年間8,000円分(半期4,000円分×2回) ・2,000株以上 年間20,000円分(半期10,000円×2回)										
回数	年2回(権利確定:9月30日/3月31日)										
使用期限	6ヶ月間										
使用条件	・会計金額1,000円毎に500円分の優待食事券を使用可能 ・他の割引券との併用可能 ・全日使用可能										

(注) 定款の規定により、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

(第5期)(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)2019年12月20日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年12月20日近畿財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第6期第1四半期)(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)2020年2月7日近畿財務局長に提出

(第6期第2四半期)(自 2020年1月1日 至 2020年3月31日)2020年5月8日近畿財務局長に提出

(第6期第3四半期)(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)2020年8月5日近畿財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2019年12月25日に近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

2020年2月6日に近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書であります。

2020年12月10日に近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書であります。

2020年12月24日に近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の発行)に基づく臨時報告書であります。

2020年12月24日に近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の発行)に基づく臨時報告書であります。

2020年12月24日に近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書であります。

(5) 訂正臨時報告書

2020年1月10日に近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(株主総会における議決権行使の結果)に基づく訂正臨時報告書であります。

(6) 発行登録書(株券、社債券等)及びその他の添付書類

2020年11月2日に近畿財務局長に提出

(7) 訂正発行登録書

2020年12月10日に近畿財務局長に提出

2020年11月2日提出の発行登録書(社債)に係る訂正発行登録書であります。

2020年12月24日に近畿財務局長に提出

2020年11月2日提出の発行登録書(社債)に係る訂正発行登録書であります。

(8) 発行登録追補書類(株券、社債券等)及びその他の添付書類

2020年11月20日に近畿財務局長に提出

2020年11月2日提出の発行登録追補書類(株券、社債券等)であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年12月24日

株式会社スシローグローバルホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 毅  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 龍田 佳典  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中村 武浩  
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スシローグローバルホールディングスの2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準に準拠して、株式会社スシローグローバルホールディングス及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2019年9月30日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2019年12月19日付けで無限定適正意見を表明している。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社スシローグローバルホールディングスの2020年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社スシローグローバルホールディングスが2020年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

##### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

2020年12月24日

株式会社スシローグローバルホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 竹内 毅

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 龍田 佳典

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中村 武浩

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スシローグローバルホールディングスの2019年10月1日から2020年9月30日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スシローグローバルホールディングスの2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の事項

会社の2019年9月30日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2019年12月19日付けで無限定適正意見を表明している。

### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。